

岩手県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年2月27日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和

岩手県監査委員 名須川 晋

岩手県監査委員 五味 克 仁

岩手県監査委員 中 野 玲 子

令和7年度 包括外部監査結果報告書

観光の振興に関する施策に係る
財務事務の執行について

令和8年2月
岩手県包括外部監査人
公認会計士 加藤 聡

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、割合や比率の計算を除き、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として岩手県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、岩手県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 指摘事項及び意見

本報告書では、監査の結論を【指摘】と【意見】に分けて記載している。【指摘】(指摘事項)は、今後、県において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

また、【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

4. 消費税及び地方消費税(消費税等)の表記

本報告書に記載されている取引金額は、原則として消費税等を含んだ金額である。消費税等を含まない金額で表記する場合には、別途その旨の記載を行っている。

5. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

地方自治法	⇒	自治法
地方自治法施行令	⇒	自治令

6. 用語の解説

本文中に繰り返し記載される用語の解説は下記のとおりである。

DMO: Destination Management/Marketing Organization の略。「観光地域づくり法人」を意味する。地域の多様な関係者を巻き込みつつ、データマーケティングなどの科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役となる法人である。

DMP: Data Management Platform の略。マーケティングに必要な情報を一元管理できるシステム。

KPI: Key Performance Indicator の略。組織やプロジェクトの目標達成度を測るための指標。

目 次

第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
4. 監査の対象期間.....	2
5. 監査の実施期間.....	2
6. 監査従事者の資格及び氏名	2
7. 利害関係.....	2
第2章 監査の視点	3
1. 監査の基本的な方針.....	3
（1）事業の有効性について	3
（2）法令等への準拠性について	5
（3）事業の経済性・効率性について	5
2. 監査要点.....	7
（1）事業の有効性について	7
（2）法令等への準拠性について	7
（3）事業の経済性・効率性について	8
3. 監査手続.....	9
（1）監査対象として選定した事業及び財政援助団体の概要把握	9
（2）関連資料の閲覧と所管部署に対するヒアリング	9
（3）現地又は現物の視察	9
（4）監査報告書の作成	9
第3章 監査対象の基本的事項	10
1. 岩手県の観光統計.....	10
（1）観光統計の前提	10
（2）各種観光統計の比較	11
2. みちのく岩手観光立県第4期基本計画	16
（1）みちのく岩手観光立県第4期基本計画について	16
（2）計画の目標	17
（3）観光振興に関する施策	19
（4）推進体制	23
3. 監査対象事業.....	26
（1）観光の定義と監査対象事業の選定について	26
（2）監査対象とした事業	26

第4章 外部監査の結果及び意見—総論— 29

1. 監査の結果及び意見の総括	29
(1) 事業の有効性について	30
(2) 事務の適正性について	36
(3) 情報の管理及び分析の必要性について	39
(4) 施設や設備に係る事項	42
(5) 収益に係る事項	44
2. 指摘事項及び意見一覧	47

第5章 外部監査の結果及び意見—各論— 50

1. いわて花巻空港利用促進事業費	50
(1) 事業の概要	50
(2) 監査の結果	61
(3) 監査対象事業に対する意見	61
2. 世界遺産価値普及事業費	66
(1) 事業の概要	66
(2) 監査の結果	67
(3) 監査対象事業に対する意見	67
3. 平泉世界遺産ガイドランスセンター管理運営費	68
(1) 事業の概要	68
(2) 監査の結果	70
4. 北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営費	72
(1) 事業の概要	72
(2) 監査の結果	74
(3) 監査対象事業に対する意見	74
5. いわての魅力まるごと発信強化事業	75
(1) 事業の概要	75
(2) 監査の結果	77
(3) 監査対象事業に対する意見	77
6. いわて観光経済交流センター管理運営事業	80
(1) 事業の概要	80
(2) 監査の結果	82
(3) 監査対象事業に対する意見	84
7. いわて銀河プラザ管理運営費	87
(1) 事業の概要	87
(2) 監査の結果	89
(3) 監査対象事業に対する意見	89
8. 北東北三県観光立県推進協議会負担金	94
(1) 事業の概要	94
(2) 監査の結果	97
(3) 監査対象事業に対する意見	97
9. 観光統計共通基準事業費	101
(1) 事業の概要	101
(2) 監査の結果	102
(3) 監査対象事業に対する意見	102

10. いわて観光キャンペーン推進協議会事業費	105
(1) 事業の概要	105
(2) 監査の結果	107
(3) 監査対象事業に対する意見	107
11. いわてインバウンド新時代戦略事業費	112
(1) 事業の概要	112
(2) 監査の結果	115
(3) 監査対象事業に対する意見	116
12. いわての新しい観光推進体制整備事業	118
(1) 事業の概要	118
(2) 監査の結果	120
(3) 監査対象事業に対する意見	122
13. いわて教育旅行誘致促進事業	124
(1) 事業の概要	124
(2) 監査の結果	125
(3) 監査対象事業に対する意見	126
14. いわての観光業魅力向上事業	127
(1) 事業の概要	127
(2) 監査の結果	129
(3) 監査対象事業に対する意見	129
15. 観光施設機能強化事業費	130
(1) 事業の概要	130
(2) 監査の結果	131
(3) 監査対象事業に対する意見	131
16. 公益財団法人さんりく基金	134
(1) 法人の概要	134
(2) 監査の結果	138
(3) 監査対象事業に対する意見	140
17. 公益財団法人岩手県観光協会	144
(1) 法人の概要	144
(2) 監査の結果	154
(3) 監査対象事業に対する意見	155
18. 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会	160
(1) 法人の概要	160
(2) 監査の結果	165
(3) 監査対象事業に対する意見	165
19. 三陸鉄道株式会社	169
(1) 法人の概要	169
(2) 監査の結果	176
(3) 監査対象事業に対する意見	176
20. IGRいわて銀河鉄道株式会社	179
(1) 法人の概要	179
(2) 監査の結果	182
(3) 監査対象事業に対する意見	182
21. 公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター	184
(1) 法人の概要	184
(2) 監査の結果	188
(3) 監査対象事業に対する意見	188

第 1 章 監査の概要

1. 監査の種類

自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

岩手県の面積は北海道に次いで全国第 2 位を誇り、県北から県南、海沿いから山間部にかけて多くの観光資源を有する。また、観光産業は、宿泊業、旅行業に加え、運輸業、小売業、飲食店業、農林水産業など、裾野が広い産業である。このような点から、観光産業は、岩手県の今後の発展にとって重要な産業と位置付けられる。

一方で、平成 23 年の東日本大震災津波では観光を含めた県内の多くの産業が被害を受け、さらに令和 2 年から令和 4 年にかけての新型コロナウイルス感染症の流行により、県内の観光産業は大打撃を受けた。しかし、令和 5 年に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行した後は、落ち込んでいた観光需要が着実に盛り返している。また、円安などの経済的な要因や、メディア・SNSによる情報発信が海外からの観光客流入を後押しし、観光需要の高まりに大きく影響している。

そのような状況を背景に、岩手県では令和 6 年度から令和 10 年度までを計画期間とした「みちのく岩手観光立県第 4 期基本計画」を策定しており、この中で、観光振興による地域経済の活性化に加え、持続可能な観光を柱にすることを宣言している。今まで以上に、県内各地域の特色を活かした観光地域づくりが期待される場所である。

上述したとおり、観光産業は、非常に裾野が広い産業であり、県内経済に及ぼす影響も大きい。そのため、これを支援する県の関連部署も多岐にわたり、また、関係する団体も多数に及ぶ。これにより、必然的に予算規模が大きくなることに加えて、施策の方向性に一体感があるかなど、監査実施上留意すべき点もある。

私は、このような考えから、観光の振興に関する施策に係る財務事務は、その効果と効率を勘案して実行されているか、そして、それにより県民の暮らしを豊かにすることに役立っているかについて検証することが必要であると判断し、令和 7 年度の岩手県包括外部監査における特定の事件（監査テーマ）を「観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について」とした。

4. 監査の対象期間

原則として令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
ただし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

令和7年4月1日から令和8年2月9日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤 聡
監査補助者	公認会計士	荒谷 祐介
	公認会計士	石崎 一登
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	鈴木 崇大
	公認会計士	谷川 淳
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士	柳原 匠巳

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法
第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の視点

1. 監査の基本的な方針

令和7年度岩手県包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)を選定した理由は前述したとおりである。この選定理由を踏まえて決定した監査の基本的な方針は、以下のとおりである。

(1) 事業の有効性について

① 事業の成果を評価すること

地方公共団体が行う事業は、須く有効性が問われなければならない。事業が有効であるとは、その事業を実施した後に所期の目的が遂げられた状態になることを意味する。したがって、事業の有効性を問うためには、事業目的を明確にするための客観的な目標の設定を前提に、その成果の測定が適切に行われているかを検証する必要がある。

しかし、実際には、その成果が比較的分かりやすいものとそうでないものがある。成果が分かりやすいものは監査においてもその事業の有効性を検証しやすいということになる。ただし、分かりやすい成果が上がっていても、その成果が県の実施する事業によってもたらされたといえるどうかの検証は必要である。

一方で、事業の成果が分かりにくいものもある。今回の監査の対象とする観光振興を目的とした事業は民間の経済活動に対する支援が主な事業であり、長い時間を掛けて成果が出るものも少なくない。しかし、そのような場合でも、県が思い描いている成果の実現可能性を第三者的視点で吟味することは重要である。

② PDCAサイクルについて

事業の有効性を問う際に留意すべき点がある。それは、現時点での成果が上がっていないことをもって直ちに当該事業の有効性を否定するのではなく、その成果の測定結果がその後の事業の改善に有効に活用されているかという点こそ深く考察する必要があるということである。

上述したとおり、観光振興に係る施策は民間の経済活動に対する支援が主な事業である。しかし、県内外の人々が岩手県の観光スポットに魅力を感じるかどうかは誰にも予測不可能である。そのような状況では、直ちに成果が出ないこともしばしばであり、常に最適解を模索する姿勢こそが重要になる。したがって、県内の企業や県民だけではなく、これを支援する県の側にも事業の実施方法や事業規模などを適宜改善し、何度でも試みる柔軟さと忍耐強さが要求される。

一般に、地方公共団体が観光振興事業を実施するにあたっては、この点を最も苦手とするのではないかと考える。その理由の一つは、一年前に予算化した事業を

次の一年を通して実施していくため、企業や経済全体のスピード感とタイムラグがあり、適時に市場の要求を取り込んだ施策が打ち出しづらいことがある。また、もう一つの理由として、地方公共団体では会計期間の縛りが民間企業より厳しいことが挙げられる。民間企業の場合、毎年度の決算日とその翌日とで企業が行う事業の内容が大きく変化することは稀である。しかし、地方公共団体の場合、例え同一名称の事業であっても3月31日と4月1日に実施する事業は明確に違う事業として認識される。毎年度議会において予算を確定させ、これに従って予算が執行されるため、その年度の支出に関する認識が民間企業とは自ずと異なる。しかし、このことが年度間における情報伝達を困難にし、前年度に得られた経験やノウハウが次年度に活かされないため、事業の実施方法やその規模の改善などを妨げることもある。こういった地方公共団体の実施する事業のPDCAサイクルに係る問題は、事業の有効性を問う際には非常に重要な問題であり、監査を通じて検証していかなければならない。

③ 岩手の力を引き出す事業

県が実施する観光振興事業の有効性を検証するにあたっては、民間との役割分担にも留意する必要がある。

観光資源の発掘・設置、利用可能性・利便性の向上、周知といった各ステージにおいて県がどのように関わるべきかは、事業内容の根本に関わる問題である。

観光は産業としての裾野が広く県民に広く利益をもたらす事業ではあるが、他方、民間の経済活動の一環である以上、本来は全て民間が行うべきである。そして、このことは県と民間事業者の双方が認識しておかなければならないことである。したがって、県が実施する観光振興事業は、岩手県全体が持っている潜在的な能力や資源を有効活用できていない場合に、これを発揮できるように誘導することを主眼とすべきである。

具体的には、民間の観光に関連する活動について、実施主体自らの資金で活動していくことできるならば、そこに対する公金の投入は不要である。逆に、民間が実施する観光に関連する活動について、自らの資金で活動を継続していくことができないと判断した場合は、そこに公金を投入して県が支援していく理由を明確にし、そして将来的には民間が活動を自走させるにはどうすべきかという視点で事業設計がなされるべきである。監査においては、そのような視点でも事業の有効性を検証していく必要がある。

(2) 法令等への準拠性について

観光振興事業を監査する際に、最も重要な論点は有効性に係るものだと考える。しかし、有効性さえ高められれば決められたルールを逸脱してもよいということにはならない。なぜなら、ルールは事業の有効性を担保し、実効性を高める目的で設定されたものであり、これを遵守しない場合には、事業の有効性も覚束なくなるためである。

経済施策に係る事業が福祉関連の事業などと決定的に異なる点は、前者には直接的な公平性の概念を取り払わなければならない場合が随所にあることである。つまり、その事業が目指す成果は長い時間を掛けてゆっくりと多くの県民に浸透することを前提にしており、ある一時点では不公平に見えることも想定しておかなければならない。

特に、観光振興事業の中には、営利事業を行う企業や個人、または関係諸団体に対して直接行われる補助や助成もある。これらについては、一旦公平性を棚上げしてもその効果が広く波及することを想定して行っているのであり、それゆえ直接の受益者以外の県民に対する説明責任は他の事業よりむしろ重いと考えるべきである。もし、法令等への準拠性が軽んじられるならば、県民の事業への信頼は損なわれ、継続的に実施していくことが困難となり、その結果、事業が所期に掲げた目的も達成できなくなってしまう。

したがって、法令等に準拠して事務を行っていくことはその事業の成果を得るための根幹をなすものであり、監査上もこの点は厳格に検証していく必要がある。

(3) 事業の経済性・効率性について

① 経済性と法令準拠性及び有効性の関係

地方公共団体が行う事業が経済的であること、あるいは効率的であることは様々な次元で要求されることである。

第一に、自治法第 2 条第 14 項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。したがって、本来、経済的・効率的に事業を実施しないことは法令等への準拠性違反である。

また、違う視点から見れば、事業が経済的・効率的であることは事業の有効性にも繋がることである。たとえば、設備を購入する場合、あるいは事業を委託する場合に、同じ仕様ならば 1 円でも安価な方がよい。このような努力によって生まれる余剰が他の事業に充当されることによってより多くの事業が実施できるようになる。これによって地方公共団体が行う事業はより広範かつ重厚に実施することが可能となり、多くの受益を生むこととなる。監査においては事業の経済性や効率性についてもこのような観点から検証していく必要がある。

② 観光資源の定義と部署間連携

日本の観光政策審議会は、観光を「余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行う様々な活動であって、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするもの」と定義している。また、国連世界観光機関(UNWTO)では、「継続して1年を超えない範囲で、レジャーやビジネスなどの目的で日常生活環境以外の場所に旅行し、滞在する人の活動」と定義している。観光の定義は時代とともに変化しており、かつては「日常の生活では見ることのできない風景や風俗、習慣などを見て回る旅行」を意味していたが、旅行の安全性や快適性が向上するにつれて、「楽しみのための旅」全般を指すようになってきた。近年では、娯楽や保養だけでなく、スポーツ、学習、交流など多様な活動を含む概念として捉えることもある。

監査を行うにあたってはこのことを念頭におき、県が行う事業のどこまでを観光振興事業に含めるのかということを検討しなければならないが、上記観光の定義を踏まえ、県の観光振興事業をなるべく広く捉えるべきと考える。

これは、多くの人に来県してもらうことを目的として観光振興事業を実施しているのであれば、観光資源をなるべく広く捉え、これを発掘し、開発し、周知することが県民の利益に適うからであり、自然、文化、国際交流といった従来であれば、観光とは繋がらなかった事物についても観光資源として扱うことが有意義であると考えられるからである。

県としては、そのような観光資源の管理について部署間で連携し、効率的に県民の利益を追求できる事業を行うことが望まれる。

2. 監査要点

『1. 監査の基本的な方針』に従って定めた監査要点(監査手続によって検証すべき事項)は、以下のとおりである。

(1) 事業の有効性について

- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。特に、他団体への負担金などが例年同額となっている場合、金額の根拠に合理性があるといえるか。
- ・ 所期の目的が達成されているにもかかわらず支出され続けているものはないか。または、目的が達成できない蓋然性が高いにもかかわらず支出され続けているものはないか。
- ・ 財源に国の支出金等がある事業(もしくはあった事業)についても、県として有効性等を勘案し主体的に事業を実施しているか。

(2) 法令等への準拠性について

- ・ 補助金等の交付に係る事務手続が法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているか。
- ・ 補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されていないか。
- ・ 補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適切か。また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないか。
- ・ 委託事業の契約は会計規則に沿って行われているか。
- ・ 委託事業の契約相手先選定についての基準は明確か。
- ・ 結果的に特定の地域や業界の利益のみが優先され、他の地域や業界との間に著しい不公平が生じていないか。
- ・ 観光振興事業を受託している財政援助団体は、団体の経理状況を適切な方法で開示しているか。

(3) 事業の経済性・効率性について

- ・ 事業費の積算見積は適切に行われているか。
- ・ 委託事業においては、複数の見積を徴すなど契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 事業の実施方法として、県の直営か民間事業者への委託かを適切に選択しているか。
- ・ 事業の実施において収集された情報は、担当部局以外の関連部署と適切に共有される仕組みとなっているか。
- ・ 他の事業との重複や無理な細分化はないか。
- ・ 他の団体(県内市町村、各協同組合、商工会議所等)が実施する類似事業との関係は適切に考慮されているか。

3. 監査手続

『2. 監査要点』に記載したそれぞれの事項を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

(1) 監査対象として選定した事業及び財政援助団体の概要把握

監査対象として選定した事業及び財政援助団体についての説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、所管部署から意見聴取を行い、事業及び財政援助団体の概要を確認した。

(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対するヒアリング

監査対象事業及び財政援助団体について、予算の執行に関連する資料及び事業の実績又は効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。

これらの内容については、必要に応じて適宜所管部署に対しヒアリングを実施している。

(3) 現地又は現物の視察

以下に示す監査対象に対して実地に赴き、事業の実施状況及び資産の管理状況等を視察した。また、必要に応じて現場担当者に事業の概況について意見を聴取した。

視察日時	施設名
令和7年8月25日、26日、27日	公益財団法人岩手県観光協会(法人本部)
令和7年9月4日、10月27日	いわて銀河プラザ
令和7年9月8日	IGRいわて銀河鉄道株式会社(本社)
令和7年9月24日	三陸鉄道株式会社(本社)
令和7年10月1日、2日	公益財団法人盛岡観光コンベンション協会(法人本部)
令和7年10月4日	平泉世界遺産ガイドセンター
令和7年10月17日	公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター(法人本部及び盛岡手づくり村)

(4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第3章 監査対象の基本的事項

1. 岩手県の観光統計

ここでは、包括外部監査の対象領域となる岩手県の観光に係る規模や趨勢を理解するために、岩手県の観光に関する統計データを記載する。

(1) 観光統計の前提

① 「共通基準統計」と「県独自統計」

県の観光統計には、共通基準に基づく統計(観光入込客統計:令和6年版)と、県が独自に実施している統計(教育旅行者、外国人観光客及びスキー客の入込動向:令和6年版)の2つがある。なお、共通基準に基づく統計(観光入込客統計)は、平成27年より暦年による公表に移行している。

② 共通基準統計

観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)において、国は観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずることとされている。また、観光立国推進基本計画(平成19年6月29日閣議決定)において、「日帰り旅行者に関する統計等その他の観光旅行者に関する統計について、都道府県が行っている統計調査を踏まえつつ、地方公共団体が採用可能な共通基準を策定し、平成22年に共通基準での調査の実施を目指す」とされた。

共通基準は、都道府県における観光入込客に関する統計＝「観光入込客統計」について、把握する項目の定義、調査手法、推計方法等に関する基準を共通化し、都道府県が相互に比較可能な信頼性の高い統計を作成する目的で定めたものである。

③ 県独自統計

県独自統計は岩手県が独自に実施している統計である。共通基準では把握しきれない特定分野の入込動向を補完する。

共通基準統計は、全国比較が可能で有用であるが、次のような制約がある。

- ① 年間1万人以上の観光地点など、対象が限定される
- ② 観光地の種類によっては調査対象外になる
- ③ 教育旅行やスキー客など、特定分野の動向を把握しにくい

そのため、県は地域の観光実態をより正確に把握するために独自統計を併用している。

県が独自に調査しているのは、以下の3つの分野である。

- ① 教育旅行客(修学旅行など)
- ② 外国人観光客
- ③ スキー客の入込動向

(2) 各種観光統計の比較

以下は、岩手県観光統計概要に記載されたデータを監査人が加工したものである。

① 観光消費額(経年比較)

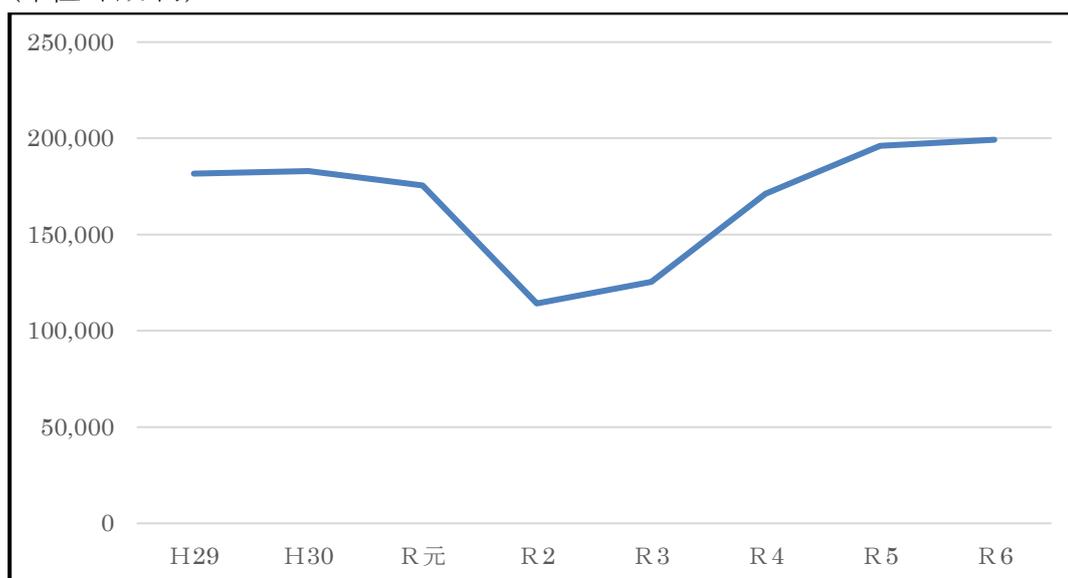
直近8年間の観光消費額は、次のとおりである。令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症の影響により消費額が大きく減少したが、令和5年度にはそれ以前の水準に回復し、令和6年度も着実に増加している。

図表1 観光消費額の推移

(単位：百万円)

区分	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
観光消費額	181,644	182,941	175,459	114,230	125,400	171,280	196,056	199,273
日本人観光消費額	174,964	175,086	165,283	110,150	125,400	171,280	182,701	184,755
外国人観光消費額	6,680	7,855	10,176	4,080	0	0	13,355	14,518

(単位：百万円)



② 観光入込客数(経年比較)

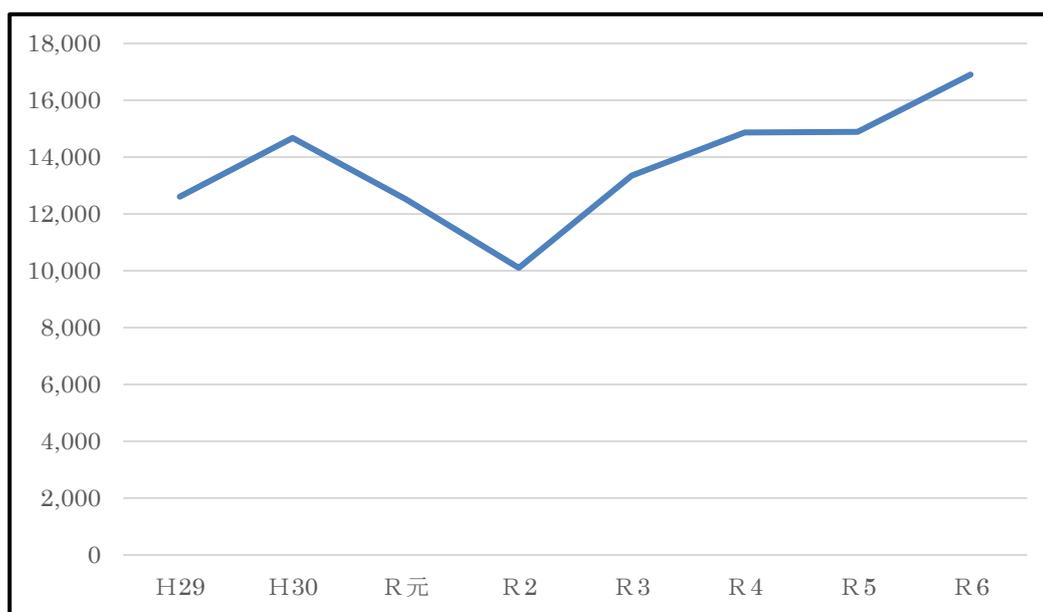
直近 8 年間の観光入込客数(実人数)は、次のとおりである。令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、日本人観光客の入込は令和 3 年度にはかなり回復している。一方、消費単価の高い外国人観光客については、令和 3 年度に大きく落ち込み、令和 5 年度以降において、それ以前の水準に回復していることから、観光消費額の推移と若干ずれていると考えられる。

図表 2 観光入込客数(実人数)の推移

(単位：千人)

区分	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
観光入込客数	12,608	14,681	12,525	10,105	13,346	14,863	14,896	16,907
うち日本人	12,457	14,534	12,336	9,912	13,340	14,847	14,679	16,685
うち外国人	151	147	189	193	6	16	217	222

(単位：千人)



③ 観光入込客数(他県比較)

東北 6 県における観光入込客数(延べ人数)は、下表のとおりである。延べ人数で見た場合、岩手県が最下位になっている。岩手県は他県に劣らず観光資源を有しているが、県内の複数の観光地を巡る観光客が少ないためかこのような結果になっている。なお、令和 6 年度は、26,441 千人回と増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復基調になっている。

図表 3 観光入込客数(他県との比較) ※令和 5 年度 (単位：千人回)

区分	岩手県	青森県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
延べ人数	23,438	31,192	28,354	68,236	38,664	53,923

(出典：各県の観光統計)

④ 市町村別入込客数(経年比較)

県内の市町村別の入込客数(延べ人数)は、下表のとおりである。

市町村単位で見ると盛岡市が最も観光客が多い。その後に一関市、花巻市、雫石町、平泉町と続いている。エリアごとに見た場合、県央エリアよりも県南エリアの方が観光客は多い。

図表 4 市町村別入込客数(延べ人数) (単位：千人回)

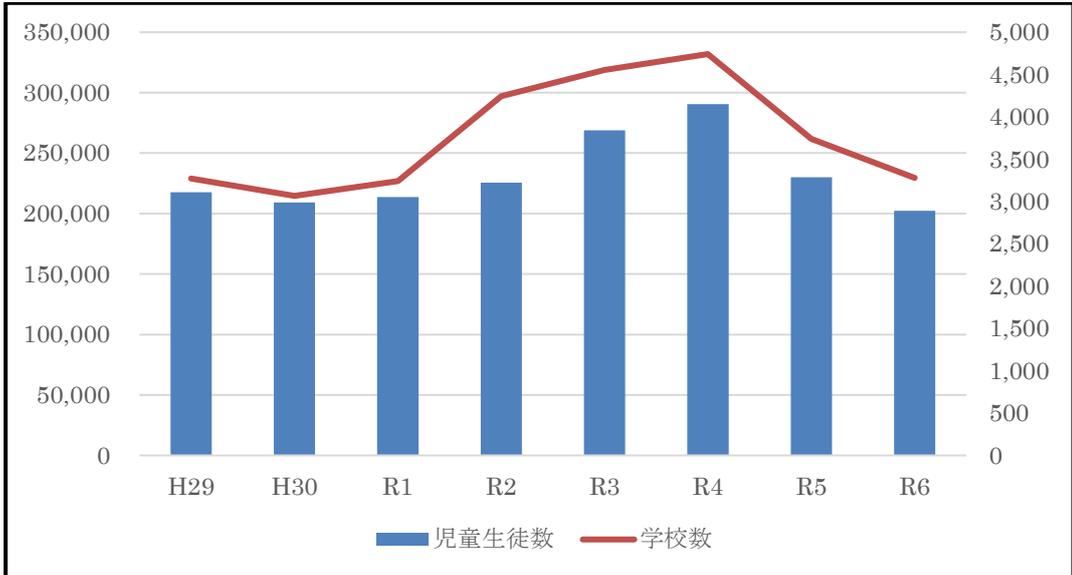
地域	市町村	R元	R2	R3	R4	R5	R6
県央エリア	盛岡市	3,995	1,602	1,097	1,383	3,226	3,587
	八幡平市	1,901	1,520	1,406	1,570	1,430	1,546
	滝沢市	517	126	158	146	295	322
	雫石町	1,806	1,228	1,044	1,354	1,522	1,624
	葛巻町	432	161	138	123	155	151
	岩手町	258	181	181	204	252	231
	紫波町	569	444	405	443	471	469
	矢巾町	199	125	148	191	253	247
	県央エリア計	9,681	5,391	4,581	5,417	7,606	8,180
県南エリア	花巻市	2,104	1,074	1,049	1,284	1,836	1,994
	北上市	1,209	401	370	531	701	890
	遠野市	1,584	1,047	1,051	1,149	1,297	1,359
	一関市	2,234	1,517	1,493	1,708	2,146	2,147
	奥州市	1,608	961	933	1,050	1,274	1,476
	西和賀町	390	310	222	217	271	299

地域	市町村	R元	R2	R3	R4	R5	R6
	金ヶ崎町	315	231	189	169	187	211
	平泉町	2,064	902	789	976	1,514	1,628
	県南エリア計	11,511	6,447	6,099	7,087	9,230	10,007
沿岸エリア	宮古市	1,894	1,097	970	1,217	1,203	1,129
	大船渡市	770	424	426	547	603	616
	陸前高田市	871	813	863	982	1,276	1,294
	釜石市	607	388	347	371	407	399
	住田町	87	58	39	36	38	53
	大槌町	112	80	80	77	118	223
	山田町	231	142	111	143	150	909
	岩泉町	384	274	281	330	330	352
	田野畑村	390	66	51	76	74	67
	沿岸エリア計	5,350	3,348	3,172	3,783	4,202	5,045
県北エリア	久慈市	630	306	298	404	631	1,371
	二戸市	354	218	209	304	368	374
	普代村	71	41	45	44	44	44
	軽米町	153	107	116	168	192	200
	野田村	243	202	209	197	197	176
	九戸村	41	44	40	36	39	41
	洋野町	761	578	592	599	584	634
	一戸町	414	191	234	290	339	363
	県北エリア計	2,670	1,691	1,746	2,045	2,398	3,208
合計	29,213	16,879	15,600	18,332	23,438	26,441	

⑤ 教育旅行客入込の動向

教育旅行客入込数は下表のとおりである。令和3年度から令和4年度にかけて大きく増加していることが分かる。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの学校が都市部や海外を避け、密になりにくい地方を選んだことが大きな理由である。また、県においても、体験学習プログラムの拡充、感染症対策を徹底した受入マニュアルの整備、学校向けプロモーションなどに力を入れることによって、コロナ禍でも安心して訪問できる地域として評価されたと考えられる。

図表 5 教育旅行客の入込数推移 (目盛：左は児童生徒数、右は延べ学校数)



2. みちのく岩手観光立県第4期基本計画

(1) みちのく岩手観光立県第4期基本計画について

みちのく岩手観光立県第4期基本計画(以下「基本計画」という。)は、「みちのく岩手観光立県基本条例」に基づき、県、市町村、県民、観光関連団体、観光事業者などが相互理解・協力のもと、観光振興に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画として策定されたものである。

みちのく岩手観光立県基本条例より抜粋

第1条(目的)

観光立県を実現するための基本理念を定め、県、市町村、観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光振興の基本となる事項を定めることにより、施策の総合的な推進を図り、もって活力ある地域づくり、県民生活の向上に寄与することを目的とします。

第3条(基本理念)

①魅力ある観光地域づくり、②受入れ態勢の整備、③情報発信と広域的な連携の下の誘客活動に取り組むことにより、観光産業を、農林水産業、製造業などに広く波及効果をもたらす総合産業として創り育てていくことを基本理念とします。

第10条(基本計画)

県は、観光振興の施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光振興に関する基本計画を定めるものとします。

【計画期間】

令和6年度から令和10年度までの5年間

【計画の構成】

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 本県の観光を取り巻く現状と課題

第3章 計画の目標

第4章 観光振興に関する施策

第5章 推進体制

【計画推進の考え方】

- (1) いわて県民計画(2019～2028)における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくものです。
- (2) 今後、県において策定される観光振興に関する個別の計画は、この計画との整合を図り、策定、推進するものです。
- (3) 観光振興に関する施策の取組は、県、市町村、観光に係る団体、観光事業者、県民が一体となって進める必要があることから、県の施策のほか、パー

トナーである市町村等に期待する役割を盛り込んでいます。

- (4) 社会経済情勢の変化などに対応していくため、この計画の進捗状況を随時点検するとともに、観光立国推進基本計画改定の動向も注視しながら、必要に応じて、内容を見直すなど、弾力的に対応していくこととします。

(2) 計画の目標

① 目指す姿

基本計画では、岩手県の観光について次のような目指す姿を掲げている。

「住んでよし、訪れてよしの観光地域づくり」と「地域経済の活性化」を推進することにより、自然と人、文化と人、人と人をつなぎ、地域社会の好循環を生む観光産業の更なる発展を目指します。

② 計画の目標値

県では、基本計画の達成状況を把握するため、目標値を設定している。

目標値については、「いわて県民計画(2019～2028)第2期アクションプラン—政策推進プラン—」の目標値を参考に設定している。なお、令和10年度の最終目標値は、現在の「いわて県民計画」の第2期アクションプラン(令和5年度～令和8年度)の目標数値を基に推計したものであり、次期アクションプランが策定された時点で置き換えるものとしている。また、特に注釈のない数値については、暦年集計である。

【「目指す姿」に対する目標値】

観光消費額(億円)

現状値(R2)	R5	R6	R7	R8	R9	R10
1,142.3	1,657.7	<u>1,829.5</u>	1,936.2	2,042.9	2,149.6	2,256.3

令和6年度観光統計によると、令和6年度の観光消費額の実績値は、1,992.7億円であり、目標値は達成されている。

【「5つの基本施策」に対する目標値】

基本施策(1) 持続可能な観光の推進

ア「日本版持続可能な観光ガイドライン」(JSTS-D)¹ロゴマーク取得地域数(地域)

現状値(R4)	R5	R6	R7	R8	R9	R10
1	1	1	1	2	2	3

※年度集計

イ「持続可能な観光地域づくり」を計画に定めている市町村数(単位:市町村)

現状値(R4)	R5	R6	R7	R8	R9	R10
8	8	10	12	15	18	22

基本施策(2) 外国人観光客の誘客拡大

外国人宿泊者数(延べ人数・全施設)(万人泊)

現状値(R2)	R5	R6	R7	R8	R9	R10
8.8	27.7	34.0	40.3	46.6	52.9	59.2

令和6年度における外国人宿泊者数(延べ人数・全施設)の実績値は38.6万人であり、目標値をクリアしている。

基本施策(3) 魅力的な観光地域づくりの推進

ア 観光消費額単価(日本人・県外・宿泊)(千円)

現状値(R2)	R5	R6	R7	R8	R9	R10
27.8	29.6	30.2	30.8	31.4	32.0	32.6

令和6年度における観光消費額単価(日本人・県外・宿泊:観光目的)の実績値は33.3千円であり、目標値をクリアしている。また、令和6年度における観光消費額単価(日本人・県外・宿泊:ビジネス目的)の実績値は40.1千円であり、これも目標値をクリアしている。

¹ 日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D) : 各地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)が持続可能な観光地マネジメントを行うことができるよう、国際基準に準拠して観光庁が令和2年6月に開発したガイドライン(Japan Sustainable Tourism Standard for Destinations)。

イ 観光消費額単価(外国人・宿泊)(千円)

現状値(R2)	R5	R6	R7	R8	R9	R10
64.2	66.0	<u>66.6</u>	67.2	67.8	68.4	69.0

令和6年度における観光消費額単価(訪日外国人)の実績値は65.4千円であり、目標値まであとわずかである。

基本施策(4) 周遊・滞在型観光の推進

宿泊者数(延べ人数・全施設)(万人泊)

現状値(R2)	R5	R6	R7	R8	R9	R10
431.2	575.5	623.6	671.7	719.8	767.9	816.0

基本施策(5) 観光DXによる観光推進体制の強化

本県への再来訪意向を持つ人の割合(%)

現状値(R3)	R5	R6	R7	R8	R9	R10
86.1	85.0	<u>85.4</u>	85.8	86.2	86.6	87.0

令和6年度における岩手県(県外対象者のみ)への再来訪意向について、「とてもそう思う」「そう思う」「ややそう思う」を合わせた『再来訪意向あり』が83.8%となっている。

(3) 観光振興に関する施策

① 具体的な推進方策

5つの基本施策について、県、市町村、観光関連団体、観光事業者、観光分野以外の関連事業者、県民は、互いに連携しながら、次に掲げる具体的な取組を進めるとしている。

基本施策(1) 持続可能な観光の推進

「環境」「社会」「経済」の3つのバランスの取れた観光地域づくりを推進することで、交流人口・関係人口の拡大に結び付け、国の施策とも連動しながら観光産業を地域の基幹産業へと成長させます。

※「持続可能な観光」とは、単に環境にやさしい旅行形態ではなく、いわば「観光SDGs」であり、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりに重要な、環境・社会・経済の正の循環の仕組みにつながる観光の基本的な在り方です。(参

照：観光庁「観光立国推進基本計画(令和5年3月 31 日閣議決定)」)

なお、「住んでよし、訪れてよし」とは、「自らの地域社会や都市を愛し、誇りを持ち、楽しく幸せに暮らしているならば、自ずと誰しもがその地を訪れたい」という考え方です。(参照：観光立国懇談会「観光立国懇談会報告書(2003 年4月 24 日)」)

【具体的な取組】

- ① 持続的な観光地域づくりの推進
- ② 交流人口・関係人口の拡大
- ③ 経営力強化や人手不足対策を通じた観光産業の高度化

基本施策(2) 外国人観光客の誘客拡大

本県における外国人観光客の誘客にあたっては、県内宿泊者数が最も多い台湾を最重点市場とし、実績のある中国、香港、韓国を重点市場、また、冬季スキー客の増加が期待できる豪州、コロナ禍後に訪日客数が大きく伸びている東南アジア(タイ、シンガポール、マレーシアなど)や、米国を開拓市場として、設定します。ニューヨーク・タイムズ紙「2023 年に行くべき 52 カ所」の2番目に盛岡市が選ばれたこと等を契機に訪日外国人旅行者が増えていることを踏まえ、市場・地域の特性を捉えた戦略的なプロモーションを展開することにより、新たな市場開拓や経済効果の高い高付加価値旅行者の誘客につなげ、インバウンドをはじめとした誘客拡大を促進します。

【具体的な取組】

- ① データに基づく戦略的なプロモーションの実施
- ② 外国人観光客に対応した受入環境整備
- ③ いわて花巻空港やクルーズ船を核とした誘客拡大
- ④ 県産品の海外展開と連動した取組の推進
- ⑤ 国際相互理解の増進

基本施策(3) 魅力的な観光地域づくりの推進

観光で稼ぐ力を高めるため、地域の多様な関係者が連携し、データに基づくマーケティング分析を生かした受入体制整備を進め、旅行者から選ばれる観光地の魅力を創造し、消費者目線での旅行商品の造成や、旅行者の動態に合わせた観光コンテンツ開発やルート設定等を行うとともに、三陸の多彩なコンテンツを活用することにより魅力ある観光地域づくりを推進します。

【具体的な取組】

- ① 幅広い分野との連携による取組の推進
- ② 効果的なプロモーションによる本県の魅力の発信
- ③ 多様な関係者と連携した戦略的なイベントやキャンペーンの展開
- ④ さまざまなニーズに応じた受入環境整備
- ⑤ 多彩なコンテンツを活用した三陸振興

基本施策（４） 周遊・滞在型観光の推進

市町村や観光事業者等と連携し、県内全域を広く周遊し、長く滞在する高付加価値型の旅行商品造成を促進するとともに、復興道路等の全線開通、新たなまちづくりの進展や地域資源を生かした観光振興を展開します。

【具体的な取組】

- ① より広く周遊し、より長く滞在し、より深く体験する観光の推進
- ② 高付加価値な旅行商品の造成
- ③ 快適に旅行を楽しむことができる環境の整備

基本施策（５） 観光DXによる観光推進体制の強化

観光を取り巻く環境の変化を的確に把握し、旅行者のニーズを捉えた施策を展開するため、デジタル技術を複合的に活用しながら戦略的かつ効果的に情報発信を行うとともに、観光サービスの変革や新たな観光需要を創出する地域DMOをはじめ、地域が主体となった観光推進体制づくりや人材育成などの取組を支援する体制強化を図ります。

【具体的な取組】

- ① データ分析とマーケティングを活用した施策展開
- ② 地域が主体となった観光推進体制づくり
- ③ 地域に対する愛着の醸成と地域をけん引する人材の育成

② 地域の特色を生かした観光地域づくり

基本計画では、持続可能な観光地域づくりを行うためには、地域が主体となった取組を重視している。それぞれの地域が特色に応じた施策を推進し、世界から注目された「MORIOKA」や黄金の國「HIRAIZUMI」など、地域のブランド力を高めながら、圏域間の連携も図りつつ、県全体の観光振興に向けて一体的に取組を行っている。

(1) 県央広域振興圏

～世界が注目する「MORIOKA」を核とした魅力を発信します～

圏内市町村名：

盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町

【主な取組】

- ① 魅力ある観光地域づくり
- ② 観光客受入環境の向上
- ③ 国際観光の推進
- ④ スポーツツーリズム²の推進

(2) 県南広域振興圏

～黄金の國「HIRAIZUMI」の文化を発信します～

圏内市町村名：

花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 西和賀町 金ケ崎町 平泉町

【主な取組】

- ① 「ひらいずみ遺産」を核とした広域的な周遊・滞在型観光の促進
- ② 教育旅行や外国人観光客等の多様な客層に応じた受入れの推進
- ③ 地域食材を生かした魅力的な地域づくりの支援と取引拡大の推進
- ④ 伝統文化・ものづくり・スポーツを活用した観光振興

² スポーツツーリズム：スポーツを目的とした旅行及びそれに伴う周辺観光などスポーツにかかわる様々な旅行。

(3) 沿岸広域振興圏

～食と体験の宝庫「SANRIKU」の魅力を発信します～

圏内市町村名：

宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 住田町 大槌町 山田町 岩泉町
田野畑村

【主な取組】

- ① 三陸ならではの地域資源を生かした観光地域づくりの推進
- ② 震災・復興の伝承を切り口とした教育旅行や企業研修の誘致
- ③ スポーツ・文化芸術活動を生かした地域活性化
- ④ 新たな交通ネットワークやクルーズ船寄港を活用した国内外からの誘客促進

(4) 県北広域振興圏

～「JOMON」から続く「北いわて」の文化を発信します～

圏内市町村名：

久慈市 二戸市 普代村 軽米町 野田村 九戸村 洋野町 一戸町

【主な取組】

- ① 特色ある地域資源を活用した観光の振興
- ② 受入態勢の強化及び観光を担う人材の育成
- ③ 広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進
- ④ 教育旅行や公共交通を活用した観光振興

(4) 推進体制

① 推進体制

基本計画では、その目標達成に向けた各種施策の展開について、県や市町村などの行政はもとより、観光事業者、観光に関係する団体など、各主体による観光振興を行い、相互理解と協力のもと、互いの連携を深めていくことが重要としている。

このため、県民等に期待される役割や観光事業者、市町村などがそれぞれ担うべきこと、県が自ら行うことを整理するなど、役割分担を明確にしなが、オール岩手で観光振興の一体的な推進を図っていくとしている。

② 計画推進に当たっての役割分担の基本的な考え方

基本計画の推進に当たり、各主体の役割分担に係る基本的な考え方は、次のように整理されている。

<p>(1) 県の役割</p> <p>市町村、DMO、地域の多様な事業者等、教育機関、県民との連携を一層強化するとともに、それぞれが役割を果たせるよう、情報提供、助言その他の支援を行いながら、観光振興施策を総合的に推進します。</p> <p>観光DXによる観光推進体制の強化を図るとともに、三陸沿岸道路や3つの世界遺産など本県の強みを生かした旅行商品の開発や情報発信、外国人観光客の誘客拡大、いわて花巻空港を核とした交流人口の拡大等に取り組み、持続可能な観光と観光で稼ぐ地域づくりを推進します。</p> <p>観光産業に携わる民間、行政、団体などが客観的なデータに基づいて戦略的な施策や事業を実施するため、各種観光統計の整備を進めるとともに、いわて観光データマネジメントプラットフォームを活用したマーケティング活動の強化を図ります。</p>
<p>(2) 市町村の役割</p> <p>市町村単位の観光振興について基本的な方針や目標等を定めるとともに、持続可能な観光の推進に向けて、観光関連団体や住民と密接に連携しながら、地域の観光資源を活用した特色ある観光地域づくりを進めていくことが期待されます。</p>
<p>(3) DMOの役割</p> <p>観光地域づくりの司令塔として、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、データやマーケティングに基づく戦略的な観光施策を展開しながら、エリアブランディングに取り組んでいくことが期待されます。</p>
<p>(4) 地域の多様な事業者等の役割</p> <p>観光地域マーケティングの考え方の下、観光客の多様なニーズに対応しながら地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツづくりに主体的に取り組むとともに、広域での収益最大化に向けてエリアでの連携を深めていくことが期待されます。</p>
<p>(5) 教育機関等の役割</p> <p>教育旅行や企業研修旅行において県内観光施設等を積極的に利用するとともに、県民一人ひとりの郷土に対する誇りや愛着の醸成を図りつつ、観光の持続可能な発展を支える人材の育成を図っていくことが期待されます。</p>

(6) 県民の役割

観光は商工、交通、農林水産、文化、スポーツ、環境等の多分野にわたる裾野の広い総合産業であることを踏まえ、一人ひとりが本県の魅力を再認識し、オール岩手で観光産業を支えていくことが期待されます。

③ 観光振興に関する施策の評価

基本計画は、国内外の観光を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえながら、県、市町村、観光に関連する団体、観光事業者、県民が連携を図りながら推進していくとされているが、年度ごとに県の「岩手県観光産業振興本部³」及び外部有識者による「いわて観光立県推進会議⁴」において観光振興に関する施策の評価を行いながら実効性を高めていく。

また、県民や観光客の視点に立って計画を推進するため、評価結果を公表し、計画の進捗状況について情報共有を図っていくとしている。

³ 岩手県観光産業振興本部：本県における観光産業の振興を一層強力に推進するため、平成20年11月に設置した副知事を本部長とする県の部局横断組織。

⁴ いわて観光立県推進会議：観光振興に関する基本計画を策定、推進することを目的として、平成21年8月に設置した県内経済界、市町村、観光に関係する団体や事業者、その他有識者を構成員とする会議。

3. 監査対象事業

(1) 観光の定義と監査対象事業の選定について

日本の観光政策審議会は、観光を「余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行う様々な活動であって、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするもの」と定義している。また、国連世界観光機関(UNWTO)では、「継続して1年を超えない範囲で、レジャーやビジネスなどの目的で日常生活環境以外の場所に旅行し、滞在する人の活動」と定義している。

過去には、単に日常生活の場から離れた土地を訪問し、そこにある事物を「見るだけ」「聞くだけ」というタイプの観光が多かったが、ここ数十年ではニューツーリズムという用語・概念が用いられるようになっており、ただ何かを「見る」「聞く」だけの旅ではなく、体験を重視した旅などが模索されている。

今般の包括外部監査において監査対象事業を選定するにあたっては、観光の定義を広く解し、単に岩手県を訪問することのみならず、岩手県が誇る事物、名勝、産品などを広く体験してもらうことに繋がることを目的とした事業は出来る限り監査対象とした。

(2) 監査対象とした事業

監査対象として選定した県実施事業及び県出資法人(財政援助団体)は次のとおりである。

出資法人については、県の観光事業の担い手となっている法人を選定しているが、当該法人の事業のうち、観光事業と関連性がない事業については、監査の対象外としている。ただし、公益財団法人さんりく基金、公益財団法人岩手県観光協会、公益財団法人盛岡観光コンベンション協会については、法人自体が県の観光事業と密接に関係しているため、法人の運営に関わる事項についても監査対象としている。

図表 6 監査対象とした事業一覧

款	項	目	事業名	R6当初予算額(千円)	所管課室
2 総務費					
	4 地域振興費				
	3 交通対策費				
			いわて花巻空港利用促進事業費	156,442	交通政策室
	8 文化スポーツ費				
	2 文化振興費				
			ソフトパワーいわて戦略推進事業費	13,317	

款	項	目	事業名	R6当初予算額(千円)	所管課室
			世界遺産価値普及事業費	11,650	文化振興課
			平泉世界遺産ガイドセンター管理運営費	67,341	
7 商工費					
1 商工業費					
1 商工業総務費					
			北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営費	11,780	観光・プロモーション室
			いわての魅力まるごと発信強化事業費	15,848	
			いわて観光経済交流センター管理運営費	23,679	産業経済交流課
			いわて銀河プラザ管理運営費	124,745	
2 観光費					
1 観光総務費					
			観光事業推進費負担金	26,234	観光・プロモーション室
			北東北三県観光立県推進協議会負担金	4,600	
			東北観光推進機構負担金	21,659	
			観光統計共通基準事業費	7,579	
			みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助	783	
			いわて観光キャンペーン推進協議会事業費	22,583	
			いわてインバウンド新時代戦略事業費	29,659	
			三陸観光地域づくり推進事業費負担金	19,126	
			いわての新しい観光推進体制整備事業費	22,536	
			いわて教育旅行誘致促進事業費補助	11,900	
			世界が訪れたくなる東北・岩手広域周遊促進プロモーション事業費	15,117	
			世界が気づいた岩手の魅力発信事業費	16,620	
			インバウンドぐるっと県内周遊促進事業費	29,595	
			いわての観光業魅力向上事業	4,330	
			北いわての地域資源を活用した魅力発信事業	11,087	
			もりおか広域観光・工芸等産業振興事業費	5,888	産業振興室
2 観光施設費					
			観光施設機能強化事業費	7,550	観光・プロモーション室
8 土木費					
4 港湾費					
1 港湾管理費					
			クルーズ船誘致プロモーション事業費	8,688	港湾空港課

図表 7 監査対象とした出資法人（財政援助団体）

法人名	県の出資額と出資割合 (令和6年度現在)
公益財団法人さんりく基金 (本報告書内での略称:さんりく基金)	230 百万円(68.6%)
公益財団法人岩手県観光協会 (本報告書内での略称:県観光協会)	47 百万円(82.5%)
公益財団法人盛岡観光コンベンション協会 ※ (本報告書内での略称:コンベンション協会)	75 百万円(24.6%)
三陸鉄道株式会社 (本報告書内での略称:三陸鉄道)	144 百万円(47.1%)
IGRいわて銀河鉄道株式会社 (本報告書内での略称:IGR)	1,000 百万円(54.1%)
公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター ※ (本報告書内での略称:地場産業振興センター)	7.5 百万円(27.4%)

※ コンベンション協会及び地場産業振興センターは、いずれも出資割合の第一位は盛岡市である。

第4章 外部監査の結果及び意見－総論－

1. 監査の結果及び意見の総括

令和7年度岩手県包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その結果及び意見の総括は、以下のとおりである。

※【指摘】

【指摘】(指摘事項)は、今後、県において措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘】として記載している。

※【意見】

【意見】は【指摘】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこの意見を受けて、然るべき対応を行うことを期待するものである。

また、本章『2. 指摘事項及び意見一覧』に事業ごとの指摘事項及び意見を一覧形式でまとめ、続く『第5章 外部監査の結果及び意見－各論－』において、事業ごとの指摘事項及び意見の詳細な内容を記載している。

『第5章 外部監査の結果及び意見－各論－』に記載している個々の事業に係る指摘事項及び意見は、当該事業についての対応を求めるものであるが、県が関係する観光の振興を目的とする事業は、実質的に民間の経済活動への支援も多く、その意味では各事業の目的や考え方には共通するものがある。

そこで、県に対しては、指摘事項及び意見を記載した事業については当然として、類似する他の事業や監査対象年度において終了したものの後継の事業が続いている事業についても本報告書にて指摘した事象が当てはまるかどうかを積極的に検討し、適切に対応していくことを望む。

(1) 事業の有効性について

監査対象事業について、その有効性の視点から監査した結果の総括は、大きく分けて次の2種類に分類される。

- ① 事業成果の把握
- ② 事業内容の検討

それぞれについて、監査結果の総括は次のとおりである。

① 事業成果の把握

事業成果の把握に係る指摘事項や意見は、(1) 事業に対する評価が行われていないものに評価することを促す意見、(2) 既に評価を実施しているが、適切な評価手法を採用していないのではないかという意見、が多く見られた。ここでは、これらの意見の代表的なものとして、次の3つの意見を記載する。

『【意見 19】各種キャンペーンの事業効果の把握について』(いわて観光キャンペーン推進事業費)においては、次のような意見を記載した。

県としては、岩手秋季観光キャンペーンの実施により、令和6年度におけるキャンペーン期間中(10月～12月)の延宿泊者数は1,563千人泊と前年比で5.0%増加しており、例年、晩秋以降冬にかけての宿泊客の現状に対し、観光キャンペーンによる一定の効果はあったとしている。

確かに同期間における東北6県の対前年度増加率4.0%よりも高い水準であるとともに、新型コロナウイルス感染症蔓延前の令和元年度の水準も3.5%程度上回っており、県内宿泊者数が増加基調にあることが見て取れる。また、この傾向は外国人宿泊者を除いた場合にも同様に当てはまっている。

一方、全国規模で見た場合には、岩手県を含む東北6県における宿泊者数の回復は遅れており、令和元年度比では全国に遠く及ばない水準にある。全国の数値には、大規模な国際空港に隣接し観光需要のみならず大きなビジネス需要も有する東京都や大阪府といった地域が含まれていることを考慮する必要はあるが、それでも東北6県同様、県内宿泊者数の回復の程度は低いものと言える。

誘客数の観点からは、岩手秋季観光キャンペーンを実施することによるマイナスの影響は生じないが、費用対効果の観点からは、可能な限りキャンペーンの主な対象に焦点を絞った効果測定を行い、適宜、実施手法等の見直しを図ることが望ましい。

『【意見 21】台湾チャーター便等助成金による効果の検証について』(いわてインバウンド新時代戦略事業費)においては、次のような意見を記載した。

一見、成果が出ているような事業で合っても、当該事業によって観光客が増加したのか、それ以外の要因で増加したのか、正確に見極めることで今後の事業の方向性を決定されたい。

花巻空港と台湾との国際航空線は平成 26 年の定期チャーター便開設により開始され、台湾チャーター便等助成金も同年に導入されている。その後、平成 30 年 8 月には台北との国際定期便となり、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響に伴う運休期間(令和 2 年 3 月～令和 5 年 5 月)をはさみ現在に至っている。

新型コロナウイルス感染症蔓延前の令和元年度と比べて、台湾チャーター便等助成金の交付額は僅かに減少しているものの、花巻空港国際線(台北線)利用者数は 44%増加し、台湾からの県内外国人宿泊者数も 19%増加している。実際には、台湾チャーター便等助成金以上に、台湾及び日台間の社会経済情勢の変化等が与える影響が大きいものと考えられる。

花巻空港国際線(台北線)利用者数や台湾からの県内外国人宿泊者数は新型コロナウイルス感染症蔓延前の水準を回復してきたところであり、この機会に、あらためて本助成制度が県内宿泊を伴う台湾からの旅行者数の増加や花巻空港国際線の維持にどの程度寄与しているのか、県としてより有効な誘客制度を構築する視点で検証されたい。

また、『【意見 26】推進業務の成果の把握について』(いわての観光業魅力向上事業)においては、次のような意見を記載した。

事業の成果指標は、収集し易く、分かり易いデータを選んでしまいがちであるが、それが本当に当該事業の目的達成を反映したものであるかどうか、今一度検討し、多少手間が掛かっても事業が本来目指すべき状態が達成されているかどうかを成果の指標とされたい。

観光業魅力向上推進業務委託(以下、本項において「推進業務」という。)は、首都圏の大学生等を対象として 1 週間から 1 か月程度、岩手県内の観光関連施設でのアルバイトの機会を提供し、観光業への就労体験を行うものである。令和 6 年度の推進業務は、参加人数の目標を 25 人以上としており、実際の参加者も 25 名であった。推進業務に関する各種書類やデータを確認する限り、受託者は、25 名への対応をはじめとして仕様書の内容を誠実に履行していると思われる。

一方、推進業務の目的は、「参加者に地域の魅力や観光業の魅力を知っていただくことで、本県の観光業の魅力向上を図ろうとするもの」である。参加者のアンケート

トからは、地域の魅力を知ってもらうという目的は実現していると思われるが、観光業の魅力を知ってもらうことができたのか、また観光業の魅力向上が図られているのかは、今後、県が検討すべき事項と思われる。

令和6年度当初予算の事業概要によると、推進業務のポイントは、宿泊業においては約8割の企業が人手不足に陥っているなど、観光業は人手不足が深刻な業界であり、観光業の魅力向上・発信が必要であるとしている。推進事業が観光業の人手不足の一助になり得たのかは現時点では判断が難しく、本来であれば、25名の参加者のうち何名が将来観光業に携わることになったのかを確認する必要があり、県がそのような追跡を行えるかがポイントと考える。

また、事業概要では、岩手との接点を作り、交流人口・関係人口の創出に繋げていくとしている。推進業務により接点は作られたが、交流が今後も継続していくのかについても、追跡が必要である。

県において、推進業務について、受託者が仕様書に定める業務を履行したことで終わりとするのではなく、今後の状況にも留意する必要がある。

図表 8 事業成果の把握【個別意見】

事業名等	結果または意見の内容	
いわて花巻空港利用促進事業費	意見 3	国内線のプロモーション活動・イベント活動の成果について
世界遺産価値普及事業費	意見 5	成果指標の設定について
北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営費	意見 6	実施事業の成果に係る目標値の設定及び効果測定について
いわての魅力まるごと発信強化事業	意見 7	単年度業務を直接的に評価可能な KPI の設定について
いわての魅力まるごと発信強化事業	意見 8	FDAネーミングライツ事業における「黄金の國、いわて。」号の稼働状況の報告受領について
いわて観光キャンペーン推進事業費	意見 19	各種キャンペーンの事業効果の把握について
いわてインバウンド新時代戦略事業費	意見 21	台湾チャーター便等助成金による効果の検証について
いわての観光業魅力向上事業	意見 26	推進業務の成果の把握について
さんりく基金	指摘 8	KPI 達成状況(サイトアクセス数)の評価について
県観光協会	意見 32	支援事業の利用実績に係る分析と活用について
IGR	意見 40	KPI の達成状況について

② 事業内容の検討

事業が評価され、その成果が把握されているからといって、事業目的が達成されているわけではない。観光事業に限らず、産業振興事業を成功させるには試行錯誤が前提であり、事業の評価結果を受けて適切な実施方法が検討され、新たな方法が実行され、さらにこれを継続にしていくことが不可欠である。

今般の対象事業には、このようなPDCAサイクルの途中にあるものが少なからず見受けられた。今一度、事業の取組内容が事業目的の達成に向けた最適解といえるかを検討し、その結果によっては事業の取組内容の変更や新たな取組を実行されたい。ここでは、これらの意見の代表的なものとして、次の 3 つの意見を記載する。

『【意見 4】 二次交通支援について』(いわて花巻空港利用促進事業費)においては、次のような意見を記載した。

県は、花巻空港から鉄道駅(JR 花巻駅・JR 新花巻駅)までの二次交通の充実に向け、当該区間の移動需要を把握するため、花巻地区タクシー業協同組合と連携し、令和 6 年 11 月 1 日から 12 月 15 日まで、対象区間のタクシーを片道 1,000 円で利用できるキャンペーンを実施している。

花巻空港と JR 花巻駅間の利用が 113 件、花巻空港と JR 新花巻駅間の利用が 165 件で、計 278 件の利用があったが、ほとんどが国内線利用者であったことから、国際線利用客のデータを得るため、令和 7 年度も同キャンペーンを実施している。

県内在住者は空港駐車場を利用するケースも多いと思われるが、それが難しい県外在住者等にとっては空港アクセスとしての二次交通は重要なポイントである。

花巻空港は徒歩圏内に鉄道駅がないため、県外在住者等は、タクシー、アクセスバス、レンタカーなどで移動するケースが多いと思われる。花巻空港からは、JR 花巻空港駅、JR 盛岡駅、JR 北上駅、安比高原との間でアクセスバスが運行されているが、比較的距離の近い JR 花巻駅と JR 新花巻駅にはアクセスバスが運行されていない。JR 花巻駅は JR 東北本線と JR 釜石線が、JR 新花巻駅は東北新幹線と JR 釜石線が通っており、県外在住者等にも、一定のニーズはあると思われる。

県及び促進協議会においては、これまでの二次交通支援の成果を踏まえ、花巻空港の二次交通のあり方について十分かつ速やかに検討する必要がある。

また、『【意見 24】 受託者である県観光協会のより一層の体制整備について』(いわての新しい観光推進体制整備事業)においては、次のような意見を記載した。

県が実施する事業を通じてその受託者である県観光協会の体制について言及した意見である。県観光協会は県の観光事業における中心的存在であり、今後、その役割を充実させるような組織として発展していくことが期待される。

いわての新しい観光推進体制整備事業業務の委託先である県観光協会は、令和6年度末時点における役職員数8名のうち4名を県からの派遣職員が占めており、DMO⁵の登録申請時における「観光地域づくり法人形成・確立計画」においても、いわて観光データマネジメントプラットフォーム(以下「いわて観光DMP」という。)構築等に関する業務を担当するデータ分析に基づいたマーケティングに関する責任者は県からの派遣職員とされている。

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」(令和7年3月25日改正観光庁)においては、「観光地域づくり法人の組織の確立」として、「出向者が中心となっている組織では、専門的なスキルの蓄積や人脈の継承が困難である」として、組織全体の専門性を維持、向上できるよう、プロパー職員の確保及び育成と、即戦力となる外部人材の登用の両面から取組を講じることが必要」とされている。

現状、いわて観光DMPに関する業務の多くは株式会社JTBへの再委託に依拠している状況であるが、今後、県観光協会が都道府県DMOとして、より岩手県の実態に即した情報発信等を自律的かつ継続的に行えるよう、専門知識を有する人材の確保も含めた体制整備を県観光協会に対して促すとともに、県としても必要な支援を検討されたい。

さらに、『【意見41】教育旅行誘致への取組の強化について』(公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター)においては、次のような意見を記載した。

地場産業振興センターが運営する盛岡手づくり村は、盛岡地域の歴史や文化を学ぶ場としてもっと活用されるべきである。近隣には、小岩井農場や繋温泉などもあり、アピールする点は多分にある。県内外の児童生徒に訪れてもらうべく取り組んでいただきたい。

地場産業振興センターでは地場産業振興事業の一つに体験学習事業を位置付けており、修学旅行で訪れる生徒・学生等の体験学習の会場として南部曲り家を始めとする施設を活用し、地場産業の歴史や民芸品の宣伝紹介を行っている。県においても、みちのく岩手観光立県基本条例に定める観光基本方針において、「感動を覚え、心に残る修学旅行、遠足、野外活動など、学校行事における魅力ある教育旅行を提案することを促進し、県外からの誘致などを推進すること」を掲げ、みちのく岩手観光立県第4期基本計画においても、その誘致を図っているところであり、盛岡手づくり村は県央における教育旅行の拠点施設の一つと言える。

一方、盛岡手づくり村における教育旅行の利用者数は新型コロナウイルス感染症

⁵ 表紙裏の(本報告書における記載内容等の注意事項)の「6.用語の解説」参照。

蔓延の影響から令和元年度を底に急減した後、一旦は回復したものの令和 4 年度以降は減少に転じ、令和 6 年度は令和元年度を下回る水準にまで落ち込んでいる。地場産業振興センターによれば、県観光協会作成の教育旅行ガイドブックによる周知を図るとともに、修学旅行の事前調査で来訪する学校教諭等に手づくり村の詳細や魅力等を伝えることによる来場者の確保に努めたが、少子化の影響による生徒・学生数の減少や労務費及び燃料費等の高騰に伴うバス借上代金の上昇等により利用実績が減少したとのことである。

修学旅行を始めとする教育旅行の誘致のためには、既に候補の一つとして事前調査で来訪する学校教諭等に対する働き掛けだけでなく、それ以外の新たな学校に対する働き掛けや、実際の教育旅行を手配する旅行代理店に対する働き掛けが重要である。今後は、これまでの実績が多い北海道や東京において県観光協会が主催する教育旅行説明会に参加し、更なる誘致に努めていきたいとのことであるが、学校側に認知されてから実際に教育旅行の訪問先に採用されるまでには時間がかかることも想定される。

このため、教育旅行説明会に継続的に参加し誘致に努めるとともに、旅行代理店への継続的な情報提供や働き掛けに努める等、教育旅行誘致への取組の強化を図りたい。

図表 9 事業内容の検討【個別意見】

事業名等	結果または意見の内容	
いわて花巻空港利用促進事業費	意見 1	台北線・上海線への対応について
いわて花巻空港利用促進事業費	意見 2	国際線の新規路線開拓について
いわて花巻空港利用促進事業費	意見 4	二次交通支援について
いわて銀河プラザ管理運営費	意見 12	他県アンテナショップとの比較を踏まえたいわて銀河プラザのあり方の検討について
北東北三県観光立県推進協議会負担金	意見 14	国際観光部会のあり方の検討について
いわての新しい観光推進体制整備事業	意見 24	受託者である岩手県観光協会のより一層の体制整備について
コンベンション協会	意見 35	コンベンション誘致委員会への県の参画について
地場産業振興センター	意見 41	教育旅行誘致への取組の強化について

(2) 事務の適正性について

今般の監査においては、重大な法令等の準拠性違反は見受けられなかった。しかし、契約書や仕様書、又は補助金の交付要綱など法令等ではないが、遵守すべき規定において定められた手続を経していない事務や要件を満たしているとは認識できない事務が複数見受けられた。以後、それぞれの事業において適正な事務を心掛けるべきである。これらの指摘の代表的なものとして、次の3つの事案を記載する。

『【指摘2】業務の再委託について』(いわての魅力まるごと発信強化事業)においては、次のような指摘事項を記載した。

県は、岩手県公認 VTuber として「岩手さちこ」を起用し、岩手の魅力発信を行っている。当事業は、(株)岩手朝日テレビへの業務委託(3,920 千円)にて実施された。

プロポーザル時に(株)岩手朝日テレビから県に提出された提案書では、「動画制作協力(企画・構成及び取材・撮影、収録、編集業務一式)」を A 社へ、「CG 映像制作・編集及び音声 MIX 等業務一式、3D 及び 2DCG 制作一式、YouTube 関連業務」を B 社へ再委託する旨が記載されているが、県へ再委託に関する必要事項報告がなされていない状況にあった。

委託契約書において「書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等必要な事項を甲(県)に対して報告しなければならない」と定める趣旨は、県が認知しない第三者が業務に関与することによる業務の品質低下や、情報漏洩、責任の所在が不明瞭になる等のリスクを低減することにある。県は、委託契約書に基づき、適切に再委託の詳細についての報告の受領や承認行為を行うことが必要である。

また、『【指摘4】台湾チャーター便等助成金交付対象時期の誤りについて』(いわてインバウンド新時代戦略事業費)においては、次のような指摘事項を記載した。

岩手県空港利用促進協議会(以下「促進協議会」という。)が定めるいわて花巻空港台湾定期チャーター便等利用旅行商品助成金交付要領においては、助成金の対象となる旅行商品は、その最終日より区分される旨が定められており、令和6年度においては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに旅行が終了した旅行商品が対象となる。

一方、令和6年度第4四半期に係る助成金の対象として、本来は交付対象とはならない旅行商品(令和7年3月29日出発、同年4月2日終了)が含まれていた。

本件は助成金の交付に際して、その対象期間という基本的事項の認識が十分ではなかったこと等から交付対象期間外の助成金を支給したものである。

台湾チャーター便等助成金の交付主体は県とは別団体である促進協議会ではあるものの、当該協議会の事務局は県のふるさと振興部交通政策室及び商工労働観光部観光・プロモーション室が担っており、県職員が協議会事務局の書記として助成金の支給に係る事務処理を行っている。事務局を担う県職員は、今後、対象期間を始めとする助成金の交付要件に対する認識を新たにし適正な事務処理の徹底を図るとともに、当該助成金に関する申請書類の取りまとめ等の業務を委ねている向日遊顧問有限公司に対しても周知を徹底されたい。

なお、影響額は 31,000 円程度であり、実際に県内宿泊を伴う旅行が行われたことはツアー手配依頼書等にて確認ができることから、令和 7 年度においても、県からの負担金を財源とする同一要件の台湾チャーター便等助成金が継続して行われているのであれば、旅行会社からの当該助成金の返還等については柔軟な対応を検討されたい。

さらに、『**【指摘 7】 新商品・地域サービス開発事業の助成対象経費の確認について**』(さんりく基金)においては、次のような指摘事項を記載した。

新商品・地域サービス開発事業において、助成対象となる事業者に対し助成金を交付しており(助成限度額 50 万円)、令和 6 年度は 12 件が採択され、総額 3,878 千円の助成金が交付されている。

助成対象経費、補助率等は助成金交付要項において定められている。助成対象経費は、原則、助成金交付決定の日から助成事業期間内に支払及び納品が完了した経費に限ることとなっており、助成事業期間は令和 7 年 2 月 15 日までとなっている。

しかし、助成対象事業の一つにおいて、助成事業期間の令和 7 年 2 月 15 日を超え、2 月 19 日に支払が行われた経費が実績報告書に含まれているものがあつた。これに対し、さんりく基金の所管部署において、助成事業期間を超えて支払が行われた経緯を事業者を確認したところ、事業者の資金繰り悪化によるものであることがわかつた。更なる確認を進めた結果、新商品の開発事業自体は助成事業期間内の 2 月 15 日までに完了しており、資金繰りの悪化により支払が 4 日遅れてしまったというやむを得ないものと認められるため、当該支払分を助成対象経費と認め、決裁手続を経た上で、助成金を交付している。

他方、その資金繰り悪化の確認過程で、所管部署は、事業者(10月決算)の令和 6 年 10 月期の貸借対照表及び損益計算書を参考情報として入手しているが、提出された貸借対照表及び損益計算書は、各段階損益や大科目の合計金額が適切に

計算されておらず、決算作業が適切になされているか疑念が残るものであった。

事業者が作成した助成金の実績報告書の提出日は令和 7 年 2 月 28 日であり、決算日から 4 ヶ月を経過していることを考慮すると、少なくとも、適切な決算作業を経て作成された貸借対照表及び損益計算書を提出してもらうことが必要である。

また、事業者は、資金繰り悪化の理由として、令和 6 年 12 月以降に売上が急減したこと等をあげていたが、そうであれば、資金繰り悪化の状況を確認する書類として、令和 6 年 12 月以降の事業者の会計帳簿である総勘定元帳や、預金通帳の提出を依頼することも検討すべきである。

図表 10 事務の適正性について【個別意見】

事業名等	結果または意見の内容	
いわての魅力まるごと発信強化事業	指摘 2	業務の再委託について
いわて観光キャンペーン推進事業費	意見 18	いわて観光キャンペーン推進協議会が行う随意契約について
いわてインバウンド新時代戦略事業費	指摘 4	台湾チャーター便等助成金交付対象時期の誤りについて
いわての新しい観光推進体制整備事業	指摘 5	再委託承諾手続の不備について
いわての新しい観光推進体制整備事業	意見 23	委託業務の主たる部分の整理について
いわて教育旅行誘致促進事業	指摘 6	補助対象経費の確認について
さんりく基金	指摘 7	新商品・地域サービス開発事業の助成対象経費の確認について

(3) 情報の管理及び分析の必要性について

県が行う観光事業に係る情報の管理や分析の必要性について言及した意見を記載する。

内容としては、県が実施する事業に係る情報を的確に収集できていないものや、逆に県及び財政援助団体が発信すべき情報を正確に発信できていないといったものである。

これらの意見の代表的なものとして、次の3つの意見を記載する。

『【意見 22】岩手県大連経済事務所における中国誘客促進事業に係る負担金に係る収支実績の確認について』(いわてインバウンド新時代戦略事業費)においては、次のような意見を記載した。

岩手県大連経済事務所における令和6年度の中国誘客促進事業に係る負担金1,500千円は県商工労働観光部観光・プロモーション室の負担分であり、促進協議会の負担分1,200千円と合わせて2,700千円が公益財団法人いわて産業振興センターに対する負担金として支出されている。

当該負担金に関しては、令和7年3月17日付で実績報告書が提出されており、「知事トップセールスに係る観光・プロモーション室による東方航空及び上海旅行会社訪問等対応」、「瀋陽ジャパンフェスティバル」及び「岩手県観光セミナー開催等に係る対応」等の実施した事業の内容は報告されているが、当該事業の実施に要した費用に関する報告はなされていない。

県に負担金の使途の情報を求めたところ「令和4年度中国誘客促進事業費資金執行計画」の提示を受けたが、あくまで監査対象年度以前の計画値にすぎない。当該負担金は、実施した中国誘客促進事業費の県負担分を拠出するものであり、拠出額の妥当性を確認するためにも、毎年度、資金施行計画とともに実績値の報告を受け、県の負担金の額が妥当であることを確認するよう運用方法を見直されたい。

また、『【意見 25】補助対象事業者における支店の取扱いを定める記載内容について』(いわて教育旅行誘致促進事業)においては、次のような意見を記載した。

いわて教育旅行誘致促進事業費補助金交付要綱では補助対象事業者を、旅行業法及び同法施行の規定に基づく登録を受けた旅行業者としている。また、いわて教育旅行誘致促進事業Q&A(以下、本項において「QA」という。)では、支店ごとの申請はできないとし、必ず事業者単位での申請が必要と明記している。

一方、実務的には旅行業者の中には、営業活動を行う地域に支店を設置している事業者も多く、本補助金の申請においても支店単位で行われているものが見受け

られた。

県は、本補助金の申請上限額を一つの事業者で 200 万円と規定しており、事業者単位での上限額を明確にする意味で、QA において、支店ごとの申請はできないことを明記したが、実務的な利便性や多くの事業者が本補助事業を活用できるようにするため、支店単位での申請についても受け付けている。その上で、補助金の上限額計算においては、事業者単位での集計を行い、補助金支給の可否を判断している。

以上のことから、QA の記載は、申請を検討する事業者が誤った理解をする可能性があり、加えて、補助金事業を運営する上で実務的には必要のない記載であるため、QA の当該記載自体を削除するか、実務に即したより詳細な説明を追加することが求められる。

さらに、『**【意見 17】 いわて観光キャンペーン推進協議会の繰越金について**』（いわて観光キャンペーン推進事業費）においては、次のような意見を記載した。

本意見は、県が支出する負担金に係る意見である。負担金は任意団体等の運営費についてその構成団体等が支出するものであるが、当該任意団体等の会計情報を見ると多額の繰越金(内部留保金)がある場合がある。そのような場合、当該任意団体等の活動が行われていないにもかかわらず負担金を徴収しているのではないかという疑念を持つ。特に、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により、任意団体等がほとんど活動休止になっていたケースもあり、多額の繰越金が発生している団体も少なくない。その場合には、今後の活動内容を検討し、場合によっては、以後の負担金額の減額なども検討する必要がある。

令和 6 年度いわて観光キャンペーン推進協議会決算においては 19,568 千円の繰越金が生じており、この額は同年度における会費収入 35,655 千円の 54.8%に相当する。県によれば、新型コロナウイルス感染症蔓延時に多くのキャンペーン等の縮減もしくは中止等があったことが多額の繰越金が生じた主な要因であり、その後は解消に努めているとのことである。確かに令和 5 年度末における繰越金 25,476 千円よりも 5,908 千円減少しているが、キャンペーン事業や宣伝誘客事業費において相対的に多額の不用額が生じていることもあり、繰越金の解消までには至っていない。

必要性の低い事業を無理に行う必要はないが、誘客効果の高い事業を企画し効果的な執行に努め、結果として過大な繰越金が残らないよういわて観光キャンペーン推進協議会へ促されたい。また、その上でもなお継続的に多額の繰越金が生じるような場合には、会費負担額の見直しについても検討するよういわて観光キャンペーン推進協議会へ促されたい。

図表 11 情報の管理及び分析の必要性について【個別意見】

事業名等	結果または意見の内容	
いわて銀河プラザ管理運営費	意見 11	収支状況報告書の記載方法の見直しについて
北東北三県観光立県推進協議会負担金	意見 13	負担金の見直しについて
北東北三県観光立県推進協議会負担金	意見 15	規約の見直しについて
観光統計共通基準事業費	意見 16	実績報告書(支出実績)の確認について
いわて観光キャンペーン推進事業費	意見 17	いわて観光キャンペーン推進協議会の繰越金について
いわてインバウンド新時代戦略事業費	意見 20	台湾チャーター便等助成金に係る内訳書様式の見直しについて
いわてインバウンド新時代戦略事業費	意見 22	岩手県大連経済事務所における中国誘客促進事業に係る負担金に係る収支実績の確認について
いわて教育旅行誘致促進事業	意見 25	補助対象事業者における支店の取扱いを定める記載内容について
さんりく基金	意見 30	計算書類における資産運用方針等の適切な注記について
県観光協会	意見 34	受取会費の配賦計算方法の見直しについて
コンベンション協会	意見 36	経営改善状況のモニタリングについて
三陸鉄道	意見 37	事業者選定方法の明確化について
三陸鉄道	意見 38	企画列車の利用者数及び収支について
IGR	意見 39	ツアーにかかる収益精算書の集約化について

(4) 施設や設備に係る事項

今般の監査対象である観光事業においては、観光を振興する事業だけでなく当該事業に用いた施設やその施設で利用している設備の使い方についても検証した。主な論点としては、設備等の管理に係る手続の不備や施設等の有効活用に係るものである。

それぞれの論点について指摘事項と主な意見を次に記載する。

『【指摘 1】備品の状況確認について』(平泉世界遺産ガイドランスセンター管理運営費)においては、次のような指摘事項を記載した。

平泉世界遺産ガイドランスセンターにある備品のうち、管理運営している文化振興事業団に無償貸与している備品については、文化振興事業団が毎年備品管理一覧表と照合を行い、県に対し管理報告書により備品の状況を報告することが、岩手県立平泉世界遺産ガイドランスセンター指定管理業務に関する基本協定書(以下、本項において「基本協定書」という。)に定められている。

令和7年3月31日に文化振興事業団から提出された管理報告書を閲覧し、備品の状況に関する事項について確認したところ、基本協定書の管理報告書に記載されている文言がそのまま記載されているのみで、備品一覧表の写しの添付もされていなかった。

所管部署の担当者に備品の管理状況について確認したところ、文化振興事業団による備品の照合は実施されており、所管部署も令和7年2月21日に職員2名により実地調査を行い、その照合後の備品一覧表を確認済であった。

ただし、現状の管理報告書では、備品の状況について、基本協定書の様式に記載されている文言がそのまま記載されているのみで、かつ、照合後の備品一覧表の写しの添付がされていない状況であった。本来は、基本協定書の定めのとおり、照合後の備品一覧表の写しを添付すべきである。また、管理報告書の備品の状況の記載も、基本協定書の様式に記載されている文言をそのまま記載するだけでなく、指定管理者による備品の照合の実施日時、実施した結果等を記載するよう検討されたい。

また、『【意見 43】施設の有効活用に資する取組の検討について』(地場産業振興センター)においては、次のような意見を記載した。

今般の外部監査では、盛岡手づくり村の施設全体を視察した。その際、施設各所において利用されていないスペースがあることから、今後、財団はこれらの有効活用に取り組むことが望まれる。

地場産業振興センターの建物は昭和 61 年開業ということもあり、開業当初とは利用状況が変わっていて当然であるが、物置として利用しているスペースや年間数回しか利用しない厨房や食堂については、今後大規模改装を含めた利用形態の模索が必要である。この点、地場産業振興センターでは事業活動の場所を 1 階に集約し、2 階全体を敢えてデッドスペース化することも考えているとのことだが、1 階に集約した形で大規模な団体旅行などを受け入れることが可能なかどうか慎重に検討する必要がある。

また、盛岡手づくり村では各種工房において地場産業の体験や実演が楽しめるようになっているが、平日には実施していない工房などが見られた。新型コロナウイルス感染症の影響や人手不足など様々な理由が考えられるが、修学旅行などは平日しか訪れないため、出来る限り柔軟な対応が望まれる。

盛岡手づくり村の本来の目的は盛岡の地場産業の振興である。一方で、観光目的の来訪者が支払う利用料等が施設の維持に必要な財源となっていることも事実である。加えて、多くの県内外からの来訪者に盛岡の地場産業を知ってもらい、体験してもらうことで、これら地場産業の製品が多くの人に受け入れられることとなるため、本施設における観光客誘致に係る事業は重要であると考えられる。財団は、コンサルティング事業者などの支援も受けて既に多くの施策を考案中である。これらの提案も含め引き続き、観光的視点も取り入れた事業に取り組むことが望まれる。

図表 12 施設や設備に係る事項【個別意見】

事業名等	結果または意見の内容	
平泉世界遺産ガイドセンター管理運営費	指摘 1	備品の状況確認について
いわて観光経済交流センター管理運営事業	意見 10	空フロアの有効利用について
観光施設機能強化事業費	意見 27	県立船越家族旅行村の施設の撤去について
観光施設機能強化事業費	意見 28	八幡平山頂レストハウスの修繕対応について
観光施設機能強化事業費	意見 29	八幡平山頂レストハウスの設備のリニューアルについて
地場産業振興センター	意見 42	展示資料室における展示品説明方法の充実について
地場産業振興センター	意見 43	施設の有効活用に資する取組の検討について

(5) 収益に係る事項

監査意見の総論の最後として収益に係る事項を記載する。収益に係る事項は、大きく分けて 2 種類ある。

一つは、県が運営する施設等にかかる施設利用料である。これについては、県において当該利用料を適切に算定し、利用者に請求し同時に当該料金の収受を適切に行う必要がある。

もう一つは、観光事業を実施している団体に関係するものである。それぞれの団体は、基本的に公益的な目的を持って設立されており、その目的に沿った事業を実施している。しかし、公益目的の事業は、県などからの委託事業を除いて十分な対価を得られる事業ではないことも多い。その場合、当該団体が他の目的で実施している事業の余剰を財源として公益目的の事業に係る費用を工面することがある。団体にとっては、財源としての余剰を生み出す事業は、その存続にも影響を与えるほど重要であるといえる。

それら収益について、収入額の正確性や事業そのものの実施方法の再検討といった主な指摘事項や意見を次に記載する。

『【指摘3】賃貸料の適切な設定について』(いわて観光経済交流センター管理運営事業)においては、次のような指摘事項を記載した。

県は、交流センターを企業・団体へ賃貸し行政財産使用料(以下、本項において「賃貸料」とする。)を収受している。入居3企業・団体から受け入れた賃貸料収入は令和6年度において1,783千円であったが、交流センター建物の公有財産上の耐用年数登録が誤っていることにより収受する賃貸料が過少となっていた。

各入居者に対する年間賃貸料は、『年間賃貸料=財産の適正な時価×8%×賃貸面積割合×減免割合』という算式にて算定される。

県は、算式中の「財産の適正な時価」について、経年劣化に伴う評価減である再評価実施後の公有財産台帳価格を採用しており、令和6年度における賃貸料は、令和6年1月1日再評価時点の公有財産台帳価格 173,983 千円を「財産の適正な時価」とみなし、これに 8%を乗じ、賃貸面積割合と減免割合を乗じた値を各者の年間賃貸料としている。

再評価は3年毎(平成24年以前は5年毎)に行われ、直近に実施された令和6年1月1日時点の再評価は「令和6年公有財産(建物・工作物)再評価要領(以下「再評価要領」という。)」に基づいて行われた。

再評価要領に基づいた適切な再評価が実施されているか確認したところ、再評価要領が定める方法とは異なる方法で再評価が行われていた。なぜ、両者に乖離があるのか不明であるものの、公有財産台帳上の耐用年数の記載が50年となって

いることから、交流センター建物の台帳登録の誤りが想定される。

耐用年数 50 年に基づく過大な償却率(減価率)が採用されると、交流センター建物の台帳価格が過少となるため、県が収受すべき賃貸料も過少となる。県は、再評価要領に基づく再評価を適切に実施し、適切な額の賃貸料を設定する必要がある。

また、『【意見 33】公益目的事業の財源確保に資する収益事業等の実施について』(県観光協会)においては、次のような意見を記載した。

収益事業等は、魅力ある観光地域づくりへの支援のための県からの受託事業であり、事業費の約 9 割が委託費で構成される。その他の経費として、人件費や販売費を計上すると採算は合わず、結果的には直近 3 年間は赤字事業となっている。

公益法人が収益事業等を実施する大きなメリットの一つに、公益目的事業の財源確保が挙げられる。すなわち、公益目的事業では十分な収入を得ることが難しいことも多く、事業継続の観点から会費や寄附金、補助金等を受け取るが、それでも十分でない場合には、収益事業等で利益を獲得し、その利益を公益目的事業に充て、安定した経営の維持を確保することとなる。

また、収益事業等から収入を得ることで、法人の独立性・自立性を確保できることもメリットの1つに挙げられる。すなわち、補助金や寄附金に依存することが多い公益法人の場合には、その交付元の意思に法人経営が大きく影響を受けるが、収益事業等を行い自前の収入源を持つことにより、資金繰りや今後の事業展開において、法人の独立性・自立性を確保し、柔軟な法人経営が可能となる。

県観光協会においては、現在実施している収益事業等は赤字となっており、加えて当該事業は県からの受託事業であるため、安定した経営や自立した経営の確保といったメリットを享受できていないと考えられる。

県観光協会は県の外郭団体であるため、独自の収益事業等を展開することは難しいことも理解できるが、県及び県観光協会の双方にメリットがある、収益事業等の黒字化が期待される。

図表 13 収益に係る事項【個別意見】

事業名等	結果または意見の内容	
いわて観光経済交流センター管理運営事業	指摘 3	賃貸料の適切な設定について
いわて観光経済交流センター管理運営事業	意見 9	賃貸料の算定方法の変更について
さんりく基金	意見 31	より有利な資金運用方法の検討について
県観光協会	指摘 9	教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策事業の会計処理について

事業名等	結果または意見の内容	
県観光協会	意見 33	公益目的事業の財源確保に資する収益事業等の実施について

2. 指摘事項及び意見一覧

指摘事項及び意見の一覧は次のとおりである。指摘事項が9項目、意見が43項目あり、合わせて52項目である。

<指摘事項及び意見の一覧表>

事業名等	指摘事項または意見		頁
いわて花巻空港利用促進事業費	意見 1	台北線・上海線への対応について	61
いわて花巻空港利用促進事業費	意見 2	国際線の新規路線開拓について	63
いわて花巻空港利用促進事業費	意見 3	国内線のプロモーション活動・イベント活動の成果について	64
いわて花巻空港利用促進事業費	意見 4	二次交通支援について	64
世界遺産価値普及事業費	意見 5	成果指標の設定について	67
平泉世界遺産ガイドセンター管理運営費	指摘 1	備品の状況確認について	70
北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営費	意見 6	実施事業の成果に係る目標値の設定及び効果測定について	74
いわての魅力まるごと発信強化事業	指摘 2	業務の再委託について	77
いわての魅力まるごと発信強化事業	意見 7	単年度業務を直接的に評価可能なKPIの設定について	77
いわての魅力まるごと発信強化事業	意見 8	FDAネーミングライツ事業における「黄金の國、いわて。」号の稼働状況の報告受領について	78
いわて観光経済交流センター管理運営事業	指摘 3	賃貸料の適切な設定について	82
いわて観光経済交流センター管理運営事業	意見 9	賃貸料の算定方法の変更について	84
いわて観光経済交流センター管理運営事業	意見 10	空フロアの有効利用について	86
いわて銀河プラザ管理運営費	意見 11	収支状況報告書の記載方法の見直しについて	89

事業名等	指摘事項または意見		頁
いわて銀河プラザ管理運営費	意見 12	他県アンテナショップとの比較を踏まえたいわて銀河プラザのあり方の検討について	92
北東北三県観光立県推進協議会負担金	意見 13	負担金の見直しについて	97
北東北三県観光立県推進協議会負担金	意見 14	国際観光部会のあり方の検討について	99
北東北三県観光立県推進協議会負担金	意見 15	規約の見直しについて	100
観光統計共通基準事業費	意見 16	実績報告書(支出実績)の確認について	102
いわて観光キャンペーン推進事業費	意見 17	いわて観光キャンペーン推進協議会の繰越金について	107
いわて観光キャンペーン推進事業費	意見 18	いわて観光キャンペーン推進協議会が行う随意契約について	108
いわて観光キャンペーン推進事業費	意見 19	各種キャンペーンの事業効果の把握について	110
いわてインバウンド新時代戦略事業費	指摘 4	台湾チャーター便等助成金交付対象時期の誤りについて	115
いわてインバウンド新時代戦略事業費	意見 20	台湾チャーター便等助成金に係る内訳書様式の見直しについて	116
いわてインバウンド新時代戦略事業費	意見 21	台湾チャーター便等助成金による効果の検証について	116
いわてインバウンド新時代戦略事業費	意見 22	岩手県大連経済事務所における中国誘客促進事業に係る負担金に係る収支実績の確認について	117
いわての新しい観光推進体制整備事業	指摘 5	再委託承諾手続の不備について	120
いわての新しい観光推進体制整備事業	意見 23	委託業務の主たる部分の整理について	122
いわての新しい観光推進体制整備事業	意見 24	受託者である岩手県観光協会のより一層の体制整備について	123
いわて教育旅行誘致促進事業	指摘 6	補助対象経費の確認について	125
いわて教育旅行誘致促進事業	意見 25	補助対象事業者における支店の取扱いを定める記載内容について	126

事業名等	指摘事項または意見		頁
いわての観光業魅力向上事業	意見 26	推進業務の成果の把握について	129
観光施設機能強化事業費	意見 27	県立船越家族旅行村の施設の撤去について	131
観光施設機能強化事業費	意見 28	八幡平山頂レストハウスの修繕対応について	132
観光施設機能強化事業費	意見 29	八幡平山頂レストハウスの設備のリニューアルについて	133
さんりく基金	指摘 7	新商品・地域サービス開発事業の助成対象経費の確認について	138
さんりく基金	指摘 8	KPI 達成状況(サイトアクセス数)の評価について	139
さんりく基金	意見 30	計算書類における資産運用方針等の適切な注記について	140
さんりく基金	意見 31	より有利な資金運用方法の検討について	143
県観光協会	指摘 9	教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策事業の会計処理について	154
県観光協会	意見 32	支援事業の利用実績に係る分析と活用について	155
県観光協会	意見 33	公益目的事業の財源確保に資する収益事業等の実施について	156
県観光協会	意見 34	受取会費の配賦計算方法の見直しについて	157
コンベンション協会	意見 35	コンベンション誘致委員会への県の参画について	165
コンベンション協会	意見 36	経営改善状況のモニタリングについて	167
三陸鉄道	意見 37	事業者選定方法の明確化について	176
三陸鉄道	意見 38	企画列車の利用者数及び収支について	177
IGR	意見 39	ツアーにかかる収益精算書の集約化について	182
IGR	意見 40	KPI の達成状況について	183
地場産業振興センター	意見 41	教育旅行誘致への取組の強化について	188
地場産業振興センター	意見 42	展示資料室における展示品説明方法の充実について	189
地場産業振興センター	意見 43	施設の有効活用に資する取組の検討について	190

第5章 外部監査の結果及び意見—各論—

1. いわて花巻空港利用促進事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

いわて花巻空港(以下「花巻空港」という。)は、岩手県が設置・管理している地方管理空港である。

いわて花巻空港利用促進事業費の主な内容は、岩手県空港利用促進協議会(以下「促進協議会」という。)への負担金である。官民が連携して、花巻空港の利用促進に向けた取組を行うためとして、県は、平成5年に促進協議会を設立し、以後、促進協議会へ負担金を支出している。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	131,389	119,759	156,442
決算額	36,487	134,155	164,459

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
旅費	6,126	
負担金補助及び交付金	158,333	促進協議会への負担金
合計	164,459	

④ 事業内容の内訳

いわて花巻空港利用促進事業費は、岩手県の産業、観光に係る全国とのネットワークの拠点である花巻空港の利用促進を通じて就航路線の充実を図ることで、交流人口を拡大し、経済効果を県内に波及させるとともに、岩手県の価値や魅力の全国、海外への発信に繋げる事業である。

令和6年度のいわて花巻空港利用促進事業費には、国内航空ネットワーク強化事業費(以下「60周年記念事業費」という。)といわて花巻空港国際線誘客拡大・利用促進事業費(以下「国際線事業費」という。)が含まれる。

60周年記念事業費は、減便・期間運休となった路線(札幌線・名古屋線・神戸線)

への重点的な利用促進施策の展開、空港開港 60 周年・県政 150 周年の好機を捉えた記念事業の開催や路線プロモーションの拡充により、国内航空ネットワークを強化し、花巻空港を核とした交流人口の拡大を図るものである。

国際線事業費は、海外からの観光誘客拡大に資するため、花巻空港の国際線の運航維持及び利用促進に取り組むとともに、国際線を活用した県北・沿岸地域へのインバウンド周遊拡大に向けた取組を推進するものである。

次表は上記事業別の決算額を示したものである。

※事業別の決算額

(単位:千円)

節	促進事業費	60周年記念事業費	国際線事業費	合計
旅費	1,786	—	4,339	6,126
負担金補助及び交付金	11,829	4,479	142,025	158,333
合計	13,615	4,479	146,364	164,459

⑤ 促進協議会の事業内容

促進協議会の令和 6 年度の事業内容は次表のとおりである。

図表 14 促進協議会の事業内容

主な事業実施内容	
1 国内線利用促進事業	
(1)旅行商品造成支援事業	
① 団体誘客支援(就航地→いわて花巻空港)	
② 旅行エージェント招請	
③ 個人向け旅行商品造成支援	
④ 団体送客支援(いわて花巻空港→就航地)	
⑤ 若年層向け航空運賃割引キャンペーン	
(2)プロモーション活動・(3)イベント活動	
① 路線共通	ア JAL ふるさとプロジェクトを活用した PR イ 盛岡さんさ踊りへの参加 ウ 県内での PR 活動
② 札幌線	ア 就航地での PR 活動 イ 県内での PR 活動
③ 名古屋線	ア 就航地での PR 活動 イ 県内での PR 活動
④ 大阪線	ア 就航地での PR 活動
⑤ 神戸線	ア いわて花巻－神戸線 PR 隊を起用した PR 活動 イ 就航地での PR 活動 ウ 広告プロモーション活動

主な事業実施内容

⑥ 福岡線	ア 就航地での PR 活動
⑦ 開港 60 周年記念事業	
⑧ その他	
(3) 広告・宣伝事業	
① 広報媒体制作	
② テレビ・ラジオ等の放映	
③ いわて花巻空港お仕事紹介カードの作成	
(4) 二次交通支援	
(5) その他	
① 旅行エージェント訪問	
② 航空会社との情報交換等	
2 国際線利用促進事業	
(1) 国際線の運航維持、利用促進	
① 航空会社等に対する運航支援	ア 航空会社に対する運航支援(台北線) イ 航空会社に対する運航支援(上海線) ウ 旅行会社に対する運航支援(台北線)
② セールス活動	ア トップセールスの実施(台北線) イ トップセールスの実施(上海線) ウ 職員セールス等の実施(台北線)(上海線)
③ インバウンドの利用促進	ア 航空会社等と連携した PR の実施 イ 旅行会社と連携した PR の実施 ウ 旅行会社に対する販売支援 エ 台湾インフルエンサーと連携した PR の実施 オ 現地イベントでの路線・観光 PR
④ アウトバウンドの利用促進	ア 旅行会社に対する商品造成支援(台北線) イ 旅行会社に対する商品造成支援(上海線) ウ 国際定期便利用に係るパスポート取得助成
(2) 空港の受入態勢整備	
① 国際線受入態勢強化	
② 国際線の歓迎対応	
(3) その他	
① 国際チャーター便運航支援	
② 台北線利用者 10 万人達成記念イベントの実施	
③ 歓迎セレモニーの開催(上海線)	
3 陳情・要望活動等	
(1) 日本航空への要望活動	
(2) フジドリームエアラインズへの要望活動	

⑥ 花巻空港の利用実績

令和 6 年度の花巻空港の総利用者数は 482,092 人で、前年度から 5,324 人増加し、前年度比は 101.1%である。

図表 15 総利用者数

(単位:人)

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	増減	前年度比
国内定期便	444,054	444,294	240	100.1%
国内チャーター便	1,431	2,216	785	154.9%
国際定期便	30,975	34,515	3,540	111.4%
国際チャーター便	202	959	757	474.8%
目的地外着陸(※1)	106	108	2	101.9%
総利用者数	476,768	482,092	5,324	101.1%

※1 他路線の欠航による目的地外着陸による利用者数

(出典:県公表資料「令和 6 年度いわて花巻空港の利用実績について」)

ア. 国内定期便の状況

令和 5 年度と令和 6 年度の国内定期便の利用実績は次表のとおりである。

令和 6 年度の利用実績は 444,294 人で、令和 5 年度の 444,054 人を 240 人上回っている。路線別にみると、大阪線、福岡線、神戸線は令和 5 年度を上回っているが、札幌線、名古屋線は下回っている。

図表 16 国内定期便の利用実績

(単位:人)

路線	令和 5 年度			令和 6 年度			比較	
	便数	利用者数	利用率	便数	利用者数	利用率	利用者数	前期比
大阪線	8 便	148,553	67.1%	8 便	155,061	69.3%	6,508	104.4%
札幌線	4~6 便	86,717	61.4%	4 便	82,196	75.3%	△4,521	94.8%
名古屋線	6~8 便	139,021	64.4%	4~8 便	131,597	70.1%	△7,424	94.7%
福岡線	2 便	37,618	68.7%	2 便	38,069	69.6%	451	101.2%
神戸線	0~2 便	32,145	62.9%	2 便	37,371	61.9%	5,226	116.3%
計	20~26 便	444,054	64.9%	20~24 便	444,294	69.9%	240	100.1%

(出典:県公表資料「令和 6 年度いわて花巻空港の利用実績について」)

イ. 国内チャーター便の状況

令和5年度と令和6年度の国内チャーター便の利用実績は次表のとおりである。

令和6年度の利用実績は2,216人で、令和5年度の1,431人から785人増加している。他県から花巻空港への旅客チャーター(主に他県旅行客:インバウンド)が662人と大きく増加し、花巻空港から他県への旅客チャーター(主に県内旅行客:アウトバウンド)が123人増加している。

図表 17 国内チャーター便の利用実績

(単位:人)

区分	令和5年度			令和6年度			比較	
	便数	利用者数	運航 エアライン	便数	利用者数	運航 エアライン	便数	利用者数
インバウンド	4	428	—	14	1,090	—	10	662
四国地方	2	166	FDA	3	224	FDA		
中国地方	—	—	—	7	406	FDA5便 JAL2便		
九州地方	—	—	—	2	136	FDA		
沖縄地方	2	262	JAL	2	324	JAL		
アウトバウンド	12	1,003	—	14	1,126	—	2	123
北海道地方	2	130	FDA	2	110	FDA		
四国地方	2	166	FDA	—	—	—		
中国地方	—	—	—	6	417	FDA4便 JAL2便		
九州地方	6	404	FDA	4	274	FDA		
沖縄地方	2	303	JAL	2	325	JAL		
合計	16	1,431	—	28	2,216	—	12	785

(出典:県公表資料「令和6年度いわて花巻空港の利用実績について」)

ウ. 国際定期便の状況

令和5年度と令和6年度の国際定期便の利用実績は次表のとおりである。

令和6年度の利用実績は34,515人で、令和5年度の30,975人を上回っている。路線別にみると、上海線は令和6年度のみ運航で、台北線の利用実績は令和5年度を上回っている。

台北線は令和5年5月に運航が再開され、令和6年度の利用者数は32,272人で利用率は86.2%である。上海線は令和2年2月から運休していたが、令和7年1月18日から2月15日の期間限定で運航を再開し、利用者数は2,243人で利用率は79.9%であった。

図表 18 国際定期便の利用実績

(単位：人)

路線	令和 5 年度		令和 6 年度		比較		
	利用者数	利用率	利用者数	利用率	利用者数	前期比	
台北線	インバウンド	29,609	—	30,498	—	889	103.0%
	アウトバウンド	1,366	—	1,774	—	408	129.9%
	計	30,975	91.5%	32,272	86.2%	1,297	104.2%
上海線	インバウンド	—	—	1,956	—	1,956	—
	アウトバウンド	—	—	287	—	287	—
	計	—	—	2,243	79.9%	2,243	—
合計	インバウンド	29,609	—	32,454	—	2,845	109.6%
	アウトバウンド	1,366	—	2,061	—	695	150.9%
	計	30,975	91.5%	34,515	85.8%	3,540	111.4%

(出典：県公表資料「令和 6 年度いわて花巻空港の利用実績について」)

エ. 国際チャーター便の状況

令和 6 年度の国際チャーター便の利用実績は次表のとおりである。

令和 6 年度の利用実績は 959 人であった。

図表 19 国際チャーター便の利用実績

(単位：人)

区分	利用者数	便数	行先	運航エアライン
インバウンド	314	4 便	清州(韓国)	エアロ K
アウトバウンド	645	4 便	清州(韓国)	エアロ K
計	959	8 便	—	—

(出典：県公表資料「令和 6 年度いわて花巻空港の利用実績について」)

⑦ 花巻空港の利用実績の他空港との比較

図表④は、国土交通省が公表している令和 6 年空港管理状況調書より、米沢へリポート空港を除いた国内 89 空港の乗降客数を令和 6 年度の乗降客数が多い空港順に並べ、新型コロナウイルス感染症が流行する直前の令和元年度⁶の乗降客数を比較したものである。

図表④では、令和元年度の乗降客数に対する令和 6 年度の乗降客数の比率(比較率)を算出し、その順位を記載している。なお、比較率順位は、令和 6 年度の乗降客数が 1 万人未満であった粟国空港、波照間空港、伊江島空港、慶良間空港、岡南飛行場を除いた 84 空港の比較としている。

令和 6 年度の花巻空港の乗降客数は 487,763 人で、89 空港中 45 番目である。

⁶ 令和 2 年 1 月 15 日に国内で初めて新型コロナウイルス陽性患者が確認されている。

令和元年度の乗降客数 491,180 人を 3,417 人下回っており、比較率は 99.3%で 84 空港中 56 番目である。

図表㊸は、花巻空港の令和元年度と令和 6 年度の乗降客数を国内線利用者と国際線利用者に区分したものである。花巻空港の令和 6 年度の国内線乗降客数は 452,187 人で、令和元年度の 447,768 人を 4,419 人上回っている。令和 6 年度の国際線乗降客数は 35,576 人で、令和元年度の 43,412 人を 7,836 人下回っている。国内線乗降客数は新型コロナウイルス感染症流行前の水準を上回っているが、国際線乗降客数は下回っている。

図表㊹は、空港管理状況調書より、図表㊸の 89 空港の令和 6 年度の着陸回数を令和元年度の着陸回数と比較したものである。乗降客数と同様に比較率とその順位も記載している。

令和 6 年度の花巻空港の着陸回数は 5,255 回で、89 空港中 35 番目、比較率は 93.8%で 84 空港中 62 番目である。着陸回数は 89 空港のなかで多い方だが、新型コロナウイルス感染症流行前の水準を下回っており、その回復度合いも他空港と比較すると遅れている。

図表㊺は、花巻空港の令和元年度と令和 6 年度の着陸回数を国内線と国際線に区分したものである。花巻空港の令和 6 年度の国内線着陸回数は 5,136 回で、令和元年度の 5,407 回を 271 回下回っており、比較率は 95.0%である。国際線着陸回数は 119 回で、令和元年度の 194 回を 75 回下回っており、比較率は 61.3%である。

図表㊻は、令和元年度と令和 6 年度に国際線の着陸がある 43 空港について、令和 6 年度の着陸回数が多い順に並べたものである。花巻空港の着陸回数 119 回は 43 空港中 30 番目で、比較率 61.3%は 43 空港中 35 番目である。

図表㊸ 空港の乗降客数比較

(単位：人)

空港	令和元年度㊸	令和 6 年度㊹	増減㊸-㊹	比較率㊹/㊸	比較率順位
1 東京国際	82,220,018	87,916,275	5,696,257	106.9%	27 位
2 成田国際	39,541,269	39,532,702	△ 8,567	100.0%	51 位
3 関西国際	28,663,014	31,746,226	3,083,212	110.8%	17 位
4 福岡	23,035,578	27,120,491	4,084,913	117.7%	11 位
5 新千歳	22,814,950	24,838,597	2,023,647	108.9%	21 位
6 那覇	20,613,619	21,705,234	1,091,615	105.3%	31 位
7 大阪国際	15,765,029	15,449,892	△ 315,137	98.0%	61 位
8 中部国際	12,590,387	11,035,252	△ 1,555,135	87.6%	74 位
9 鹿児島	5,769,120	5,730,841	△ 38,279	99.3%	55 位
10 仙台	3,718,180	3,809,646	91,466	102.5%	40 位
11 熊本	3,273,381	3,694,421	421,040	112.9%	14 位
12 神戸	3,292,298	3,612,689	320,391	109.7%	19 位
13 宮崎	3,236,450	3,220,274	△ 16,176	99.5%	54 位
14 松山	2,987,114	3,098,804	111,690	103.7%	37 位
15 長崎	3,159,036	3,064,500	△ 94,536	97.0%	64 位
16 広島	2,999,981	2,868,909	△ 131,072	95.6%	68 位

	空港	令和元年度(A)	令和6年度(B)	増減(A-B)	比較率(B/A)	比較率順位
17	新石垣	2,572,121	2,683,132	111,011	104.3%	35位
18	高松	2,020,738	2,134,718	113,980	105.6%	30位
19	大分	1,834,984	1,912,642	77,658	104.2%	36位
20	宮古	1,757,952	1,912,038	154,086	108.8%	22位
21	函館	1,679,366	1,869,726	190,360	111.3%	16位
22	高知	1,582,531	1,578,963	△ 3,568	99.8%	52位
23	小松	1,793,684	1,476,356	△ 317,328	82.3%	80位
24	岡山	1,499,694	1,375,744	△ 123,950	91.7%	73位
25	秋田	1,315,683	1,269,895	△ 45,788	96.5%	65位
26	青森	1,195,482	1,263,026	67,544	105.6%	29位
27	北九州	1,601,187	1,213,431	△ 387,756	75.8%	82位
28	旭川	1,079,076	1,160,750	81,674	107.6%	24位
29	新潟	1,137,691	1,124,482	△ 13,209	98.8%	59位
30	徳島	1,138,957	1,072,241	△ 66,716	94.1%	70位
31	出雲	1,015,941	1,066,837	50,896	105.0%	32位
32	名古屋	903,830	916,610	12,780	101.4%	43位
33	山口宇部	964,963	889,710	△ 75,253	92.2%	71位
34	奄美	884,550	862,368	△ 22,182	97.5%	62位
35	女満別	810,545	803,667	△ 6,878	99.2%	57位
36	百里	776,002	776,063	61	100.0%	50位
37	釧路	821,737	757,116	△ 64,621	92.1%	72位
38	美保	638,709	660,910	22,201	103.5%	38位
39	帯広	661,767	654,741	△ 7,026	98.9%	58位
40	静岡	752,554	645,233	△ 107,321	85.7%	77位
41	佐賀	730,976	600,440	△ 130,536	82.1%	81位
42	札幌	267,462	574,902	307,440	214.9%	2位
43	岩国	483,788	523,363	39,575	108.2%	23位
44	下地島	126,159	496,993	370,834	393.9%	1位
45	花巻	491,180	487,763	△ 3,417	99.3%	56位
46	鳥取	396,409	403,513	7,104	101.8%	41位
47	富山	545,233	395,682	△ 149,551	72.6%	83位
48	庄内	429,869	364,471	△ 65,398	84.8%	79位
49	山形	355,242	355,270	28	100.0%	49位
50	三沢	303,641	339,901	36,260	111.9%	15位
51	福島	263,289	265,844	2,555	101.0%	44位
52	松本	157,036	257,562	100,526	164.0%	3位
53	対馬	254,456	247,573	△ 6,883	97.3%	63位
54	南紀白浜	177,135	239,244	62,109	135.1%	6位
55	久米島	257,386	223,515	△ 33,871	86.8%	76位
56	中標津	205,208	220,245	15,037	107.3%	25位
57	八丈島	206,928	216,710	9,782	104.7%	34位
58	屋久島	148,814	207,026	58,212	139.1%	4位
59	徳之島	202,021	203,456	1,435	100.7%	47位
60	大館能代	153,743	198,468	44,725	129.1%	7位
61	稚内	196,642	185,786	△ 10,856	94.5%	69位
62	福江	164,473	180,798	16,325	109.9%	18位
63	石見	144,814	138,902	△ 5,912	95.9%	67位
64	沖永良部	115,746	113,435	△ 2,311	98.0%	60位
65	与那国	101,562	110,729	9,167	109.0%	20位
66	種子島	86,962	108,639	21,677	124.9%	9位
67	調布	94,781	101,355	6,574	106.9%	26位
68	与論	75,484	92,701	17,217	122.8%	10位

	空港	令和元年度(A)	令和6年度(B)	増減(A-B)	比較率(B/A)	比較率順位
69	喜界	86,928	86,610	△ 318	99.6%	53位
70	隠岐	63,865	73,654	9,789	115.3%	13位
71	紋別	72,028	73,055	1,027	101.4%	42位
72	能登	167,108	69,396	△ 97,712	41.5%	84位
73	利尻	44,377	61,333	16,956	138.2%	5位
74	多良間	46,330	44,640	△ 1,690	96.4%	66位
75	天草	39,939	41,903	1,964	104.9%	33位
76	南大東	48,766	41,545	△ 7,221	85.2%	78位
77	但馬	40,559	35,452	△ 5,107	87.4%	75位
78	新島	31,777	33,875	2,098	106.6%	28位
79	壱岐	33,469	33,675	206	100.6%	48位
80	三宅島	28,699	28,914	215	100.7%	46位
81	神津島	21,901	25,374	3,473	115.9%	12位
82	大島	24,132	24,798	666	102.8%	39位
83	北大東	23,216	23,392	176	100.8%	45位
84	奥尻	11,570	14,584	3,014	126.1%	8位
85	粟国	848	1,093	245	128.9%	—
86	波照間	—	748	748	—	—
87	伊江島	—	388	388	—	—
88	慶良間	208	113	△ 95	—	—
89	岡南	8	66	58	—	—

(出典:国土交通省「空港管理状況調書」)

図表⑧ 空港の乗降客数比較

(単位:人)

項目	令和元年度(A)	令和6年度(B)	増減(A-B)	比較率(B/A)
国内線乗降客数	447,768	452,187	4,419	101.0%
国際線乗降客数	43,412	35,576	△ 7,836	81.9%
合計	491,180	487,763	△ 3,417	99.3%

図表⑨ 空港の着陸回数比較

(単位:回)

	空港	令和元年度(A)	令和6年度(B)	増減(A-B)	比較率(B/A)	比較率順位
1	東京国際	225,697	242,361	16,664	107.4%	19位
2	成田国際	129,836	123,394	△ 6,442	95.0%	57位
3	関西国際	98,035	99,418	1,383	101.4%	34位
4	福岡	88,855	94,706	5,851	106.6%	21位
5	那覇	79,294	80,623	1,329	101.7%	31位
6	新千歳	77,396	77,731	335	100.4%	37位
7	大阪国際	68,606	68,678	72	100.1%	40位
8	中部国際	56,314	47,604	△ 8,710	84.5%	79位
9	鹿児島	34,252	31,682	△ 2,570	92.5%	67位
10	仙台	29,065	27,381	△ 1,684	94.2%	60位
11	熊本	21,299	22,040	741	103.5%	27位
12	宮崎	21,846	21,886	40	100.2%	39位
13	名古屋	20,870	19,430	△ 1,440	93.1%	66位
14	神戸	16,423	16,684	261	101.6%	33位
15	長崎	15,578	15,113	△ 465	97.0%	48位
16	松山	15,315	14,853	△ 462	97.0%	49位
17	新石垣	12,445	12,824	379	103.0%	28位
18	新潟	13,140	12,471	△ 669	94.9%	59位
19	大分	11,176	12,014	838	107.5%	17位

	空港	令和元年度(A)	令和6年度(B)	増減(A-B)	比較率(B/A)	比較率順位
20	札幌	8,377	10,540	2,163	125.8%	4位
21	広島	12,177	10,284	△1,893	84.5%	80位
22	高松	9,537	10,084	547	105.7%	23位
23	高知	10,061	9,468	△593	94.1%	61位
24	宮古	8,354	9,197	843	110.1%	13位
25	秋田	8,890	8,907	17	100.2%	38位
26	青森	8,414	8,871	457	105.4%	25位
27	函館	8,872	8,673	△199	97.8%	46位
28	北九州	9,531	8,542	△989	89.6%	74位
29	帯広	7,936	7,663	△273	96.6%	54位
30	小松	8,306	7,357	△949	88.6%	77位
31	奄美	7,931	7,139	△792	90.0%	73位
32	出雲	6,877	6,659	△218	96.8%	52位
33	調布	6,410	6,340	△70	98.9%	42位
34	岡山	5,976	5,771	△205	96.6%	53位
35	花巻	5,601	5,255	△346	93.8%	62位
36	静岡	5,718	5,171	△547	90.4%	71位
37	女満別	4,600	5,061	461	110.0%	14位
38	徳島	5,130	4,808	△322	93.7%	63位
39	釧路	5,379	4,793	△586	89.1%	76位
40	福島	4,395	4,470	75	101.7%	30位
41	松本	3,370	4,099	729	121.6%	6位
42	山口宇部	4,169	4,095	△74	98.2%	43位
43	山形	4,070	3,792	△278	93.2%	65位
44	富山	3,865	3,743	△122	96.8%	50位
45	佐賀	4,854	3,605	△1,249	74.3%	83位
46	旭川	3,541	3,415	△126	96.4%	55位
47	対馬	3,357	3,137	△220	93.4%	64位
48	百里	3,241	3,079	△162	95.0%	58位
49	徳之島	2,705	2,907	202	107.5%	18位
50	美保	2,802	2,830	28	101.0%	35位
51	鳥取	2,574	2,634	60	102.3%	29位
52	庄内	2,280	2,422	142	106.2%	22位
53	大島	2,235	2,383	148	106.6%	20位
54	屋久島	2,329	2,367	38	101.6%	32位
55	南紀白浜	2,422	2,217	△205	91.5%	69位
56	下地島	833	2,203	1,370	264.5%	1位
57	久米島	2,630	2,202	△428	83.7%	81位
58	福江	2,611	2,174	△437	83.3%	82位
59	岩国	2,155	2,169	14	100.6%	36位
60	中標津	1,607	2,165	558	134.7%	3位
61	八丈島	1,966	2,114	148	107.5%	16位
62	沖永良部	2,154	2,111	△43	98.0%	44位
63	三沢	1,831	2,000	169	109.2%	15位
64	与那国	1,489	1,836	347	123.3%	5位
65	種子島	1,835	1,831	△4	99.8%	41位
66	三宅島	1,649	1,716	67	104.1%	26位
67	但馬	1,890	1,711	△179	90.5%	70位
68	与論	1,480	1,639	159	110.7%	11位
69	喜界	1,839	1,563	△276	85.0%	78位
70	天草	1,249	1,437	188	115.1%	8位
71	新島	1,148	1,318	170	114.8%	10位

空港	令和元年度(A)	令和6年度(B)	増減(A-B)	比較率(B/A)	比較率順位
72 稚内	1,421	1,313	△ 108	92.4%	68位
73 大館能代	794	1,133	339	142.7%	2位
74 神津島	804	953	149	118.5%	7位
75 石見	866	834	△ 32	96.3%	56位
76 隠岐	785	830	45	105.7%	24位
77 能登	1,558	825	△ 733	53.0%	84位
78 多良間	725	801	76	110.5%	12位
79 南大東	758	734	△ 24	96.8%	51位
80 壱岐	789	707	△ 82	89.6%	75位
81 利尻	544	625	81	114.9%	9位
82 紋別	405	394	△ 11	97.3%	47位
83 北大東	385	377	△ 8	97.9%	45位
84 奥尻	394	355	△ 39	90.1%	72位
85 粟国	213	147	△ 66	69.0%	—
86 波照間	9	125	—	1388.9%	—
87 伊江島	36	96	—	266.7%	—
88 慶良間	51	45	△ 6	88.2%	—
89 岡南	3,775	4,873	1,098	129.1%	—

(出典:国土交通省「空港管理状況調書」)

図表㉑ 空港の着陸回数比較

(単位:回)

項目	令和元年度(A)	令和6年度(B)	増減(A-B)	比較率(B/A)
国内線着陸回数	5,407	5,136	△ 271	95.0%
国際線着陸回数	194	119	△ 75	61.3%
合計	5,601	5,255	△ 346	93.8%

図表㉒ 国際線の着陸回数比較

(単位:回)

空港	令和元年度(A)	令和6年度(B)	増減(A-B)	比較率(B/A)	比較率順位
1 成田国際	101,361	97,842	△ 3,519	96.5%	20位
2 関西国際	73,463	75,643	2,180	103.0%	15位
3 東京国際	42,515	57,615	15,100	135.5%	10位
4 福岡	18,182	22,636	4,454	124.5%	11位
5 中部国際	23,265	18,963	△ 4,302	81.5%	25位
6 新千歳	10,280	10,019	△ 261	97.5%	19位
7 那覇	11,060	9,697	△ 1,363	87.7%	22位
8 仙台	1,384	1,593	209	115.1%	14位
9 高松	1,031	1,533	502	148.7%	9位
10 熊本	476	1,519	1,043	319.1%	4位
11 広島	1,381	1,403	22	101.6%	16位
12 松山	337	1,005	668	298.2%	5位
13 岡山	1,345	912	△ 433	67.8%	33位
14 小松	913	896	△ 17	98.1%	18位
15 北九州	1,204	854	△ 350	70.9%	30位
16 静岡	1,273	752	△ 521	59.1%	36位
17 鹿児島	1,381	749	△ 632	54.2%	37位
18 函館	540	489	△ 51	90.6%	21位
19 佐賀	565	441	△ 124	78.1%	27位
20 新潟	558	420	△ 138	75.3%	28位
21 富山	533	339	△ 194	63.6%	34位
22 大分	257	311	54	121.0%	13位

	空港	令和元年度(A)	令和6年度(B)	増減(A)-(B)	比較率(B)/A	比較率順位
23	百里	541	264	△ 277	48.8%	38位
24	宮崎	347	253	△ 94	72.9%	29位
25	青森	272	229	△ 43	84.2%	23位
26	下地島	108	225	117	208.3%	7位
27	美保	264	219	△ 45	83.0%	24位
28	長崎	307	210	△ 97	68.4%	32位
29	旭川	220	175	△ 45	79.5%	26位
30	花巻	194	119	△ 75	61.3%	35位
31	福島	92	113	21	122.8%	12位
32	高知	4	104	100	2600.0%	1位
33	秋田	40	103	63	257.5%	6位
34	徳島	28	103	75	367.9%	3位
35	名古屋	75	52	△ 23	69.3%	31位
36	山口宇部	10	18	8	180.0%	8位
37	帯広	2	11	9	550.0%	2位
38	釧路	11	11	0	100.0%	17位
39	鳥取	37	8	△ 29	21.6%	41位
40	新石垣	309	7	△ 302	2.3%	43位
41	出雲	20	6	△ 14	30.0%	40位
42	神戸	9	4	△ 5	44.4%	39位
43	松本	29	2	△ 27	6.9%	42位

(出典:国土交通省「空港管理状況調書」)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 1】台北線・上海線への対応について

令和6年度の花巻空港の乗降客数は、国内線は新型コロナウイルス感染症流行前の水準を超えているが、国際線は水準を下回っている。

花巻空港の令和6年度の国内線乗降客数は452,187人で、令和元年度の447,768人を4,419人上回っている。一方、令和6年度の国際線乗降客数は35,576人で、令和元年度の43,412人を7,836人下回っている。

国際線の乗降客数の回復が遅れている要因の一つが着陸回数の回復の遅れと考えられる。花巻空港の令和6年度の国際線着陸回数は119回で、令和元年度の194回を75回下回っており、比較率は61.3%である。花巻空港の比較率61.3%は、令和元年度と令和6年度に国際線の着陸がある43空港35番目の数値である。

花巻空港の利用を通じて交流人口を拡大し、経済効果を県内に波及させるとともに、岩手県の価値や魅力の全国、海外への発信に繋げるという、いわて花巻空港利用促進事業の目的のためには、国際線の就航路線の充実を図ることが重要であ

り、平成 31 年 1 月から令和 2 年 2 月まで運航されていた上海線の継続的な運航が再開できるかがポイントの一つと考える。

上海線に関して促進協議会は、航空会社に対する運航支援やトップセールスなどを実施している。継続的な運航を実現するためには、今後も様々な取組を行う必要があると考える。

台北線についても、少なくとも現状の便数を維持するための対応は必要である。

国土交通省が公表している国際線就航状況によると、2025 年夏季、直行便で台北線が運航されている空港と 1 週間あたりの便数は次表のとおりである。

花巻空港を含め 21 空港に台北線が運航されており、花巻空港に台北線を運航しているタイガーエア台湾航空は花巻空港以外に 15 空港で台北線を運航している。

国際線就航状況によると、2025(令和7)年夏季は、主要空港(成田、羽田、関西、中部、福岡)以外で国際線定期便が就航している地方空港全体では、前年同時期より 37%便数が増加しているとのことである。

利用率の低い国際線は減便の対象となる可能性がある。花巻空港の台北線の令和 6 年度の利用率は 86.2%で比較的に高いが、前年度の 91.5%より減少しており、この傾向が続かないよう十分に留意する必要がある。

促進協議会は、上海線だけではなく台北線に関しても、航空会社に対する運航支援やトップセールスなどを実施している。両路線とも継続的な運航が行われるよう取組を続けていく必要がある。

図表 20 台北線の運航状況(2025(令和7)夏ダイヤ)※直行便

(単位:便数/週)

航空会社	花巻	旭川	新千歳	函館	青森	仙台	茨城	成田	羽田	新潟	小松
タイガーエア台湾	2	2	9	5		3	2	14	7	2	2
エバー航空			7		3	7		21	14		7
スターラックス航空			7	3		7		21			
チャイナエアライン			7					24	14		
ジェットスター・ジャパン								14			
ピーチアビエーション								14	7		
日本航空								14	14		
全日空									14		
合計	2	2	30	8	3	17	2	122	70	2	9

航空会社	中部	関西	岡山	広島	高松	松山	福岡	佐賀	熊本	那覇	合計
タイガーエア台湾	5	14	9				7	3		14	100
エバー航空		21				7	14			14	115
スターラックス航空	7	14					7		7	7	80
チャイナエアライン	14	21		4.5	7		19		5	14	129.5
ジェットスター・ジャパン		14									28
ピーチアビエーション	7	15								21	64
日本航空	5										33
全日空											14
合計	38	99	9	4.5	7	7	47	3	12	70	563.5

(出典:国土交通省「国際線就航状況」)

【意見 2】国際線の新規路線開拓について

次表は、国際線就航状況より、主に東日本の地方空港(新千歳空港は除く)の令和6年度の国際線(定期便)の運航状況を示したものである。台北線が最も多いが、ソウル線、上海線が次いでいる。

国際線については、休止路線の再開や既存路線の維持が重要だが、新規路線の開拓にも努める必要がある。国際線の新規路線の開拓は容易ではないと思われるが、県及び促進協議会においては、十分な対応を図る必要がある。

図表 21 近隣空港の国際線運航状況

(単位:便数/週)

国・地域	都市	花巻	旭川	函館	青森	仙台	茨城	新潟	富山	小松	静岡	合計
台湾	台北	2	2	8	3	17	2	2		9		45
韓国	ソウル		4		3	5		3		3	7	25
香港	香港					11					3	14
中国	上海					2	3	2	3	4	4	18
中国	大連								2			2
中国	杭州										1	1
合計		2	6	8	6	35	5	7	5	16	15	105

(出典:国土交通省「国際線就航状況」)

【意見 3】国内線のプロモーション活動・イベント活動の成果について

令和7年度の国内線は、令和7年10月26日(日)から令和8年3月28日(土)まで冬ダイヤとなるが、花巻空港においては、年間を通じた利用率や需給バランスを踏まえた判断であるとして、フジドリームエアラインズ(FDA)が神戸線の定期便を運休しているほか、日本航空(JAL)も福岡線を運休している。一方、FDAは1日1往復の定期便を新たに開設している。

国土交通省が公表している航空輸送統計年報は、国内定期便の座席利用率を幹線とローカル線に分けて公表しており、令和6年度の国内のローカル線の座席利用率は74.7%であった。花巻空港から発着する路線はローカル線に区分されるが、県が公表している神戸線の利用率は61.9%であり、国内平均を大きく下回っている。これに対し、国内線全般に機材不足や運航人員不足を背景とした減便の動きも見られる。

県及び促進協議会においては、神戸線に関して、いわて花巻－神戸線PR隊を起用したPR活動、就航地でのPR活動、広告プロモーション活動などのプロモーション活動、イベント活動を実施している。利用率が低調である状況に対して、このようなプロモーションがどの程度効果を上げているのか、今後も同様の取組を続けることで良いのかなどを検討する必要がある。

また、県及び促進協議会においては、神戸線以外の国内線についてもプロモーション活動やイベント活動を行っていることから、これらについても同様の検討が必要である。

【意見 4】二次交通支援について

花巻空港から鉄道駅(JR花巻駅・JR新花巻駅)までの二次交通の充実に向け、当該区間の移動需要を把握するため、花巻地区タクシー業協同組合と連携し、令和6年11月1日から12月15日まで、対象区間のタクシーを片道1,000円で利用できるキャンペーンを実施している。

花巻空港とJR花巻駅間の利用が113件、花巻空港とJR新花巻駅間の利用が165件で、計278件の利用があったが、ほとんどが国内線利用者であったことから、国際線利用客のデータを得るため、令和7年度も同キャンペーンを実施している。

県内在住者は空港駐車場を利用するケースも多いと思われるが、それが難しい県外在住者等にとっては空港アクセスとしての二次交通は重要なポイントである。

花巻空港は徒歩圏内に鉄道駅がないため、県外在住者等は、タクシー、アクセスバス、レンタカーなどで移動するケースが多いと思われる。花巻空港からは、JR花巻空港駅、JR盛岡駅、JR北上駅、安比高原との間でアクセスバスが運行されているが、比較的距離に近いJR花巻駅とJR新花巻駅にはアクセスバスが運行され

ていない。JR 花巻駅は JR 東北本線と JR 釜石線が、JR 新花巻駅は東北新幹線と JR 釜石線が通っており、県外在住者等にも、一定のニーズはあると思われる。

県及び促進協議会においては、これまでの二次交通支援の成果を踏まえ、今後の花巻空港の二次交通のあり方について十分かつ速やかに検討する必要がある。

2. 世界遺産価値普及事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

世界遺産「平泉」「橋野鉄鉦山」「御所野遺跡」について、世界遺産等の価値や保存管理の重要性に係る理解増進を図ることを目的とした事業である。

令和6年度の事業実績は以下のとおりである。

1. 世界遺産出前授業(4～11月)
実施校数:33校、受講者数:1,111人
2. 世界遺産教員研修会・児童交流会・ガイド交流会
・教員現地研修会(8月6日～8日) 参加者数:26人
・児童交流会(8月29日) 参加校:4校、参加者数:31人
・ガイド交流会(11月14日) 参加者数:49人
3. 世界遺産パネル巡回展(6月～翌1月)
全10会場(県内8カ所、県外2カ所)のほか、各種催事会場のPRブース等で世界遺産パネルを展示
4. 「平泉の文化遺産」WEBサイト運用保守
5. 「ひらいずみ遺産」魅力発信特別企画展の開催(7月26日～9月23日)
催事名:ピースでつなぐいわて3つの世界遺産展
会場:平泉世界遺産ガイダンスセンター
内容:ブロックで作る世界遺産の展示 他
参加者数:4,835人(会期中の平泉世界遺産ガイダンスセンター来館者数)
6. 「3つの世界遺産連携フォーラム」の開催(10月19日、20日)
催事名:いわて世界遺産まつり in 御所野遺跡
会場:一戸町 御所野縄文公園、御所野縄文博物館
内容:世界遺産オープンスクール、ワークショップ、高校生による民俗芸能披露 他
参加者数:2日間延べ937人
7. 教育旅行説明会(函館会場・8月7日、札幌会場8月8日)
参加者数(北海道側):学校4校、旅行会社10社(2会場合計)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	5,735	3,935	11,650
決算額	5,404	3,851	11,402

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
旅費	379	
需用費	21	
役務費	8	
委託料	10,960	3つの世界遺産魅力発信・価値普及等業務委託 8,870千円、平泉の文化遺産WEBサイト運用保守業務 2,090千円
使用料	34	
合計	11,402	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 5】成果指標の設定について

本事業に関する成果指標について、「世界遺産パネル巡回展示の観覧者数」、「教員現地研修会の参加人数」が設定されている。一方で、本事業の事業費の多くが委託料で占められており、「3つの世界遺産魅力発信・価値普及等業務委託」において、「ピースでつなぐ いわて3つの世界遺産展」、「いわて世界遺産まつり in 御所野遺跡」の催事を行なっているものの、これらの催事については、成果指標は設定されていない。事業費総額のうち、この二つの催事に関する委託料が3/4超を占めている状況を鑑みると、これらの催事に関する成果指標を設定した上で事業を実施し、成果指標の実績値を把握して、今後の事業実施に役立てることが望ましい。

3. 平泉世界遺産ガイダンスセンター管理運営費

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

平泉世界遺産ガイダンスセンター(以下「ガイダンスセンター」という。)とは、世界遺産「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類共通の財産として後世へ継承するための拠点となる施設である。世界遺産及び関連する遺跡への周遊の出発点として、その価値や特徴をわかりやすく伝えるとともに、柳之御所遺跡から出土した資料の展示・収蔵、平泉文化に関する調査研究を行っている。

平泉町には、平泉町の平泉文化遺産センターがあるが、ガイダンスセンターと平泉文化遺産センターの機能分担は以下のとおりである。

図表 22 平泉世界遺産ガイダンスセンターと平泉文化遺産センターの機能分担

施設名	機能分担
平泉世界遺産ガイダンスセンター	「平泉の文化遺産」の理念や価値の紹介と国重要文化財の展示機能を集約
平泉文化遺産センター	無量光院跡をはじめとする町管理の史跡や郷土史紹介等を実施

(出所:所管部署作成資料より作成)

ガイダンスセンターの施設概要は以下のとおりである。

図表 23 平泉世界遺産ガイダンスセンターの施設概要

施設の名称	岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター
施設の理念 (目指す姿)	「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点となり、「平泉の文化遺産」等の周遊の出発点として、世界遺産平泉並びに一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡を訪問する契機を提供する施設
開館日	令和3年11月20日
施設の概要	設置場所 岩手県柳之御所史跡公園内(平泉町平泉字伽羅楽) 延床面積 約2,400㎡ 展示面積 常設展示室:約440㎡ 企画展示室:約110㎡ 構造 鉄筋コンクリート造、地上2階建(耐火構造施設) 駐車可能台数 普通車47台(うち障がい者用2台)、大型車2台 展示資料点数 常設301点(パネル・映像等を含む、うち重要文化財157点)
総事業費	約23億円(文化庁補助金約4億円のほか、県債等を活用)
運営状況	開館時間 午前9時から午後5時まで(11月から翌年3月までの期間は、午後4時30分まで) 休館日 年末年始、毎月末日、その他(資料整理日として5日間程度)

	入館料 一般:個人 320 円、団体(20 人以上)140 円/人 学生:個人 140 円、団体(20 人以上)70 円/人 高校生以下:無料
--	---

(出所:県提出資料より抜粋)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	86,718	68,628	67,321
決算額	86,934	78,567	76,946

令和 4 年度までは県直営で運営されていたため、委託料の他に需用費、給料等の様々な節で事業費が発生していたが、令和 5 年度以降は指定管理者制度が導入されたことにより、事業費のほぼ全てが委託料となっている。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
報酬	38	
旅費	119	
委託料	76,789	岩手県立平泉世界遺産ガイドランスセンター 指定管理業務
合計	76,946	

④ 施設運営について

ガイドランスセンターは令和 3 年 11 月に開館しており、開館当初は県直営で運営されていたが、令和 5 年度から指定管理者制度を導入し、令和 5 年度及び 6 年度は、公益財団法人岩手県文化振興事業団(以下「文化振興事業団」という。)が、令和 7 年度からはアクティオ株式会社が指定管理者として選定されている。

(2) 監査の結果

【指摘 1】備品の状況確認について

ガイダンスセンターは令和3年11月に開館し、開館当初は県直営で運営されていたが、令和5年度及び6年度は、文化振興事業団が運営している。

ガイダンスセンターにある備品のうち、文化振興事業団に無償貸与している備品について、文化振興事業団が毎年備品管理一覧表と照合を行い、県に対し管理報告書により備品の状況を報告することが、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理業務に関する基本協定書(以下、本項において「基本協定書」という。)に定められている。

岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター指定管理業務に関する基本協定書より抜粋

<p>(管理報告)</p> <p>第19条 乙は、毎年度委託業務完了後速やかに次に掲げる事項を記載した岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター管理報告書(様式第4号)を甲に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>(1) 管理業務等の実施状況に関する事項</p> <p>(2) 利用状況及び利用料金収入に関する事項</p> <p>(3) 経理の状況に関する事項</p> <p>(4) 備品の状況に関する事項</p> <p>(5) その他甲が必要と認める事項</p> <p>2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。</p> <p>(備品の管理)</p> <p>第27条 甲は、管理物件の備品(別記3)を無償で乙に貸与する。</p> <p>2 乙は、指定管理期間中、毎年備品管理一覧表と照合を行い、備品を常に良好な状態に保つものとし、第19条の規定により報告するものとする。</p>

※ 甲:岩手県、乙:公益財団法人岩手県文化振興事業団である。

令和7年3月31日に文化振興事業団から提出された管理報告書を閲覧し、備品の状況に関する事項について確認したところ、基本協定書の管理報告書(様式第4号)に記載されている文言がそのまま記載されているのみで、備品一覧表の写しの添付もされていなかった。

基本協定書 管理報告書(様式第4号)より抜粋

<p>4 その他</p> <p>(3) 備品の状況</p> <p>年度末の備品の状況を確認するため、備品一覧表(別記3)の写しを添付すること。(内容に変更があった場合は、見え消しにより加除すること。)</p>
--

所管部署の担当者に備品の管理状況について確認したところ、文化振興事業団による備品の照合は実施されており、所管部署も令和7年2月21日に職員2名により実地調査を行い、その照合後の備品一覧表を確認済であった。

ただし、現状の管理報告書では、備品の状況について、基本協定書の様式に記載されている文言がそのまま記載されているのみで、かつ、照合後の備品一覧表の写しの添付がされていない状況であった。本来は、基本協定書の定めのとおり、照合後の備品一覧表の写しを添付すべきである。また、管理報告書の備品の状況の記載も、基本協定書の様式に記載されている文言をそのまま記載するだけでなく、指定管理者による備品の照合の実施日時、実施した結果等を記載するよう検討されたい。

4. 北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営費

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

北海道・青森県・秋田県と連携し「北東北三県・北海道ソウル事務所(以下「ソウル事務所」という。)」として、観光分野を中心とする海外拠点を韓国に整備することにより、観光客の誘致拡大、物産の販路開拓、技術交流、文化交流等を通じた観光消費を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的とする事業である。

図表 24 ソウル事務所の概要

項目	内容
名称	北東北三県・北海道ソウル事務所 The Prefectures of Northern Tohoku and Hokkaido, Seoul Office
住所	ソウル特別市中区三一大路 308 朝陽(ジョヤン)ビル本館 201 号
設立年月日	平成 14 年 11 月 19 日
ホームページ (韓国語)	https://www.beautifuljapan.or.kr/
運営者	岩手県・北海道・青森県・秋田県の共同運営
運営形態	<ul style="list-style-type: none"> ・四道県が、各道県の観光関連法人へソウル事務所管理運営業務委託を行う形態により、管理運営を行っている。岩手県は「公益財団法人岩手県観光協会」と委託契約を締結している。 ・事務所の常駐職員は幹事道県が派遣する職員 1 名(所長)、現地雇用職員 3 名の計 4 名体制。幹事道県は 2 年毎に秋田県、青森県、北海道、岩手県の順番で担当している。令和 7~8 年度は岩手県が幹事県となる。 ・ソウル事務所の管理運営等に要する経費は、幹事道県が他県と協議のうえ決定している。

令和 6 年度におけるソウル事務所の実施事業は次表のとおりである。

図表 25 ソウル事務所の実施事業

区分	実施事業詳細
Web 活用情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ソウル事務所のウェブサイトを通じて各道県の観光情報など魅力的な情報を発信した。 ・YouTube チャンネルや SNS(インスタグラム、フェイスブック)、その他メディア広告等を活用しながら各道県の魅力を発信した。
旅行商品造成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・四道県観光事業者の商品販売促進のため、観光商談会(オンライン)を開催した。 ・韓国旅行事業者が各道県を周遊するファムツアーを開催し、旅行商品造成に向けた情報提供等を行った。
イベント出展等観光 PR 事業	韓国内で開催されるイベント等へ出展し、一般消費者や観光業界関係者に対し四道県の PR を行った。

区分	実施事業詳細
ビジネス開拓支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 韓国企業に対し四道県の産品サンプルの供与等を通じて商品紹介を行うほか、韓国におけるニーズ調査を行い、四道県の企業が韓国市場に進出するための支援を行った。 年間を通じて韓国バイヤー等への訪問・面談を不定期に実施しており、継続的にニーズ調査を実施した。
輸入商品展示会出展・商談事業	ソウル市等で開催される各種物産展示会に出展するとともに、会期中に実施される韓国国内輸入・流通バイヤーとの商談会に参加した。
バイヤー招聘事業	韓国から有力バイヤーを招聘し、四道県毎に道県内企業との個別商談及び産地、製造現場の視察等を行った。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	10,685	10,685	11,780
決算額	9,994	10,677	11,305

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
旅費	1,320	
委託料	9,934	全額が、公益財団法人岩手県観光協会への北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営委託料
使用料及び賃借料	51	
合計	11,305	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 6】実施事業の成果に係る目標値の設定及び効果測定について

ソウル事務所では、『**図表 25 ソウル事務所の実施事業**』のとおり、様々な事業（Web活用情報発信事業、旅行商品造成支援事業、イベント出展等観光PR事業、ビジネス開拓支援事業、輸入商品展示会出展・商談事業、バイヤー招聘事業）を実施しているが、個別の事業に関連する KPI は設定されていない。年間の事業実施報告書を閲覧する限りにおいても、それぞれの事業の実施内容については記載されているものの、客観的な事業成果についての記載は乏しいように見受けられる。

例えば、実施報告書における Web 活用情報発信事業の報告内容として、発信した記事数とそれに対するページビューが記載されているが、目標とするページビューと、その比較等によってなされる事業評価は行われていない。また、旅行商品造成支援事業においては、観光商談会（オンライン）を開催した旨と商談会内容が記載されているが、商談結果としての契約締結数・契約規模等の客観的な成果指標についての記載はなされていない。

韓国人観光客の増加という最終目標に向けて、現地に所在するソウル事務所が果たす役割は相応に認められる。そのためには、最終目標につながる各事業の成果を定量的に把握・分析し、課題発見及び改善を行う PDCA プロセスの構築が重要と考える。県は、ソウル事務所が行う各事業の KPI 設定・評価を行うことや、具体的・数値的な成果の報告を求めることが必要と考える。

5. いわたの魅力まるごと発信強化事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

岩手に興味を持つ層に向けて観光地や県産品を中心とした岩手の魅力の発信を強化し、岩手ファンの質的・量的な拡大を図り、観光や物産販売等の消費額拡大を目的とする事業である。具体的な事業内容としては、以下の3つの細事業を実施している。

ア 若者に向けたプロモーション強化事業

若手ファンの裾野を広げるため、岩手県公認 VTuber として「岩手さちこ」を起用して YouTube、X、Instagram 等にて岩手の魅力の発信を行っている。令和7年9月2日現在、YouTube の登録者数は 7,280 人、X のフォロワー数は 16,192 人、Instagram のフォロワー数は 1,249 人となっている。なお、当事業においては、国のデジタル田園都市国家構想交付金にて対象経費の 1/2 が賄われている。

図表 26 岩手さちこ 画像



(出典:岩手県ホームページ)

イ 全国ネットワークを有する民間と連携した岩手ファン拡大事業

平成28年のFDA(フジドリームエアラインズ)の花巻・名古屋線就航5周年及び平泉の世界遺産登録5周年の時機を捉えて、岩手県はゴールド色の9号機のネーミングライツ(命名権)を取得し、同機を「黄金の國、いわて。」号と命名した。事業は当ネーミングライツの継続契約にかかるものであり、岩手県の魅力を機体広告への掲示、機内アナウンスによるPR、ヘッドレストカバーへの広告掲載、機内誌への特集記事掲載、WEB広告等にて発信している。

ウ 民間企業と連携したキャラクターを活用したプロモーション

令和元年 5 月より、ポケットモンスターのキャラクターである「イシツブテ」が「いわて応援ポケモン」に任命されている。令和 6 年度は、同キャラクターを利用して「岩手県×イシツブテ デジタルスタンプラリー2024 ～いわて三陸めぐりの旅～」の実施や、イシツブテと触れ合うことができる「イシツブテگریーティング」を開催した。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
当初予算額	21,413	12,607	15,848
決算額	20,923	12,477	15,308

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 6 年度 決算額	主な内容
補償費	6	
旅費	454	
需用費	61	
役務費	36	
委託料	14,244	・VTuber を活用したいわての魅力プロモーション業務委託(岩手さちこ関連) 3,920 千円 ・「黄金の國、岩手。」プロモーション業務委託(FDAネーミングライツ関連) 7,150 千円 ・連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務委託(イシツブテ デジタルスタンプラリー関連) 2,461 千円
使用料及び賃借料	503	
合計	15,308	

(2) 監査の結果

【指摘 2】業務の再委託について

県は、岩手県公認 VTuber として「岩手さちこ」を起用し、岩手の魅力発信を行っている。当事業は、(株)岩手朝日テレビへの業務委託(3,920 千円)にて実施された。

プロポーザル時に(株)岩手朝日テレビから県に提出された提案書では、「動画制作協力(企画・構成及び取材・撮影、収録、編集業務一式)」を A 社へ、「CG 映像制作・編集及び音声 MIX 等業務一式、3D 及び 2DCG 制作一式、YouTube 関連業務」を B 社へ再委託する旨が記載されているが、県へ再委託に関する必要事項報告がなされていない状況にあった。

再委託を行う場合の県への報告について、契約書では以下のように定めている。

契約書から抜粋

(再委託)

第 4 条 乙(株)岩手朝日テレビは、委託業務の全部又は企画業務若しくは監理業務部分を一括して乙以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項以外の委託業務の一部を乙以外の第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持つ者を選定することとし、事前に書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等必要な事項を甲(県)に対して報告しなければならない。

委託契約書において「書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等必要な事項を甲(県)に対して報告しなければならない」と定める趣旨は、県が認知しない第三者が業務に関与することによる業務の品質低下や、情報漏洩、責任の所在が不明瞭になる等のリスクを低減することにある。県は、委託契約書に基づき、適切に再委託の詳細についての報告の受領や承認行為を行うことが必要である。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 7】単年度業務を直接的に評価可能な KPI の設定について

岩手県公認 VTuber「岩手さちこ」関連事業の KPI 指標として、過去にアップした全ての動画の累計再生時間のみならず、単年度にアップした動画の再生回数・再生時間等も KPI として設定すべきと考える。

県は、岩手さちこ関連事業の KPI を「YouTube 年間動画再生時間 3,000 時間」と定めている。KPI に対する実績は、令和 6 年度 998 時間(令和 7 年 3 月 18 日

時点)、令和 5 年度 869 時間と、KPI 比較で実績が大幅に下振れしている状況にあり、岩手さちこ自体の知名度の底上げや、話題性のある動画(バズる動画-インターネット、特に SNS 上で爆発的に話題になる動画)の作成等が課題となっている。なお、動画再生時間 3,000 時間とする KPI は、岩手さちこがデビューした令和 2 年以降にアップされた全ての動画の再生時間を対象としている。当該業務は令和 7 年度も含めれば約 6 年間継続しており、受託者選定も毎年度行われている。

受託者を毎年選定し、単年度契約にて事業を実施していることから、受託者の行った単年度事業を直接的に評価するためには、単年度に受託者が作成・アップした動画の視聴回数・視聴時間数等を KPI として設定することが効果的と考える。また、岩手さちこの活動のメインが YouTube であるとした場合に、より多数の視聴を見込める新動画を作成・公開できるかどうかは VTuber としての成否を分けるポイントとなり、新たな動画の視聴回数等を指標として設定し、モニタリングすることは大きな意味を持つとも考える。結果として、県は単年度ベースの KPI を設定することも検討すべきと考える。

なお、現状の累計再生時間を KPI とすることを否定するものではなく、累計再生時間を KPI として用いることに一定の効果(岩手さちこ全体として知名度向上が図られれば、過去動画も視聴される。)は認められるため、KPI の併用も検討されたい。

【意見 8】FDAネーミングライツ事業における「黄金の國、いわて。」号の稼働状況の報告受領について

県は、FDA(フジドリームエアラインズ)航空機のネーミングライツ(命名権)を取得し、同機を「黄金の國、いわて。」号と命名し、機体広告の掲示、機内アナウンスによる岩手県の PR、ヘッドレストカバーへの県広告掲載、機内誌への特集記事掲載、WEB 広告等にて岩手県の魅力を発信している。当委託業務は、旅行マインドが比較的高いと想定される旅客者に対して、直接的に岩手の魅力を発信することが可能であり、令和 6 年度支出額 7,150 千円に対する費用対効果は高い印象を持つ。

図表 27 「黄金の國、いわて。」号 機体広告 (出所:「岩手さちこ」X への投稿)



県は年度末に FDA から業務完了報告書の提出を受けているが、「黄金の國、いわて。」号の稼働状況に対する報告はなく、結果として同機体が年間どれくらいの本数のフライトを行ったか、どの程度の乗客数であったかを県は把握できていない。同機体は相応に使用されていることが推定されるものの、極めて低い可能性ではあるがあまりフライトに使われていないこともあり得る。広告効果を詳細に把握する観点から、「黄金の國、いわて。」号の稼働状況の報告を受けることが必要と考える。

6. いわて観光経済交流センター管理運営事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

「いわて観光経済交流センター(以下「交流センター」という。)」の管理運営を目的とする事業である。

交流センターは、JR 盛岡駅西口の駅前にあるマリオスの 3F一部分に所在する(面積 801.87 m²)。マリオスは、北東北有数の超高層ビルであり、盛岡市のランドマークタワーとして多くの企業・団体が事業所を構えており、岩手県を含む 6 者によって区分所有されている。

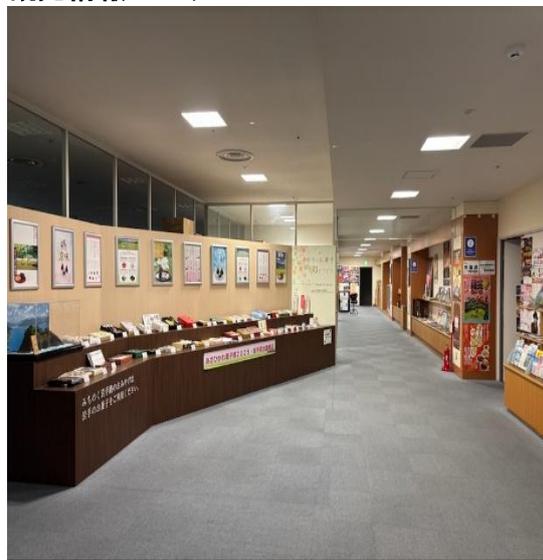
交流センターは、平成 18 年 1 月、経済のグローバル化に対応した県内企業の海外ビジネス展開等を支援するため、観光経済交流の情報発信、ワンストップサービス支援のための拠点として開所した施設であり、現在は県観光協会、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)岩手貿易情報センター、岩手県菓子工業組合が入居しており、エントランス入口の観光情報コーナーでは観光パンフレット等の陳列がなされている。

交流センター入口



(出所: 監査人撮影)

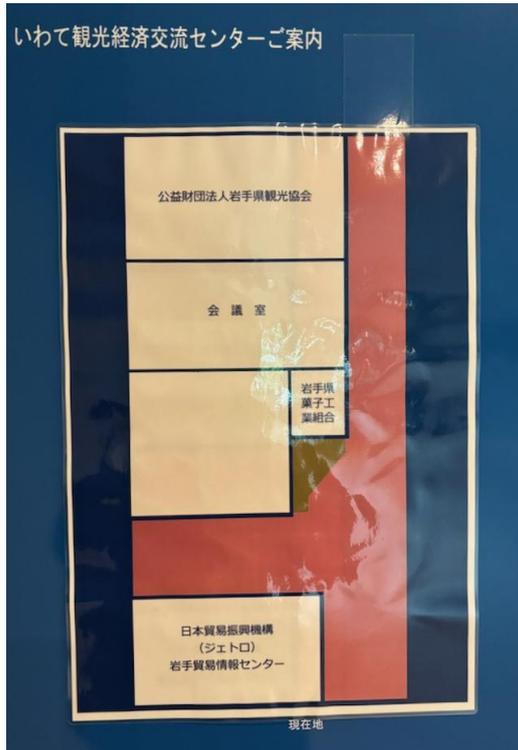
観光情報コーナー



(出所: 監査人撮影)

交流センター入口看板

いわて観光経済交流センターご案内



(出所: 監査人撮影)

マリオス全景



(出典: 盛岡市 HP)

② 事業費の推移

【支出】

(単位: 千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	22,552	23,239	23,679
決算額	23,323	22,203	23,562

③ 令和6年度の事業費の主な内訳

【支出】

(単位: 千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
需用費	10,318	光熱水費 7,970 千円、空調機モーター等修繕 1,914 千円等
役務費	70	
委託料	1,850	清掃委託料
負担金	11,323	マリオスビル管理費用負担金(区分所有者である(株)盛岡地域交流センターが支出したマリオス全体に関する修繕費(ex エスカレーター改修)等にかかる負担金支出)
合計	23,562	

③ 令和6年度の家賃収入等の主な内訳

【収入】

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
行政財産使用料 (家賃)	1,783	入居三団体からの受入家賃
清掃費及び光熱水 費負担金	4,122	入居三団体が負担する清掃費及び光熱水費
合計	5,906	

(2) 監査の結果

【指摘 3】賃貸料の適切な設定について

県は、交流センターを企業・団体へ賃貸し行政財産使用料(以下、本項において「賃貸料」とする。)を収受している。入居3企業・団体から受け入れた賃貸料収入は令和6年度において1,783千円であったが、交流センター建物の公有財産上の耐用年数登録が誤っていることにより、収受する賃貸料が過少となっていた。

各入居者に対する年間賃貸料は、以下の算式にて算定される。

$$\text{年間賃貸料} = \text{財産の適正な時価} \times 8\% \times \text{賃貸面積割合} \times \text{減免割合}$$

県は、算式中の「財産の適正な時価」について、経年劣化に伴う評価減である再評価実施後の公有財産台帳価格を採用しており、再評価は次表のようになされている。令和6年度における賃貸料は、令和6年1月1日再評価時点の公有財産台帳価格 173,983千円 を「財産の適正な時価」とみなし、これに8%を乗じ、賃貸面積割合と減免割合を乗じた値を各者の年間賃貸料としている。

図表 28 交流センター建物の再評価の推移

(単位：円)

名称			面積	細目・ 本体構造	耐用年数
いわて観光経済交流センター			242.99 坪	事務所建 SRC	50 年
異動 年月日	異動 理由	増	減	価格	備考
H10.3.23	取得	515,539,557		515,539,557	
H14.1.1	再評価		84,033,557	431,506,000	前回評価価格から△16.3%
H19.1.1	再評価		70,336,000	361,170,000	前回評価価格から△16.3%
H24.1.1	再評価		58,871,000	302,299,000	前回評価価格から△16.3%
H27.1.1	再評価		38,997,000	263,302,000	前回評価価格から△12.9%
H30.1.1	再評価		33,966,000	229,336,000	前回評価価格から△12.9%
R3.1.1	再評価		29,585,000	199,751,000	前回評価価格から△12.9%
R6.1.1	再評価		25,768,000	<u>173,983,000</u>	前回評価価格から△12.9%

(出典：公有財産台帳)

再評価は3年毎(平成24年以前は5年毎)に行われ、直近に実施された令和6年1月1日時点の再評価は「令和6年公有財産(建物・工作物)再評価要領(以下「再評価要領」という。)」に基づいて行われた。

再評価要領に基づいた適切な再評価が実施されているか確認したところ、再評価要領が定める方法とは異なる方法で再評価が行われていた。具体的には、交流センター建物は「鉄骨鉄筋コンクリート構造 事務所用建物 H10.3.31 以前取得財産」に区分され、同区分は再評価要領に基づく耐用年数65年、前回評価時点からの3年経過償却率(減価率)は、残存価格率表に0.899と定められており、△10.1%と算出されるにもかかわらず、実際の再評価は耐用年数50年、前回評価時点からの3年経過償却率(減価率)0.871、△12.9%にて評価が行われている。なぜ、両者に乖離があるのか不明であるものの、公有財産台帳上の耐用年数の記載が50年となっていることから、交流センター建物の台帳登録の誤りが想定される。

また、令和3年1月1日再評価以前の過去の再評価についても、平成24年までは耐用年数65年、5年経過償却率(減価率)0.837、△16.3%と再評価していたものの、平成27年からは耐用年数50年に基づく評価が行われている状況が示唆される。

耐用年数50年に基づく過大な償却率(減価率)が採用されると、交流センター建物の台帳価格が過少となるため、県が収受すべき賃貸料も過少となる。県は、再評価要領に基づく再評価を適切に実施し、適切な額の賃貸料を設定する必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 9】賃貸料の算定方法の変更について

交流センターの賃貸料は、『【指摘 3】賃貸料の適切な設定について』に記載した算式で決定されており、令和 6 年度における減免考慮前の一坪あたり月額賃貸料は 4,773 円と算定される(R6.1.1 台帳価格 173,983 千円×8%÷総面積 242.99 坪÷12 月)。一方、近傍のオフィスビルの賃貸料をインターネット調査した結果、次表のとおり A ビル～H ビル 8 件の該当があり、一坪あたりの平均月額賃借料は 10,503 円と算定された。

図表 29 交流センター及び近傍同種ビルの坪単価

ビル名称	盛岡駅 徒歩	築年数	月額賃料坪単価 (共益費は含まず)
Aビル	5分	築30年～35年	¥14,230
Bビル	5分	築40年～45年	¥14,139
Cビル	7分	築20年～25年	¥12,100
Dビル	10分	築30年～35年	¥12,100
Eビル	5分	築40年～45年	¥10,450
Fビル	10分	築46年～50年	¥8,370
Gビル	6分	築40年～45年	¥7,134
Hビル	3分	築30年～35年	¥5,500
交流センター	1分	築28年	¥4,773

Aビル～Hビル8件の AVERAGE ¥10,503

調査対象: インターネットの不動産情報サイトにて盛岡駅徒歩 10 分以内の賃貸ビルを検索、同ビルに複数の空き部屋がある場合には最上部の部屋を採用した。なお、生命保険会社所有等の高グレードなビルの多くは賃借料をインターネット上で開示しておらず同物件は除外した。

調査結果から、交流センターの賃貸料は、近傍同種家賃と比較して低額である。低額な理由として、広大なワンフロアをパーティション(天井まで密閉されたもので各部屋の独立性は確保されている)で区切った形式で使用するようになるため、音漏れやセキュリティの面から通常のテナントビルと比較して若干安い賃貸料の設定となること、行政財産の目的外使用に該当するために県の都合による退去に対する立退料等の補償がないこと等が想定されることである。

一方で、駅直結の盛岡市のランドマークタワーであるマリオス内のテナントであり、利便性及びそのブランド力から需要は相応にあるものと解される。例えば 5 坪(16.5 m²)の小規模オフィスを交流センター内で賃借するとした場合、パーティション等の

初期投資は必要となるものの、僅か 23,865 円(坪単価 4,773 円×5 坪)の月額賃料でマリオスビルに入居可能である。これは近隣相場と比較して非常に低額であり、賃貸料増額の余地があるものと解する。

また、当事業の収支状況として、令和 6 年度における理論上の最大収入 11,478 千円(光熱水費含む実際の賃貸料収入 5,906 千円+減免した賃貸料 3,653 千円+推定空き室家賃 1,919 千円(空き室面積 33.5 坪×坪単価 4,773 円×12 月))に対して、令和 6 年度の実支出 23,562 千円となっており、入居率 100%かつ減免なしを前提とした場合であっても相当な支出過多となる。通常、市場価格に基づく賃貸料の設定を行う限りにおいては、ここまでの赤字基調は想定されない。このことは、県としては「財産の適正な時価×8%」にて、市場価格に基づく賃貸料を設定しているとするが、実態として市場価格比較で賃貸料水準が相当低いことが推察される。

賃貸料が市場価格比で低い理由は、再評価後(償却後)の台帳価格をベースに賃貸料を決定する現状の算定方法にあると考えられる。令和 6 年度の賃貸料算定方法を用いたと仮定して過去の賃貸料を算出した表が**図表 30**である。同方法によれば、取得当初の平成 10 年 3 月 23 日時点の月額賃貸料坪単価は 14,144 円と算出されるものの、平成 6 年 1 月 1 日時点では月額賃貸料坪単価が 4,773 円まで減額されることとなり、平成 10 年当初からの 26 年経過にて当初比較で僅か 34%となる家賃設定となる。すなわち、同賃貸料算定方法によれば、26 年の経過で賃貸料が 66%減額、年平均 2.538%もの下落率となる。

図表 30 令和 6 年度の賃貸料算定方法を用いて算出した過去の賃貸料

名称			細目・本体構造	耐用年数
いわて観光経済交流センター			事務所建 SRC	50 年
坪数①	時点	台帳価格②	月額賃料坪単価 ②×8%÷①÷12 月	H10 年当初賃料 (14,144 円) に対する割合
242.99 坪	H10.3.23	¥ 515,539,557	¥ 14,144	100%
	H14.1.1	¥ 431,506,000	¥ 11,839	84%
	H19.1.1	¥ 361,170,000	¥ 9,909	70%
	H24.1.1	¥ 302,299,000	¥ 8,294	59%
	H27.1.1	¥ 263,302,000	¥ 7,224	51%
	H30.1.1	¥ 229,336,000	¥ 6,292	44%
	R3.1.1	¥ 199,751,000	¥ 5,480	39%
	R6.1.1	¥ 173,983,000	¥ 4,773	34%

賃貸物件においては、経年により賃貸料の減額がなされることは通常ではあり、その下落幅は物件個別の性質にも大きく依存するが、一般的に住宅用の賃貸マンションにおける経年による賃料下落率は、年率換算で平均1%程度が多く、下落率

も 20 年経過を目途に緩やかになる傾向がある。また、マリオスビルは非常に丁寧にメンテナンスされており、駅直結の利便性等も勘案した場合において、年平均 2.538%もの賃貸料の下落をもたらしてしまう現状の賃貸料算定方法は市場価格を適切に反映していないと思われる。

再評価後（償却後）の台帳価格をベースに賃貸料を決定する現状の方法は、市場価格を反映しておらず、相場比較で低額な賃貸料となってしまう可能性が認められる。今後、市場価格をより適切に反映できる賃貸料の算定方法への変更を検討されたい。具体的には、近傍同種ビルの賃貸料水準をベースに、パーテーションによる音漏れ等による個別の減額を行う方法の採用等が考えられる。

【意見 10】空フロアの有効利用について

交流センターには、パーテーションで区切られた 110.34 m² (33.5 坪) の空フロアが存在している。県としては、機会を見て個別の企業・団体への入居交渉を都度行っている状況にあるが、入居者決定には至らないとのことであった。同フロアは駅前の好立地にあり、相当規模の面積もある。今後、何らかの自己用途にて有効利用することや、賃借需要も相応に認められると想定されることから、個別の企業・団体への入居交渉だけではなく、インターネット等で広く入居者の募集を行うことも検討されたい。

7. いわて銀河プラザ管理運営費

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

いわて銀河プラザは、首都圏において、岩手県が全国に誇る特産品や豊かな自然・歴史・文化・観光資源・産業立地基盤など、岩手の魅力を力強くアピールし、特産品の販路拡大や観光の振興を図るため、総合的な情報発信拠点施設として、平成10年10月に東京都中央区銀座5丁目に設置したものである。

いわて銀河プラザの施設構成は、次のとおりである。

図表 31 いわて銀河プラザの施設構成 (計 753 m²)

施設名	面積	概要	運営主体(委託先)
総合インフォメーション (観光情報コーナー)	70 m ²	33市町村観光パンフレット等 展示、観光相談等	岩手県東京事務所
アンテナショップ	240 m ²	食品、酒類、民芸品等販売	岩手県産(株)
イベントスペース	100 m ²	県内市町村・各種団体等による 物産販売等	岩手県東京事務所
ビジネスサポートセンター	55 m ²	岩手県内企業の首都圏活動拠 点(3ブース)	岩手県産(株)
U・Iターンセンター	75 m ²	就職情報の提供、相談等(定住 相談含む)	岩手県東京事務所
その他付随施設	213 m ²	倉庫、トイレ、玄関等	岩手県東京事務所

(出所: 県提供資料より監査人作成)

なお、いわて銀河プラザのビジネスサポートセンター及びアンテナショップについては、首都圏における取引の拡大や販路の開拓を計画しているものの、資金不足や情報不足などにより、独自で営業拠点を設置できない県内中小企業の首都圏への進出を支援するために設置した施設であることから、岩手県に本店又は支店を有する中小企業を対象としている。

② 事業費の推移

(単位: 千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	126,945	119,076	124,627
決算額	130,364	125,682	126,364

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
報償費	57	
旅費	869	
需用費	17,586	水道光熱費
役務費	2,056	
委託料	868	
使用料及び賃借料	97,984	賃借料、共益費
工事請負費	3,949	ファザード工事、店内 LED 照明交換
備品購入費	2,970	ソフトクリームサーバー
負担金補助及び交付金	24	
合計	126,364	

④ いわて銀河プラザの管理運営について

いわて銀河プラザは民間の賃貸ビルを借り上げて設置しており、公有財産規則に準じて事務処理を行う準用財産として管理している。管理運営は、利用企業の意向に十分な対応が可能となるよう、県内中小企業の営業活動や物産の販売に精通している岩手県産株式会社に委託している。委託の内容は、次のとおりである。

- ア アンテナショップの管理運営
- イ ビジネスサポートセンターの管理運営
- ウ 利用者に対するサービスの提供、情報提供
- エ 出品者への情報提供

利用企業が負担するいわて銀河プラザの利用に係る料金については、受託者の収入として、管理運営に要する費用に充てることとし、委託料については無償としている。なお、いわて銀河プラザの借り上げ料と水道光熱費は県の負担としている。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 11】収支状況報告書の記載方法の見直しについて

『1.(1)④いわて銀河プラザの管理運営について』に記載したとおり、利用企業が負担するいわて銀河プラザの利用に係る料金については、受託者の収入として、管理運営に要する費用に充てることとしている。

そこで、県は、利用料金の適正な運用を確保するために、受託者に対し、管理運営費の収支計画を提出させるほか、利用収入と管理運営費とに過不足が生じた場合には県と受託者で協議を行うこととしている。

いわて銀河プラザアンテナショップ・ビジネスサポートセンター管理運営業務委託契約書(以下、本項において「委託契約書」という。)及びいわて銀河プラザアンテナショップ・ビジネスサポートセンター管理運営業務委託要領(以下、本項において「委託要領」という。)には下記のとおり記載されている。

委託契約書より抜粋

- | |
|--|
| <p>第1 乙は、甲の定めた別紙いわて銀河プラザアンテナショップ・ビジネスサポートセンター管理運営業務委託要領により、いわて銀河プラザの管理運営業務(以下「委託業務」という。)を誠実に履行するものとする。</p> <p>第3 甲は、施設の利用者が支払うべき利用料金を乙の収入として収受させるものとする。</p> <p>2 乙は、当該利用料金をすべて委託業務の処理に要する費用に充てるものとする。</p> <p>3 乙は、前項の規定にかかわらず、委託業務終了時において、利用料金の収入の額が委託業務の処理のために支出した額を上回ったとき又は下回ったときは、当該超過額又は不足額の処理について甲と協議するものとする。</p> |
|--|

委託要領より抜粋

- | |
|---|
| <p>3 委託する業務の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) アンテナショップ、ビジネスサポートセンターの施設、設備の保守管理</p> <p>(2) ビジネスサポートセンターの利用者に対する施設、設備の提供及び付帯するサービスの提供</p> <p>(3) ビジネスサポートセンターの利用者に対する各種情報の提供</p> <p>(4) アンテナショップ及びビジネスサポートセンターの利用促進に係る広報宣伝(県が実施する広報宣伝を除く。)</p> <p>(5) アンテナショップ及びビジネスサポートセンターの清掃(県が実施するものを除く。)</p> <p>(6) アンテナショップの出品者に対する情報提供(詳細は、「いわて銀河プラザアンテナショップ商品情報収集・還元業務委託仕様書」(別紙2)による。)</p> <p>(7) アンテナショップにおける季節やイベントに応じた商品デザイン等の展開</p> |
|---|

- (8) アンテナショップで取り扱う商品(小間を利用するメーカー等の商品を含む。)の選定及び売場の小間全体の管理運営
- (9) その他アンテナショップ及びビジネスサポートセンターの設置目的に沿った利用に関する管理業務
- 4 (略)
- 5 その他
- (1) 3の業務については、無償委託とし、受託者がビジネスサポートセンター及びアンテナショップの利用者から徴収する利用料金により運営する。
- (2) 3の業務については、別添「委託業務収支計画書」により運営する。

県は、利用収入と管理運営費とに過不足が生じていないかを確認するため、受託者に対し、委託業務完了時に収支状況報告書を提出させている。収支状況報告書の様式は、委託契約書に様式第2号として次のとおり示されている。

委託契約書より抜粋

第5 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、いわて銀河プラザアンテナショップ・ビジネスサポートセンター管理運営業務完了報告書(様式第1号)及びいわて銀河プラザアンテナショップ・ビジネスサポートセンター管理運営業務収支状況報告書(様式第2号)を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

様式第2号
(中略)

記

- 1 収支決算額 円
- 2 収支内訳

(単位:円)

科目	金額	摘要
合計		

しかし、収支状況報告書を閲覧したところ、下記のとおり、収支内訳の科目欄には科目ではなく収入の発生源が記載され、金額も支出の内訳はなく、収入内訳のみが記載されていた。

収支状況報告書より抜粋

記		
1 収支決算額	10,050,000 円	
2 収支内訳		(単位:円)
科 目	金 額	摘 要
アンテナショップ	8,850,000	別紙 1(⑤～⑥)
サポートセンター	1,200,000	
合 計	10,050,000	

摘要に記載のある別紙 1(⑤)を見ると、収入と支出に区分して科目、金額、摘要が記載されており、収支状況報告書としての内容は具備されている。しかし、当該内容は本来的には別紙ではなく本体に記載されるべき内容であると考ええる。

このような記載となった要因としては、収支状況報告書が収入と支出を一体に記載する様式となっていることにあると考ええる。つまり、受託者としては上記のように記載せざるを得ない状況となっているといえる。

収支状況報告書は、利用料金がすべて委託業務の処理に要する費用に充てられているかを確認するとともに、利用収入と管理運営費とに過不足が生じていないかを確認し、過不足があればその処理について協議を行うために作成させるものである。この点、様式が「1 収支決算額」となっているのは、収入決算額と支出決算額が一致し、収支差額が生じないことが前提となっているものといえる。

利用収入と管理運営費の過不足額を把握するためには、収入決算額、支出決算額及び収支差額を明確に記載させる必要があり、利用料金が管理運営費に適切に充てられているかを確認するためには、収入内訳及び支出内訳を明確に記載させる必要がある。

したがって、県は、収入決算額及び内訳、支出決算額及び内訳、収支差額を記載できるよう、収支状況報告書の様式を見直されたい。

【意見 12】他県アンテナショップとの比較を踏まえたいわて銀河プラザのあり方の検討について

2020年代に入って、地方公共団体の中には東京に出店させていたアンテナショップを閉店するところが出てきている。その理由は様々であるが、再開発による立ち退きなどを除けば、①賃料の高騰による維持管理コストの負担増、②ふるさと納税の影響による売上げの減少、③新型コロナウイルス感染症の影響による来訪者の減少が考えられる。

このような状況においてもいわて銀河プラザでは、前年比 110.9%の売上高 563 百万円、また前年比 107.8%の購買客数 206,716 人を記録し、一定の成果を挙げている。実際、二度、いわて銀河プラザを視察したが、両日とも平日の日中であるにもかかわらず、来訪者は他の小売店舗(コンビニエンスストアやスーパーマーケットなど)に遜色ない程度であった。

一方で、いわて銀河プラザは、県がその賃料と水道光熱費を合わせて 120 百万円ほど負担していることも事実である。この費用負担に関して、費用対効果を直接的に測定することは難しいため、その維持存続については、最終的には県の判断によるしかないと思われる。

ただし、いわて銀河プラザを今後も存続させる場合には、次の点について留意することが望まれる。以下に示す留意点は、東京都中央区内の他県のアンテナショップ 10 店(新潟県、広島県、福井県、山形県、福島県、三重県、滋賀県、富山県、長崎県、山口県)を訪問し、それらとの比較により検討したものである。

①来訪者が当該地域に縁のある人に偏りがちである。

他県のアンテナショップの中には、その県に全く縁のない人にその県の良さをアピールする場なのか、東京にいるその県の関係者が集う場なのか明確でないものが多いように思われた。しかし、いわて銀河プラザにおいては、住民、外国人、会社員、観光客、修学旅行生など多くの属性の人が来訪しているように見受けられた。地下鉄の駅が近く、向かいに歌舞伎座があり、また銀座であるが比較的築地にも近いという土地柄をよく理解した運営がなされており、評価すべき点であると思われる。

②売ることが目的か、知ってもらうことが目的かが不明確である。

アンテナショップでは、その県の名産品を商品として陳列している。本来、アンテナショップも店舗である以上、売れ筋の商品を多く陳列したいはずであるが、地方公共団体運営のアンテナショップでは、それが県の名産品であれば、高額商品など売れることが望めないものでも一定の陳列スペースを割かざるを得ない。この点、他県のアンテナショップでは、高額な伝統工芸品などに多くのスペースを割いているところもあれば、あまりスペースを割いていないところもあり、様々であった。

いわて銀河プラザは、それらのバランスは悪くないと思われる。一方、他県のアンテナショップではイトインに力を入れているところが多く見受けられた。イトインは売ることと知ってもらうことを比較的 low 負担で両立できるため効率的でもある。いわて銀河プラザでもイベント的に実施することがあるが、今後も検討していくことを勧めたい。

③観光情報提供サービスについては将来的に改善が必要である。

他県のアンテナショップでもいわて銀河プラザでも同様であったが、監査人が来店した際、人が訪問している様子は見られなかった。チラシが多く置いてあり、来訪者が勝手に取っていく場合もあるが、相談窓口のようなものがある場合も多い。このアンテナショップに設置されている観光情報提供サービスに関する県のデータによると全く来訪者がいないわけではないことはわかるが、大概の情報がネット経由で入手可能な時代にあっては、若い人ほど有人窓口を利用しなくなる傾向は強いと思われる。これらの有人窓口にどの程度需要があり続けるかは、今後注視していく必要がある。

8. 北東北三県観光立県推進協議会負担金

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

本事業は、青森県、岩手県、秋田県の北東北三県における観光の振興を目的に官民によって平成4年に設立した北東北三県観光立県推進協議会(以下「三県協議会」という。)に係る負担金を支出するものである。

三県協議会には、国際観光を重点的に推進するために平成18年に国際観光部会が置かれている。

令和6年度に三県協議会本体及び国際観光部会が実施した事業は、次のとおりである。

ア 三県協議会本体

- ・ JR東日本と連携した首都圏・仙台圏での誘客プロモーション
- ・ 北東北三県合同事務所(大阪・名古屋・福岡)による旅行エージェント招請及び情報発信
- ・ 北東方三県マップ「ぐるぐるっと北東北あそびNAVI」の改定

イ 国際観光部会

- ・ 日本政府観光局(JNTO)主催の外国人案内所研修会への参加経費助成
- ・ 香港旅行会社等招請事業

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	12,342	4,600	4,600
決算額	10,878	4,600	4,600

※令和4年度は、広域観光に対応する情報発信事業(北東北三県大型観光キャンペーン)に対し、国庫交付金6,278千円が交付されたため、当初予算額及び決算額が他の年度より多くなっている。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	4,600	北東北三県観光立県推進協議会負担金
合計	4,600	

④ 北東北三県観光立県推進協議会について

令和6年度の三県協議会の会員・会費は、本体が8団体・計14,285千円、国際観光部会が18団体・計3,778千円である。団体名・会費は、次のとおりである。

図表 32 三県協議会本体の会員・会費（令和6年度） **（単位：千円）**

団体名		会費
1	青森県	4,600
2	岩手県	4,600
3	秋田県	4,600
4	東日本旅客鉄道株式会社(盛岡支社)	115
	(秋田支社)	115
	(青森支店)	85
5	公益社団法人日本観光振興協会	20
6	公益社団法人青森県観光国際交流機構	50
7	公益財団法人岩手県観光協会	50
8	一般社団法人秋田県観光連盟	50
計		14,285

※ 上記の他に会費負担なしの協力機関として、国土交通省東北運輸局等30機関あり。
(出所：県提供資料より監査人作成)

図表 33 三県協議会国際観光部会の会員・会費（令和6年度） **（単位：千円）**

団体名		会費
1	青森県	※1
2	岩手県	※1
3	秋田県	※1
4	弘前市	104
5	深浦町	42
6	西目屋村	42
7	大潤町	42
8	盛岡市 ※2	104
9	花巻市	104
10	八幡平市	104
11	平泉町	42
12	秋田市	104
13	大館市	104
14	公益社団法人青森県観光国際交流機構	※1
15	公益財団法人岩手県観光協会	※1
16	一般社団法人秋田県観光連盟	※1

団体名		会費
17	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社	※1
18	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社	※1
計		792

※1 三県協議会本体にて会費を負担し、国際観光部会へ繰出金を支出している。

※2 令和6年度末にて退会。

(出所: 県提供資料より監査人作成)

三県協議会の事務局は、会長の所属する県の観光担当課に置くこととなっているため、令和6年度及び令和7年度は岩手県が担当している。

会長の任期は1年であるが、再任されることが通例となっているため、三県が2年ごとの持ち回りで事務局を担当し、三県協議会を運営している。

三県協議会規約より抜粋

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、会長の所属する県の観光担当課に事務局を置き、副会長の所属する県の観光担当課並びに北東北三県福岡合同事務所、北東北三県大阪合同事務所及び北東北三県名古屋合同事務所に分室を置くものとする。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 13】負担金の見直しについて

令和 6 年度の三県協議会本体及び国際観光部会の収支決算は、次のとおりである。

図表 34 令和 6 年度三県協議会（本体）の収支決算 (単位：千円)

科目		決算額	摘要
収入の部	会費	14,285	
	諸収入	3	利息収入
	繰越金	917	
	合計	15,205	
支出の部	国内大都市圏向けの誘客・宣伝活動の強化	8,277	
	広域観光に対応する情報発信	1,760	
	その他	2,999	
	事務局費・予備費	13	振込手数料等
	特別会計繰出金	2,986	国際観光部会への繰出
	合計	13,036	
次年度繰越金		2,169	

(出所：県提供資料より監査人作成、以下の収支決算は全て同じ。)

図表 35 令和 6 年度三県協議会（国際観光部会）の収支決算 (単位：千円)

科目		決算額	摘要
収入の部	負担金収入	792	
	三県協繰入金	2,986	本体からの繰入
	雑収入	2	利息収入
	繰越金	70	
	合計	3,850	
支出の部	受入態勢整備事業	266	
	旅行商品化促進事業	3,530	
	事務局費・予備費	12	振込手数料等
	合計	3,808	
次年度繰越金		42	

このとおり、三県協議会本体は、国際観光部会への繰出金 2,986 千円を支出してもなお 2,169 千円の次年度繰越金が生じている。一方、三県協議会国際観光部会は収入の 77.6%を本体からの繰入金で賄いながら事業を行っており、次年度繰越額は 42 千円と殆ど生じていない。

なお、当該繰出金・繰入金を相殺消去した三県協議会連結の収支決算は次のとおりとなり、次年度繰越金は 2,211 千円となる。

図表 36 令和 6 年度三県協議会（連結）の収支決算 (単位：千円)

科目		決算額	摘要
収入の部	会費(負担金収入)	15,077	
	諸収入(雑収入)	5	
	繰越金	987	
	合計	16,069	
支出の部	国内大都市圏向けの誘客・宣伝活動の強化	8,277	本体
	広域観光に対応する情報発信	1,760	本体
	受入態勢整備事業	266	国際観光部会
	旅行商品化促進事業	3,530	国際観光部会
	事務局費・予備費	25	
	合計	13,858	
次年度繰越金		2,211	

また、令和 4 年度から令和 6 年度の次年度繰越金の推移は次のとおりである。

直近 3 ヶ年は事業内容や予算規模が同程度であるが、次年度繰越金は増加傾向にある。

図表 37 次年度繰越金の推移 (単位：千円)

会計	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	3 ヶ年平均
本体	803	917	2,169	1,296
国際観光部会	131	70	42	80
合計	934	987	2,211	1,377

(出所：県提供資料より監査人作成)

つまり、三県協議会の事業内容や予算規模の見直し如何にもよるが、今後も同程度を維持するとしても、次年度繰越金を考慮すると、負担金を減額する余地があると考えられる。負担金の見直し(減額)について、三県協議会で検討されたい。

【意見 14】国際観光部会のあり方の検討について

『【意見 13】負担金の見直しについて』に記載したとおり、令和 6 年度の国際観光部会の収入は、市町村からの負担金収入 792 千円と三県協議会本体からの繰入金 2,986 千円で全体の 97.6%を占めている。

市町村からの負担金収入となる会費は、市が 104 千円、町村が 42 千円であるが、近年退会が相次いでいる。国際観光部会設立時は会員数が 35 市町村であったが、令和 6 年度の会員数は 10 市町村となっている(なお、さらに盛岡市が退会したため、令和 7 年度会員数は 9 市町村となっている。)。退会する一因としては、財政的負担によるものと考えられるが、今後も会員数が減少していく可能性が高いものとする。

このように今後、市町村からの負担金収入が減少していくことを考慮すると、国際観光部会は、三県協議会本体からの繰入金を財源とする割合が大部分を占めるようになる。この点、三県協議会本体からの繰入金の前原資は、三県協議会本体会員の負担金(会費)であることを考えると、財政的観点から、国際観光部会をあえて特別会計とする必要性は低いと考える。

また、国際観光部会は、『1. (1) 事業の概要』に記載したとおり、日本政府観光局(JNTO)主催の外国人案内所研修会への参加経費助成と香港旅行会社等招請事業を行っている。つまり、インバウンド誘客事業を行っているのであるが、当該事業の担い手は国際観光部会に限られない状況にある。

例えば、県は、インバウンド誘客の目的の一つであるコンベンションの誘致事業を行っている公益財団法人盛岡観光コンベンション協会に対し、みちのくコンベンション等誘致促進事業費補助金を交付している。また、平成 19 年に設立された一般社団法人東北観光推進機構(以下「東北観光推進機構」という。)は、定款に基づき、広域連携による海外誘客の促進に向け、訪日プロモーション事業等を積極的に行っている。

東北観光推進機構定款より抜粋

(目的)

第 2 条 当法人は、東北6県及び新潟県(以下「東北7県」という。)における、広域連携による観光産業振興と地域経済の発展への寄与を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 海外からの観光客等を誘致するための事業
- (2) 国内観光客及び教育旅行を誘致するための事業
- (3) 東北の認知度向上及び観光客の満足度向上のための事業
- (4) 広域観光戦略の策定と推進体制づくりのための事業
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

東北観光推進機構には、北東北三県の観光担当部長が理事に就任しているほか、三県協議会本体の会員全員が正会員として加入している(令和 7 年 6 月 5 日

現在、正会員数 327 団体)。このことも考慮すると、東北地方のインバウンド誘客事業が一本化されている状況であるといえる。このため、同様の事業実施主体を北東北エリアで独自に持つ必要性は低いと考える。

以上のとおり、財政的観点からも、事業内容の観点からも、国際観光部会の存在意義は、設立時からの時の経過に伴い薄れてきているといえる。

したがって、国際観光部会のあり方について、三県協議会で廃止も含めて検討されたい。

【意見 15】規約の見直しについて

三県協議会は、「北東北三県観光振興アクションプラン」及び「北東北三県外客来訪促進計画」に基づき観光振興事業を実施する旨、下記のとおり規約に定められている。

三県協議会規約より抜粋

(目的)
第2条 協議会は、北東北三県観光振興アクションプラン並びに北東北三県外客来訪促進計画に基づく観光振興事業を実施し、もって青森県、岩手県及び秋田県における観光立県推進を図ることを目的とする。

「北東北三県観光振興アクションプラン」は、令和2年7月に策定され、現在は計画期間を令和5年度から令和7年度とする改訂版となっている。改訂版では、①交通機関と連携した国内大都市圏向けの誘客・宣伝活動の強化、②広域周遊観光につながるテーマ性のある情報発信、③インバウンド需要の早期回復に向けた東アジア圏等を中心とした誘客促進の3つの戦略が掲げられ、それに基づく施策を構築することとされている。

一方、「北東北三県外客来訪促進計画」は、平成9年の第1回北東北知事サミットの合意に基づき策定され、平成11年に旧運輸省の同意を得た計画であるが、運輸省から国土交通省になって以降、更新されていない。

そのため、現在は、観光庁管轄の「観光立国推進基本計画」に基づく地域単位の計画として位置づけている「北東北三県観光振興アクションプラン」により、北東北三県における観光立県推進を図っている状況である。

したがって、北東北三県外客来訪促進計画ではなく、北東北三県観光振興アクションプランに基づき観光振興事業を実施している現状に合わせて、規約を見直すことを三県協議会で検討されたい。

9. 観光統計共通基準事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

当該事業は、みちのく岩手観光立県基本条例第 11 条の規定に基づき、観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」(以下、本項において「共通基準」という。)及び「観光入込客統計に関する共通基準調査要領」に則った観光地点パラメータ調査及び観光入込客調査の実施により、他の都道府県と比較可能な観光入込客数及び観光消費額等の実態を把握し、今後の観光施策に活用することで、岩手県への誘客促進や地域経済の活性化を図ることを目的としている。

みちのく岩手観光立県基本条例より抜粋

(調査の実施等) 第 11 条 県は、観光に関する基礎的な調査を実施し、その結果を観光振興の施策に活用するものとします。

観光地点パラメータ調査業務は委託により行っており、その内容は次のとおりである。

図表 38 観光地点パラメータ調査業務の内容

項目	内容
(1) アンケート調査(サンプル調査)の設計及び実施	共通基準に基づいて調査項目を設定し、調査様式を作成する。調査日は年 4 回。県内の観光地点 10 地点(うち 3 地点は沿岸地域の観光地点)を訪れた観光客を対象に、詳細な聞き取り調査(1 地点 1 回につき約 300 サンプルの調査)を実施。属性別の構成比、平均訪問地点数、平均消費額単価等のパラメータを把握する。
(2) 観光地点等入込客数調査の実施	観光地点等の月別入込客数を把握するため、各市町村に調査及び報告を依頼し、結果を取りまとめる。併せて、各市町村における既存の調査対象地点等が共通基準の定義と整合しているか等の確認を実施し、統計の基本となる観光地点等名簿を作成(整理)する。
(3) 観光入込客数(実数)及び観光消費額単価、観光消費額等の推計	各種統計結果(観光入込客数、観光地点客単価等)から、観光庁が提供する統計量推計支援ツールを活用し、四半期ごとに推計結果を整理し、観光庁に共有する。
(4) 調査結果の整理・分析及び公表	アンケート調査結果に係る分析を行い、上記推計結果と併せて概要を作成・公表する。

(出所: 県提供資料より監査人作成)

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	7,579	7,579	7,579
決算額	7,579	7,579	7,579

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
委託料	7,579	令和6年度岩手県観光地点パラメータ調査業務委託
合計	7,579	

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 16】実績報告書(支出実績)の確認について

令和6年度岩手県観光地点パラメータ調査業務委託契約書(以下、本項において「委託契約書」という。)及び令和6年度岩手県観光地点パラメータ調査業務仕様書(以下、本項において「仕様書」という。)によると、委託料 7,579,000 円は概算額であり、業務完了後に精算を行うものとされている。

委託契約書より抜粋

(総則)

- 第1 乙は、甲の定める別紙「令和6年度岩手県観光地点パラメータ調査業務仕様書」により、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として、委託料 7,579,000 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 689,000 円)を支払う。
- 2 前項に定める委託料は概算額とし、委託業務が完了したときは、当該委託業務に係る支出内容により精算額を決定するものとする。精算額については、概算額、委託業務の実施に要した費用のうち、いずれか低い額とする。

仕様書より抜粋

6 契約に関する条件

(6) 委託金額の精算

当該委託事業に要した経費の実績額が委託金額を下回る場合は、当該額をもって委託金額とする。

そのため、委託業務に要した経費の実績額について、その妥当性、適切性等をより慎重に確かめることが求められる。

しかし、県は、委託業務完了報告書に添付されている業務実績報告書について、仕様を満たしていることの確認及び支出実績の合計額が委託金額を下回っていないことの確認は行っているものの、支出実績の詳細については特段の検証は行っていない。

そこで、業務実績報告書に記載されている委託業務に係る支出実績と委託契約時の見積書を比較したところ、次のとおり内訳に差異が生じていた。

図表 39 支出実績と見積書の比較

(単位：円)

項目	支出額 a	見積額 b	差額 a-b
直接人件費	2,119,000	2,302,000	△183,000
主任研究員	793,000	976,000	△183,000
研究員	1,326,000	1,326,000	0
直接経費	3,872,304	4,200,000	△327,696
内勤労務費	902,304	1,200,000	△297,696
募集費	20,000	-	20,000
調査員手当	1,400,000	960,000	440,000
リーダー手当	-	600,000	△600,000
調査員交通費	830,000	600,000	230,000
データ入力費	310,000	384,000	△74,000
調査物件費(謝礼品・印刷費等)	300,000	420,000	△40,000
通信連絡費(調査物件運搬費等)	80,000		
出張旅費交通費	30,000	36,000	△6,000
一般管理費 (直接人件費+直接経費)×0.15	898,696	975,300	△76,604
小計	6,890,000	7,477,300	△587,300
出精値引	-	△587,300	587,300
計	6,890,000	6,890,000	0
消費税等	689,000	689,000	0
合計	7,579,000	7,579,000	0

(出所：県提供資料より監査人作成)

図表 39によると、見積時点では予定していなかった募集費が計上されていたり、見積時点では予定していたリーダー手当が計上されていなかったりするなどしており、業務内容の変更が見受けられるが、県は特段確認していない。また、直接人件費、直接経費とも合計支出額が見積額より少なくなっているが、一般管理費を含めたその差額は見積書の出精値引額と同額となっているため、結果的に合計額は一致している。しかし、直接人件費、直接経費及び一般管理費の見積額と支出額の差額が、出精値引額と 1 円単位で同額になることは考えにくく、何らかの調整が行われているものと推察される。

したがって、県は、支出実績と見積書とを比較するなどして、委託業務に要した経費の実績額について、その妥当性、適切性等をより慎重に確かめるとともに、確認事項については、その証跡を残されたい。

10. いわて観光キャンペーン推進協議会事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

いわて観光キャンペーン推進事業は、県内全域への一層の誘客拡大を図るため、いわて観光キャンペーン推進協議会が行う宣伝・誘客事業及び令和6年10月から3ヶ月間、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」という。)の重点販売地域と連携した観光キャンペーン(岩手秋季観光キャンペーン)を実施するものである。

具体的な事業は任意団体であるいわて観光キャンペーン推進協議会が JR 東日本等と連携して行い、県はいわて観光キャンペーン推進協議会に所要の負担金を支出している。

[岩手秋季観光キャンペーン事業の概要]

(1) キャンペーン概要

ア. 期間: 令和6年10月1日～12月31日

イ. 開催エリア: 岩手県

ウ. キャッチコピー: 秋は短し 旅せよ岩手

エ. コンセプト: 若い世代から注目度の高い各エリアの特色ある秋の観光コンテンツやイベント等を活用して「日常から離れて自然や絶景・食を楽しみながらリフレッシュ」したい若者をターゲットに、魅力を訴求。

(2) 機運醸成・宣伝装飾

・共同記者会見、オープニングセレモニーの開催、のぼりの作成、うちわの作成

(3) 広報媒体による情報発信

・キャンペーン用リーフレットの作成、キャンペーン用ポスターの作成、キャンペーンの特設サイトの作成、SNS等を活用したデジタルプロモーション、キャンペーンのPR動画の作成

(4) 物産展・イベント等を活用した発信

・いわて銀河プラザでのプロモーション、大宮駅「岩手直産市」でのプロモーション

(5) 商材発掘

秋季観光の魅力発信及び誘客拡大に向けた受入態勢整備を図るため、事業者等が連携して取り組む、周遊滞在を促すことを目的とした宿泊・食・交通・体験等を活用した商品の造成及び企画の実施を支援。

(6) 誘客促進

本県への誘客の拡大を図ることを目的に、特に町村エリアの周遊型観光や内陸地域から県北・沿岸地域への周遊を促進する旅行商品の造成及び催行を支援。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	13,803	23,583	22,583
決算額	13,803	23,347	22,568

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
旅費	435	
負担金補助及び交付金	22,133	いわて観光キャンペーン推進協議会への負担金
合計	22,568	

④ いわて観光キャンペーン推進協議会について

いわて観光キャンペーン推進協議会は、平成25年4月に設立された任意団体であり、事務局は商工労働観光部観光・プロモーション室が担っている。運営原資は会費であり、会員である岩手県、関連市町村、民間事業者及び団体から徴収している。

名称	いわて観光キャンペーン推進協議会
設立年月日	平成25年4月1日
目的	本県への国内外からの誘客の拡大を図るため、観光キャンペーンの実施及びこれに向けた取組を通じて、観光に関わる事業者や各産業界と県、市町村が相互に連携し、本県の豊富な観光資源を全国に向けて集中的に情報発信することにより交流人口の拡大を図るとともに、観光産業の振興と持続可能な観光地づくりを通じた地域の活性化を促進することを目的とする。
会長、副会長	会長:岩手県知事 副会長:東日本旅客鉄道株式会社執行役員盛岡支社長、 公益財団法人岩手県観光協会理事長
事業	①観光素材の企画・開発、磨き上げに関する事業 ②観光客の受入態勢の整備に関する事業 ③観光情報の収集、情報発信に関する事業 ④各種イベントの企画・実施に関する事業 ⑤交流人口の拡大促進に関する事業 ⑥その他、目的の達成のために必要な事業

(出所:県提出資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 17】いわて観光キャンペーン推進協議会の繰越金について

令和6年度いわて観光キャンペーン推進協議会決算においては19,568千円の繰越金が生じており、この額は同年度における会費収入35,655千円の54.8%に相当する。県によれば、新型コロナウイルス感染症蔓延時に多くのキャンペーン等の縮減もしくは中止等があったことが多額の繰越金が生じた主な要因であり、その後は解消に努めているとのことである。確かに令和5年度末における繰越金25,476千円よりも5,908千円減少しているが、キャンペーン事業や宣伝誘客事業費において相対的に多額の不用額が生じていることもあり、繰越金の解消までには至っていない。

必要性の低い事業を無理に行う必要はないが、誘客効果の高い事業を企画し効果的な執行に努め、結果として過大な繰越金が残らないよういわて観光キャンペーン推進協議会へ促されたい。また、その上でもなお継続的に多額の繰越金が生じるような場合には、会費負担額の見直しについても検討するよういわて観光キャンペーン推進協議会へ促されたい。

図表 40 令和6年度いわて観光キャンペーン推進協議会決算の概要 (単位:千円)

科目		予算額 ①	決算額 ②	不用額等 ①-②
収入の部	会費	35,655	35,655	—
	繰越金	25,476	25,476	—
	諸収入	0	62	△61
	合計	61,132	61,193	△61
支出の部	キャンペーン事業	37,608	30,490	7,117
	宣伝誘客事業費	13,800	6,908	6,891
	受入態勢整備事業費	6,000	2,858	3,141
	事務局費	2,650	1,366	1,283
	予備費	1,074	—	1,074
	合計	61,132	41,625	19,506
次年度繰越金		—	19,568	△19,568

(出所: 県提供データより監査人作成)

図表 41 令和 6 年度における会費の内訳

区分	会費	構成割合
岩手県	22,133 千円	62.0%
市町村	8,838 千円	24.7%
民間事業者、団体	4,684 千円	13.1%
合計	35,655 千円	100.0%

(注)岩手県からの負担金 22,133 千円は会費に計上されている。

(出所: 県提供データより監査人作成)

【意見 18】いわて観光キャンペーン推進協議会が行う随意契約について

「いわて観光キャンペーン推進協議会事務局規程」には契約締結方法を含む財務に関する定めはないが、いわて観光キャンペーン推進協議会では県の会計規則等に準じて財務事務に係る手続を行っている。これを受けて、首都圏向けの観光 PR イベント等の実施業務を委託する秋季観光キャンペーン首都圏向け観光情報発信事業実施業務委託契約については、県の会計規則等に準じ、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約の方法により契約を締結している。

一方、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号における随意契約は、本来、「契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき」や「特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき」等を想定したものであるが、本件委託業務は、イベントの企画・運営、大型ビジョン・オンラインコーナーを活用した情報発信及びチラシの作成であり、業務自体は必ずしも当該事業者のみが提供可能なものとは判断できない。

決裁文書においても、随意契約理由として「過去の県の委託業務において良好な実績を有しているとともに、本協議会が求める仕様かつ安価で業務が履行可能」である旨を挙げており、当該事業者でなければ提供できない業務であることは示されていない。

いわて観光キャンペーン推進協議会は、県とは別個の任意団体ではあるものの、県や関係市町村からの負担金を中心的な財源として事業を行い、事務局も県が務める団体であることから、県の会計規則等に準じて財務事務を行うことは合理性を有する。このため、本件委託業務に限らず、いわて観光キャンペーン推進協議会が自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約を締結している案件については、あらためて随意契約理由に該当するか見直し、該当する場合には、決裁文書における「随意契約理由」にその旨を明確に記載するよういわて観光キャンペーン推進協議会へ促されたい。

また、見直した結果、明確な根拠付けが難しい場合には、競争入札やプロポーザ

ル方式等により業者選定を行うことをいわて観光キャンペーン推進協議会へ促されたい。

図表 42 秋季観光キャンペーン首都圏向け観光情報発信事業実施業務委託契約の概要

契約名	秋季観光キャンペーン首都圏向け観光情報発信事業実施業務委託契約
委託期間	令和6年8月6日から令和6年12月31日
委託先	活版ディーアイ株式会社
契約金額	2,999,480円(税込)
契約方法	随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) [随意契約理由] 本業務は、県内観光関係者と密接な連携・調整が必要となり、受託事業者には高い調整能力と総合的な企画力が求められる。また、過去の県の委託業務において良好な実績を有しているとともに、本協議会が求める仕様かつ安価で業務が履行可能である選定業者(活版ディーアイ株式会社)に委託するもの。
業務内容	令和6年10月から12月までの3ヵ月間、岩手県がJR東日本の重点販売地域の指定を受け、秋季観光キャンペーンを実施するにあたり、本県への誘客拡大を図るため、首都圏向けの観光PRイベントを実施するもの。 [業務内容] (1)イベントの企画・運営 (2)大型ビジョン・オンラインコーナーを活用した情報発信 (3)チラシの作成

自治令より抜粋

(随意契約)
 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【意見 19】各種キャンペーンの事業効果の把握について

県としては、岩手秋季観光キャンペーンの実施により、令和6年度におけるキャンペーン期間中(10月～12月)の延宿泊者数は1,563千人泊と前年比で5.0%増加しており、例年、晩秋以降冬にかけての宿泊客の現状に対し、観光キャンペーンによる一定の効果はあったとしている。

確かに同期間における東北6県の対前年度増加率4.0%よりも高い水準であるとともに、新型コロナウイルス感染症蔓延前の令和元年度の水準も3.5%程度上回っており、県内宿泊者数が増加基調にあることが見て取れる。また、この傾向は外国人宿泊者を除いた場合にも同様に当てはまっている。

一方、全国規模で見た場合には、岩手県を含む東北6県における宿泊者数の回復は遅れており、令和元年度比では全国に遠く及ばない水準にある。全国の数値には、大規模な国際空港に隣接し観光需要のみならず大きなビジネス需要も有する東京都や大阪府といった地域が含まれていることを考慮する必要はあるが、それでも東北6県同様、県内宿泊者数の回復の程度は低いものと言える。

図表 43 秋季観光キャンペーン期間(10月～12月)における宿泊者数の変化

(単位：人泊)

区分	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度増減率	
				対元年度	対5年度
岩手県	1,509,300	1,487,860	1,563,220	+3.5%	+5.0%
東北6県	10,863,850	9,591,470	9,979,550	△8.1%	+4.0%
全国	146,842,180	163,101,290	173,618,010	+18.2%	+6.4%

(出所：県提供データ及び観光庁宿泊旅行統計より監査人作成)

図表 44 秋季観光キャンペーン期間(10月～12月)における宿泊者数(外国人を除く。)の変化

(単位：人泊)

区分	令和元年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度増減率	
				対元年度	対5年度
岩手県	1,390,110	1,374,490	1,430,150	+2.8%	+4.0%
東北6県	10,304,470	9,039,990	9,312,490	△9.6%	+3.0%
全国	121,892,890	132,944,290	134,430,120	+10.2%	+1.1%

(注) 宿泊者数から外国人延宿泊者数を差し引いて算出。

(出所：観光庁宿泊旅行統計より監査人作成)

誘客数の観点からは、岩手秋季観光キャンペーンを実施することによるマイナスの影響は生じないが、費用対効果の観点からは、可能な限りキャンペーンの主な対象に焦点を絞った効果測定を行い、適宜、実施手法等の見直しを図ることが望ましい。

宿泊者数等の増減には、各種キャンペーン等の影響以上に国全体の社会経済の動向や天候等の影響も大きく、岩手秋季観光キャンペーンが宿泊者数等に与える影響を特定することは困難な部分もあるが、県としても「いわて県民計画第 2 期アクションプラン」や「みちのく岩手観光立県第 4 期基本計画」において、データを活用した観光客動態等の分析による観光需要の的確な把握等を掲げているところである。

今後、キャンペーンの費用対効果等を定量的に把握し、施策の見直しにつなげられるよう、キャンペーンの成果を反映し得る指標等の検討を継続的に進められたい。

1 1. いわてインバウンド新時代戦略事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

令和 6 年度におけるいわてインバウンド新時代戦略事業費は、以下の事業から構成されている。

図表 45 令和 6 年度いわてインバウンド新時代戦略事業費の内容 (単位：千円)

事業名	決算額
ア. いわて花巻空港台湾定期チャーター便等利用旅行商品助成金に係る負担金	26,359
イ. 岩手県大連経済事務所における中国誘客促進事業に係る負担金	1,500
ウ. 花巻空港国際航空便歓迎事業に係る負担金	800
エ. 台湾観光振興業務委託	1,000
合計	29,659

ア. いわて花巻空港台湾定期チャーター便等利用旅行商品助成金に係る負担金

いわて花巻空港台湾定期チャーター便等利用旅行商品助成金(以下「台湾チャーター便等助成金」という。)は、いわて花巻空港の国際定期便によるインバウンド誘客及び県内宿泊を促進することにより観光消費額を拡大させ、県経済の活性化を図ることを目的として、いわて花巻空港の国際定期便に係る海外旅行会社への助成を実施するものである。

海外旅行会社に対する台湾チャーター便等助成金の交付は促進協議会が行っており、県は当該助成額に相当する金額を促進協議会に対する負担金として支出している。

イ. 岩手県大連経済事務所における中国誘客促進事業に係る負担金

岩手県大連経済事務所において実施する中国誘客促進事業に係る費用について、岩手県大連経済事務所の設置者である公益財団法人いわて産業振興センターに対する負担金として支出している。

ウ. 花巻空港国際航空便歓迎事業に係る負担金

いわて花巻空港を利用して来県する外国人観光客に対する歓迎行事に係る費用について、事業の実施主体である花巻空港国際航空便歓迎実行委員会に対する負担金として支出している。

エ. 台湾観光振興業務委託

県の海外誘客の重点回復市場として位置付けている台湾からの観光客誘致を促進することを目的に、台湾の消費者ニーズ等の把握や現地マスコミ等への情報提供、県が広告等を行う際における広告代理店等との連絡調整等の業務について、現地法人である向日遊顧問有限公司に委託するものである。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	18,974	16,481	29,659
決算額	2,350	20,842	29,659

(注) 令和4年度における決算額が当所予算額と比べて少額にとどまっているのは、いわて花巻空港における国際定期便(台北線)が令和2年3月4日から令和5年5月9日まで運行を休止していたことから、いわて花巻空港台湾定期チャーター便等利用旅行商品助成金を始めとする事業が実施できなかったことによるもの。なお、年度途中で成立した補正予算において予算額を減額している。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
委託料	1,000	台湾観光振興業務委託
負担金補助及び交付金	28,659	いわて花巻空港台湾定期チャーター便等 利用旅行商品助成金に係る負担金 他
合計	29,659	

④ 台湾チャーター便等助成金について

いわてインバウンド新時代戦略事業費の執行額の大半を占める台湾チャーター便等助成金に係る負担金は、促進協議会に対するものであるが、当該協議会及び助成金の概要は以下のとおりである。

ア. 岩手県空港利用促進協議会

平成5年11月に設立された任意団体であり、協議会の事務局は県ふるさと振興部交通政策室及び商工労働観光部観光・プロモーション室が担っている。

名称	岩手県空港利用促進協議会
設立年月日	平成5年11月8日
目的	本県需要の喚起を図り、もって花巻空港の航空路線の充実等を促進し、国内外との人、物、情報の交流の活発化を通じて、本県経済の幅広い発展に資することを目的とする。
名誉会長、会長	名誉会長:岩手県知事、会長:岩手県商工会議所連合会会長
会員	岩手県、県内市町村、経済団体、マスコミ、観光・旅行・交通事業者等
事業	①各種PR活動等を通じた県内・県外利用者の拡大など、花巻空港の利用促進に関すること。 ②花巻空港の整備促進、航空路線の充実に関すること。 ③航空に関する情報の提供に関すること。 ④その他会の目的達成のために必要なこと。

(出所:岩手県空港利用促進協議会ウェブサイトより監査人作成)

イ. 台湾チャーター便等助成金

対象となる旅行を行った旅行会社から四半期ごとに申請を受け、台湾チャーター便等助成金を交付している。なお、台湾の旅行会社が申請者となることから、当該助成金に関する申請書類の取りまとめ等については、促進協議会から現地企業である向日遊顧問有限公司へ委ねており、助成金の10%相当額を事務手数料として支払い、県から促進協議会への交付金にも同額が含まれる。

目的	台湾からの誘客の促進を図るため、いわて花巻空港と台湾の空港との間で運行される定期チャーター便等を利用する旅行商品を企画・実施する台湾の旅行会社に対し、予算の範囲内で要領に基づき助成金を交付する。
助成対象旅行会社及び助成対象旅行商品	(1) 助成対象旅行会社 いわて花巻空港と台湾の空港との間で運行される定期チャーター便等を利用する旅行商品を企画・実施する旅行会社で、台湾に所在するもの (2) 助成対象旅行商品 ①いわて花巻空港への国際定期路線の誘致又は空港の利用促進に資すると岩手県空港利用促進協議会会長が認めるもの ②台湾から岩手県へ送客するもので、岩手県内の宿泊施設を1泊以上利用するもの ③令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施されるもの
助成項目、助成要件及び助成額	○助成項目:宿泊費助成 ○助成要件:対象旅行商品の実施に当たり、岩手県内の宿泊施設に宿泊する場合 ○助成額:1人1泊につき1,000円

(出所:県提出資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

【指摘 4】台湾チャーター便等助成金交付対象時期の誤りについて

促進協議会が定めるいわて花巻空港台湾定期チャーター便等利用旅行商品助成金交付要領においては、助成金の対象となる旅行商品は、その最終日より区分される旨が定められており、令和6年度においては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに旅行が終了した旅行商品が対象となる。

いわて花巻空港台湾定期チャーター便等利用旅行商品助成金交付要領より抜粋

(助成金の申請及び請求)		
第4 この助成金の交付を受けようとする者は、対象旅行商品の実施後に、助成金申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添付し、会長に提出しなくてはならない。		
2 助成金の申請時期は、次のとおり四半期ごととする。		
区分	対象旅行商品実施時期	備考
第1 四半期	4月～6月	実施時期は、対象旅行商品の最終日より区分すること。
第2 四半期	7月～9月	
第3 四半期	10月～12月	
第4 四半期	1月～3月	

一方、令和6年度第4 四半期に係る助成金の対象として、本来は交付対象とはならない旅行商品(令和7年3月29日出発、同年4月2日終了)が含まれている。

図表 46 対象時期を誤った旅行商品の概要

旅行期間	県内宿泊延人数	助成額
令和7年3月29日～同年4月2日	31人	31,000円

(出所: 県提供データより監査人作成)

本件は助成金の交付に際して、その対象期間という基本的事項の認識が十分ではなかったこと等から交付対象期間外の助成金を支給したものである。

台湾チャーター便等助成金の交付主体は県とは別団体である促進協議会(『**第5章 1. いわて花巻空港利用促進事業費 (1) 事業の概要**』参照。)ではあるものの、当該協議会の事務局は県のふるさと振興部交通政策室及び商工労働観光部観光・プロモーション室が担っており、県職員が協議会事務局の書記として助成金の支給に係る事務処理を行っている。事務局を担う県職員は、今後、対象期間を始めとする助成金の交付要件に対する認識を新たにし適正な事務処理の徹底を図るとともに、当該助成金に関する申請書類の取りまとめ等の業務を委ねている向日遊顧問有限公司に対しても周知を徹底されたい。

なお、影響額は31,000円程度であり、実際に県内宿泊を伴う旅行が行われたこ

とはツアー手配依頼書等にて確認ができることから、令和7年度においても、県からの負担金を財源とする同一要件の台湾チャーター便等助成金が継続して行われているのであれば、旅行会社からの当該助成金の返還等については柔軟な対応を検討されたい。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 20】台湾チャーター便等助成金に係る内訳書様式の見直しについて

促進協議会が定めるいわて花巻空港台湾定期チャーター便等利用旅行商品助成金交付要領においては申請書兼請求書が様式 1-1 として定められており、裏面の「内訳書」に旅行商品ごとの参加(宿泊)人数等の内訳を記載することとされている。

いわて花巻空港台湾定期チャーター便等利用旅行商品助成金交付要領より抜粋

様式 1-1 号				
商品名	出発日	参加(宿泊)人数①	県内宿泊数②	県内宿泊延べ人数①×②
合計				

※ツアー情報及び参加者名簿を添付すること。

しかし、助成金の交付対象となる実施時期は対象旅行商品の最終日より区分する旨が要件として定められているにも関わらず、当該内訳書には旅行商品の「出発日」の記載は求めているものの、「最終日」の記載は求めている。

確かにツアー日程や宿泊先等を記載したツアー情報の添付を求めていることから、補助要件を満たすか否かは確認可能ではあるものの、「出発日」ではなく「最終日」(もしくは旅行期間)を記載する様式とする等、助成対象期間に含まれる旅行であることを明確に示す様式とするよう促進協議会に促されたい。

【意見 21】台湾チャーター便等助成金による効果の検証について

花巻空港と台湾との国際航空線は平成 26 年の定期チャーター便開設により開始され、台湾チャーター便等助成金も同年に導入されている。その後、平成 30 年 8 月には台北との国際定期便となり、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響に伴う運休期間(令和 2 年 3 月～令和 5 年 5 月)をはさみ現在に至っている。

新型コロナウイルス感染症蔓延前の令和元年度と比べて、台湾チャーター便等助成金の交付額は僅かに減少しているものの、花巻空港国際線(台北線)利用者数は 44%増加し、台湾からの県内外国人宿泊者数も 19%増加している。実際には、

台湾チャーター便等助成金以上に、台湾及び日台間の社会経済情勢の変化等が与える影響が大きいものと考えられる。

花巻空港国際線(台北線)利用者数や台湾からの県内外国人宿泊者数は新型コロナウイルス感染症蔓延前の水準を回復してきたところであり、この機会に、あらためて本助成制度が県内宿泊を伴う台湾からの旅行者数の増加や花巻空港定期国際線の維持にどの程度寄与しているのか、県としてより有効な誘客制度を構築する視点で検証されたい。

図表 47 花巻空港台北線利用者数等の増減

区分	令和元年度 ①	令和 6 年度 ②	増減 ②－①
助成金交付額	24,670 千円	23,992 千円	△678 千円 (△2.7%)
台北線利用者数	21,182 人	30,498 人	+9,316 人 (+44.0%)
県内外国人宿泊者数(台湾)	180,820 人泊	215,480 人泊	+34,660 人泊 (+19.2%)

(注 1) 台北線利用者数はインバウンド利用者数。

(注 2) 県内外国人宿泊者数は必ずしも花巻空港利用者に限らない。

(出所: 県提供データ及び県ウェブサイト「いわて花巻空港年度別利用実績」より監査人作成)

【意見 22】岩手県大連経済事務所における中国誘客促進事業に係る負担金に係る収支実績の確認について

岩手県大連経済事務所における令和 6 年度の中国誘客促進事業に係る負担金 1,500 千円は県商工労働観光部観光・プロモーション室の負担分であり、促進協議会の負担分 1,200 千円と合わせて 2,700 千円が公益財団法人いわて産業振興センターに対する負担金として支出されている。

当該負担金に関しては、令和 7 年 3 月 17 日付で実績報告書が提出されており、「知事トップセールスに係る観光・プロモーション室による東方航空及び上海旅行会社訪問等対応」、「瀋陽ジャパンフェスティバル」及び「岩手県観光セミナー開催等に係る対応」等の実施した事業の内容は報告されているが、当該事業の実施に要した費用に関する報告はなされていない。

県に負担金の使途の情報を求めたところ「令和 4 年度中国誘客促進事業費資金執行計画」の提示を受けたが、あくまで監査対象年度以前の計画値にすぎない。当該負担金は、実施した中国誘客促進事業費の県負担分を拠出するものであり、拠出額の妥当性を確認するためにも、毎年度、資金施行計画とともに実績値の報告を受け、県の負担金の額が妥当であることを確認するよう運用方法を見直されたい。

12. いわたの新しい観光推進体制整備事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

県が策定した「みちのく岩手観光立県第4期基本計画」(計画期間:令和6年度～令和10年度までの5年間)において、基本施策の一つとして「観光DXによる観光推進体制の強化」を掲げ、観光マーケティングデータを一元化するプラットフォーム(いわて観光DMP)の構築を進めることとしている。

みちのく岩手観光立県第4期基本計画より抜粋

基本施策(5) 観光DXによる観光推進体制の強化

観光を取り巻く環境の変化を的確に把握し、旅行者のニーズを捉えた施策を展開するため、デジタル技術を複合的に活用しながら戦略的かつ効果的に情報発信を行うとともに、観光サービスの変革や新たな観光需要を創出する地域DMOをはじめ、地域が主体となった観光推進体制づくりや人材育成などの取組を支援する体制強化を図ります。

① データ分析とマーケティングを活用した施策展開

- ・ 観光マーケティングデータを一元化するプラットフォーム(いわて観光DMP)の構築を進め、データを活用した観光客の動態等の分析を実施して観光需要を的確に把握します。
- ・ マーケティング分析結果を地域に展開し、戦略的な販売支援を通じて経営力の強化や生産性の向上を図ります。

いわての新しい観光推進体制整備事業は、いわて観光DMPや岩手県観光ポータルサイト(いわての旅)を活用したデジタルマーケティングに基づく観光振興をオール岩手で展開していく体制を整備しながら、「住んでよし、訪れてよしの観光地域づくり」と「地域経済の活性化」を推進するものである。

なお、具体的な事業は県観光協会へ委託して行っている。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	19,133	48,809	22,536
決算額	14,657	42,631	21,539

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
旅費	23	
委託料	21,453	いわての新しい観光推進体制整備事業業務委託
利用料及び賃借料	62	
合計	21,539	

④ いわての新しい観光推進体制整備事業業務委託について

いわての新しい観光推進体制整備事業については、令和4年度から毎年度、県観光協会へ委託して行っており、令和6年度は、いわて観光DMPと顧客管理システムの保守・管理を行うとともに、地域の事業者へこれらの成果を還元しながら、将来にわたって持続可能な形で展開していくための環境構築を委託している。

また、DMOの立ち上げ等に向けた観光地域づくりに対する取組への支援を実施するとともに、みちのく岩手観光立県第4期基本計画を踏まえて、地域の持続可能な観光の推進に向けた取組等を支援している。

図表 48 いわての新しい観光推進体制整備事業業務委託契約の概要

契約名	いわての新しい観光推進体制整備事業業務委託
委託期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
委託先	県観光協会
契約先選定方法	随意契約(自治令第167条の2第1項第2号)
契約金額	21,453,220円(税込)
業務内容	<p>(1) デジタルマーケティング事業</p> <p>いわて観光DMPと顧客管理システムの保守・管理を行うとともに、地域の事業者へこれらの成果を還元しながら、将来にわたって持続可能な形で展開していくための環境を構築すること。</p> <p>(2) 観光地域づくり支援業務</p> <p>DMOの立ち上げ等に向けた観光地域づくりに対する取組への支援を実施するとともに、地域の持続可能な観光の推進に向けた取組等を支援すること。</p> <p>(3) その他業務</p> <p>県観光協会が観光地域づくり法人(DMO)へ登録申請することを踏まえ、専門人材とともに登録までの工程表を作成すること。</p>

(出所:県提出資料より監査人作成)

(2) 監査の結果

【指摘 5】再委託承諾手続の不備について

県観光協会へ委託している「いわての新しい観光推進体制整備事業業務」のうち、デジタルマーケティング事業に関する「いわて観光データマネジメントプラットフォーム運営等業務」については、県観光協会から株式会社 JTB へ再委託されている。

地方公共団体においては、当該業務における責任の所在を明確化するとともに、再委託により業務の効率性が損なわれ、経済合理性を欠くような事態となることを避けるため、委託業務の再委託を原則として禁止し、必要な場合には一定の承諾手続の下で容認する取扱いとすることが一般的であり、いわての新しい観光推進体制整備事業業務委託契約においても、第 6 条において再委託を原則として禁止した上で、あらかじめ県の承諾を得たものについては、再委託を認める定めを置いている。

いわての新しい観光推進体制整備事業業務委託契約書より抜粋

(再委託の禁止)

第 6 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た者については、この限りではない。

2 乙は、前項但し書きにより委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を順守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託者と書面により約定しなければならない。

(注) 甲：岩手県、乙：県観光協会

県によれば、本件再委託に関しては、令和 5 年度における再委託開始時から県観光協会に対して口頭で承諾を与えているとのことであり、再委託の申請及び承諾に係る書面は作成されていない。本事業における令和 6 年度予算要求額の積算にあたり、「いわて観光 DMP の保守・管理」、「保有データの整備・拡充」、「分析レポートの作成」及び「地域説明会の開催」の各事項について JTB 株式会社の見積額に基づき積算されており、県としても当該業務を再委託することを前提としているものと思われるが、再委託を承諾するにあたっては、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託金額とともに、再委託先における情報セキュリティ確保の方策や再委託先の行為に係る責任の所在等を明確にする必要がある。

特に本件業務は、指定管理施設における電気設備等に係る保守点検業務のように、再委託を行う業務の範囲や必要性等の判断が容易な業務ではないことから、書面による再委託の申請及び承諾手続を採り、当該再委託の必要性や情報セキュリティ確保の方策等を明確化することが必要である。

県は速やかに再委託の承諾に要する情報を整理し、契約書上、「あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」のように書面による承諾手続を要することを明示し、運用を徹底されたい。

また、例えば、令和7年5月に県が事業者の募集に際して公表した「平泉の文化遺産WEBサイト再構築業務」の業務仕様書においては、再委託を認める場合の条件や承諾手続の詳細が定められている。本業務においても、事前に再委託を認める場合の条件や再委託承諾申請書のひな形・記載事項等を含む承諾手続の詳細を仕様書に明示する等、手続の明確化を併せて図られたい。

平泉の文化遺産WEBサイト再構築業務業務仕様書より抜粋

8 契約に関する条件等

(1) 再委託に関する事項

ア 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- (ア) 本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- (イ) 受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- (ウ) 受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- (エ) 再委託先における情報セキュリティ確保については受託者の責任とする。

イ 承認手続き

- (ア) 本業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を県に提出し、あらかじめ承認を得ること。
- (イ) 再委託先の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を県に提出し、承認を受けること。
- (ウ) 前項による再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合(以下「再々委託」という。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

ウ 再委託先の契約違反等

再委託において、本業務仕様書の順守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、県は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 23】委託業務の主たる部分の整理について

いわての新しい観光推進体制整備事業業務委託は「(1)デジタルマーケティング事業」、「(2)観光地域づくり支援業務」及び「(3)その他業務」から構成されているが、その内の大きな割合を占める「(1)デジタルマーケティング事業」を再委託しており、当該再委託に充当した金額は 11,173,800 円(税抜:10,158,000 円×1.1)であり、委託料全体(21,453,220 円:税込)の 52%程度に相当する。

本件委託業務のみを見た場合には主たる部分の再委託に該当する観があるが、県観光協会は令和 7 年 3 月に、各種データ等の継続的な収集及び分析を役割の一つとして求められる地域連携 DMO(令和 7 年 10 月から都道府県 DMO に区分名称変更。以下「都道府県 DMO」という。)に登録されており、いわて観光 DMP 自体の運営や、いわて観光 DMP を活用したマーケティングに基づく情報発信・プロモーションの戦略的な実施、イベント・プロモーション実施後における効果検証等を県と一体で行うこととされている。

このため、デジタルマーケティング事業自体は県観光協会を介して行う必要性を認めるものの、県として再委託の承諾を行う際には、主たる部分の再委託の禁止に抵触しない理由等をあらためて整理されたい。

図表 49 令和 6 年度いわての新しい観光推進体制整備事業業務精算書の概要

項目	金額
I データ分析・マーケティング	
1 いわて観光データマネジメントプラットフォーム運営等業務	10,158,000 円
2 持続可能な観光についてのセミナーの開催	435,134 円
小計 ①	10,593,134 円
II 専門人材人件費・活動費	7,136,801 円
小計 ②	7,136,801 円
III 業務管理費	
1 データ分析・マーケティング分	1,059,313 円
2 専門家活動分	713,680 円
小計 ③	1,772,993 円
I ~ III 合計(税抜) ①+②+③	19,502,928 円
消費税等	1,950,292 円
総合計	21,453,220 円

(注)「1 いわて観光データマネジメントプラットフォーム運営等業務」10,158,000 円(税抜)は JTB 株式会社への再委託分。
(出所: 県提出資料より監査人作成)

【意見 24】受託者である県観光協会のより一層の体制整備について

いわての新しい観光推進体制整備事業業務の委託先である県観光協会は、令和 6 年度末時点における役職員数 8 名のうち 4 名を県からの派遣職員が占めており、DMO の登録申請時における「観光地域づくり法人形成・確立計画」においても、いわて観光 DMP 構築等に関する業務を担当するデータ分析に基づいたマーケティングに関する責任者(CMO:チーフ・マーケティング・オフィサー)は県からの派遣職員とされている。

「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」(令和 7 年 3 月 25 日改正 観光庁)においては、「観光地域づくり法人の組織の確立」として、「出向者が中心となっている組織では、専門的なスキルの蓄積や人脈の継承が困難である」として、組織全体の専門性を維持、向上できるよう、プロパー職員の確保及び育成と、即戦力となる外部人材の登用の両面から取組を講じることが必要」とされている。

現状、いわて観光 DMP に関する業務の多くは株式会社 JTB への再委託に依拠している状況であるが、今後、県観光協会が都道府県 DMO として、より岩手県の実態に即した情報発信等を自律的かつ継続的に行えるよう、専門知識を有する人材の確保も含めた体制整備を県観光協会に対して促すとともに、県としても必要な支援を検討されたい。

観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドラインより抜粋

- 出向者が中心となっている組織では、専門的なスキルの蓄積や人脈の継承が困難であり、組織としての専門性の維持、向上に課題を抱えていることがある。このため、外部人材の登用に当たっては、出向元と十分に協議した上で必要な人材を配置するとともに、組織全体の専門性を維持、向上できるよう、プロパー職員の確保及び育成と、即戦力となる外部人材の登用の両面から取組を講じることが必要である。
- 外部人材の登用に当たって、観光業界の経験のみに着目するのではなく、配置する職位及び遂行する職務に応じた専門知識や経験を有する人材を、多様な業種から広く採用することが望ましい。
- 観光地域づくり法人が地方自治体の執行機関ではなく、主体的かつ自立的に運営できるよう、地域の条例や地方自治体の観光振興計画等の制度的な枠組みに、観光地域づくり法人を位置付けることが望ましい。

13. いわて教育旅行誘致促進事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

三陸地域(沿岸13市町村)への教育旅行の誘致拡大及び周遊を図るため、旅行業者が、同地域を目的地とする貸切バスを使用した教育旅行を催行した場合に要する経費に対してその一部を補助するものである。

項目	内容	
補助対象事業者	旅行業者	
補助対象期間	第1期 令和6年4月～令和6年9月 第2期 令和6年10月～令和7年2月	
補助対象経費	貸切バス等利用運送の料金、宿泊料金、食事代、ガイド代、サービス料金、入場料、旅行計画作成にかかる企画料金、広告費その他催行に要する経費	
補助対象事業と補助金の額	補助対象事業	補助金の額
	下記の要件を満たす教育旅行の催行 (1)岩手県の三陸地域の宿泊施設に1泊以上すること。 (2)三陸地域の観光地(観光目的で立ち寄るスポット)、有料体験コンテンツ及び震災学習のいずれか1つ以上を利用すること。	バス1台当たり50,000円ただし、補助対象経費が50,000円に満たない場合は、実際に要した費用
	下記の要件を満たす教育旅行の催行 (1)岩手県の三陸地域以外の宿泊施設に1泊以上すること。 (2)三陸地域の観光地(観光目的で立ち寄るスポット)、有料体験コンテンツ及び震災学習のいずれか1つ以上を利用すること。	バス1台当たり20,000円ただし、補助対象経費が20,000円に満たない場合は、実際に要した費用

(注)1 事業者当たり2,000,000円が上限である。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	11,900	11,900
決算額	—	2,220	6,290

※ 令和5年度及び令和6年度の決算額は当初予算と比べて少ないが、これは教育旅行先がコロナ禍の影響を受けたためである。

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	6,290	沿岸13市町村宿泊:50千円×121台 その他県内市町村宿泊:20千円×31台
合計	6,290	

(2) 監査の結果

【指摘 6】補助対象経費の確認について

本補助金は、三陸地域を目的地とする貸切バスを使用した教育旅行を催行した場合に要する経費に対する補助を行うことにより、教育旅行による誘客が期待される事業であり、補助対象事業者は、教育旅行を催行する旅行業者である。

概要にも記載のとおり、本補助事業の補助対象経費は、貸切バス等利用運送の料金の他、宿泊料金、食事代、ガイド代、サービス料金、入場料、旅行計画作成にかかる企画料金、広告費その他催行に要する経費も含まれており、県は、補助対象経費の証憑資料として旅行業者が学校側へ提示した旅行代金内訳書をいわて教育旅行誘致促進事業費補助金交付要綱(以下、本項において「要綱」という。)により定めている。

本来、補助金支給における補助対象経費は、補助対象事業者(旅行業者)自身が支払った経費であることが最も適当である。一方、本補助事業の要綱において規定されている旅行業者が学校側へ提示した旅行代金内訳書は、学校側が補助対象事業者である旅行会社へ支払う金額について当該旅行業者自身が作成したものであり、本補助金の実績確認における証憑資料としては適切ではない。

したがって、補助対象事業者(旅行業者)が補助対象経費を実際に支払ったことを確認する証憑資料について精査の上、補助金交付要綱等への明確な記載が必要である。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 25】補助対象事業者における支店の取扱いを定める記載内容について

要綱では補助対象事業者を、旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)及び同法施行規則(昭和 46 年運輸省令第 61 号)の規定に基づく登録を受けた旅行業者としている。また、いわて教育旅行誘致促進事業Q&A(以下、本項において「QA」という。)では、次のとおり、支店ごとの申請はできないとし、必ず事業者単位での申請が必要と明記している。

いわて教育旅行誘致促進事業Q & Aより抜粋

Q11 支店ごとに申請することは可能か。

A11 支店ごとの申請はできません。必ず事業者単位での申請をお願いします。

一方、実務的には旅行業者の中には、営業活動を行う地域に支店を設置している事業者も多く、本補助金の申請においても支店単位で行われているものも見受けられる。

県は、本補助金の申請上限額を一つの事業者で 200 万円と規定しており、事業者単位での上限額を明確にする意味で、QA11 において、支店ごとの申請はできないことを明記したが、実務的な利便性や多くの事業者が本補助事業を活用できるようにするため、支店単位での申請についても受け付けている。その上で、補助金の上限額計算においては、事業者単位での集計を行い、補助金支給の可否を判断している。

以上のことから、QA11 の記載は、申請を検討する事業者が誤った理解をする可能性があり、加えて、補助金事業を運営する上で実務的には必要のない記載であるため、QA11 自体を削除するか、実務に即したより詳細な説明を追加することが求められる。

1 4. いわたの観光業魅力向上事業

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

事業内容は、観光業魅力向上推進業務委託である。

観光業魅力向上推進業務委託は、首都圏の大学生等を対象として1週間から1か月程度、岩手県内の観光関連施設でのアルバイトの機会を提供し、観光業への就労体験を行わせるものである。また、就労体験者と地域住民、地域事業者と交流する機会を創出し、地域の企業・産業の紹介、地域イベントへの参加及び地域おこし協力隊との交流等の機会を提供し、さらに、就労体験者のアルバイト業務に「地域の魅力発信」も含め、SNS を活用して若者から岩手の魅力を発信させるものである。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	—	—	4,330
決算額	—	—	4,312

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
委託料	4,312	観光業魅力向上推進業務委託
合計	4,312	

④ 観光業魅力向上推進業務委託について

観光業魅力向上推進業務(以下、本項において「推進業務」という。)について県は、企画競争によって、富士通 Japan 株式会社と委託契約を締結している。委託料は4,312千円(税込み)で、委託期間は契約締結の日(令和6年6月20日)から令和7年3月31日までである。

企画競争の実施にあたっては、県が公表している「令和6年度観光業魅力向上推進業務に係る企画提案の募集について」において、委託料の上限額が4,312千円(税込)であることが明示されている。

令和6年度「観光業魅力向上推進業」業務仕様書では、業務の目的を「岩手県外在住の若者が本県の観光業で就労体験をする機会を提供し、参加者に地域の魅力や観光業の魅力を知っていただくことで、本県の観光業の魅力向上を図ろうと

するもの」として、受託者に求める業務内容を次の 5 項目としている。

- (1)就労体験プログラムの企画調整・実施運営
- (2)参加者の受け入れ、滞在中のフォロー
- (3)参加者へのアンケート実施
- (4)業務報告
- (5)その他

上記(1)の内容は次表のとおりである。

図表 50 就労体験プログラムの企画調整・実施運営

項目	内容
ア 実施時期	令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月を想定
イ 実施日数	参加者 1 人あたり 7 日(6 泊 7 日)以上
ウ 参加人数	合計 25 人以上を目標とする。
エ ターゲット	岩手県外在住の 10 歳代後半～20 歳代を主なターゲットとする。
オ 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手で就労し収入を得ながら、岩手ならではの体験(観光、就労先や地域との交流等)ができるプログラムを実施すること。 ・観光業(宿泊施設及び観光施設)等における募集受入事業者の募集と実施調整を行うこと。 ・受入事業者の募集・実施調整にあたっては、本事業の趣旨を説明すること。 ・受入事業者と参加者を対象としたマニュアルの作成・配布を行うこと。 ・参加者 1 人あたり交通費・宿泊費計 30,000 円を上限として補助すること。
カ 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果を最大化するために、ターゲット層に広く広報できるような媒体、手法を提案し適切なプロモーションを実施すること。また受託者は各種イベントでも周知できるようチラシ(データ含む)を作成すること。 ・プログラムの開催状況を Web、SNS 等を活用して情報発信すること。 ・参加者自信または事務局が運営する SNS で岩手県の魅力を発信してもらうこと

(出所:令和 6 年度「観光業魅力向上推進業」業務仕様書より監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 26】推進業務の成果の把握について

令和6年度の推進業務は、参加人数の目標を25人以上としており、実際の参加者も25名であった。推進業務に関する各種書類やデータを確認する限り、受託者は、25名への対応をはじめとして仕様書の内容を誠実に履行していると思われる。

一方、推進業務の目的は、「参加者に地域の魅力や観光業の魅力を知っていただくことで、本県の観光業の魅力向上を図ろうとするもの」である。参加者のアンケートからは、地域の魅力を知ってもらうという目的は実現していると思われるが、観光業の魅力を知ってもらうことができたのか、また観光業の魅力向上が図られているのかは、今後、県が検討すべき事項と思われる。

令和6年度当初予算の事業概要によると、推進業務のポイントは、宿泊業においては約8割の企業が人手不足に陥っているなど、観光業は人手不足が深刻な業界であり、観光業の魅力向上・発信が必要であるとしている。推進事業が観光業の人手不足の一助になり得たのかは現時点では判断が難しく、本来であれば、25名の参加者のうち何名が将来観光業に携わることになったのかを確認する必要があり、県がそのような追跡を行えるかがポイントと考える。

また、事業概要では、岩手との接点を作り、交流人口・関係人口の創出に繋げていくとしている。推進業務により接点は作られたが、交流が今後も継続していくのかについても、追跡が必要である。

県において、推進業務について、受託者が仕様書に定める業務を履行したことで終わりとするのではなく、今後の状況にも留意する必要がある。

15. 観光施設機能強化事業費

(1) 事業の概要

① 事業の目的及び内容

県営観光施設の老朽箇所等を改修・補修することによる観光施設の機能強化と、情報が古く劣化した観光客総合誘導設備の更新・撤去等により観光客への適切な観光情報の提供を行い、誘客と県内広域周遊の促進を図ることで観光消費額を拡大し、県経済の活性化を図ろうとするものである。

② 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初予算額	2,818	7,216	7,550
決算額	2,386	4,947	6,389

※1 別途、令和3年度繰越明許費 1,681 千円(決算額:1,573 千円)で修繕等を実施

※2 令和6年度2月補正にて56,582千円を予算措置し、令和7年度に繰越している(繰越明許費:57,743千円)

③ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和6年度 決算額	主な内容
需用費	2,598	【岩洞湖】シャワーカーテン等交換 330 千円 【陸前高田オートキャンプ場】芝刈り機修繕 375 千円 他
委託料	3,791	【船越】アスベスト及び PCB 調査 905 千円 【陸前高田オートキャンプ場】枯松伐採処理 業務 1,529 千円 他
合計	6,389	

④ 観光施設機能強化事業費の対象となる施設

船越家族旅行村、岩洞湖家族旅行村、八幡平山頂レストハウス、陸前高田オートキャンプ場及び観光案内板が観光施設機能強化事業費の対象となっている。

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 27】県立船越家族旅行村の施設の撤去について

県は、県民の健全な家族レクリエーションの場を確保し、県民の保健及び休養に資するため、次表の家族旅行村を設置している。

図表 51 県が設置している家族旅行村

名称	位置
岩手県立岩洞湖家族旅行村	盛岡市
岩手県立船越家族旅行村	下閉伊郡山田町

(出所:家族旅行村条例より監査人作成)

船越家族旅行村は、県が山田町の土地を借り受けて県が整備したものだが、東日本大震災津波等により現在供用を一部休止中であり、今後、用途を廃止して土地を山田町に返還するとしている。家族旅行村内に県が設置した施設は、返還にあたって撤去するとしているが、一部、現状のまま活用する施設もある。

施設の多くは施設開設時や平成初期に設置されたもので、建設資材にアスベストが含まれている可能性のほか、撤去予定の焼却炉には事前にダイオキシンの調査が必要とされている。令和 6 年度に県は、山田町が撤去を希望しているワンパクジャブジャブ広場の更衣室、水道施設、ポンプ室及び芝生広場倉庫のアスベスト及び PCB 含有調査を外部に委託している。また、多目的広場の焼却炉のダイオキシン類等調査も委託している。

山田町から借り受けていた土地については、令和 7 年度中に必要な施設の撤去を行い、返還するとのことだが、撤去費用の上昇が続いている昨今の状況を踏まえ、早急に対応を図る必要がある。

【意見 28】八幡平山頂レストハウスの修繕対応について

八幡平山頂レストハウス(以下「レストハウス」という。)は、八幡平山頂地区を訪れるハイカーや観光客の利便と利用誘致拡大を図るために設置された施設である。平成 16 年に岩手・秋田両県が合同で整備し、平成 16 年 7 月から供用を開始している。施設の管理運営は岩手県が八幡平市に委託しており、八幡平市は一般社団法人八幡平市観光協会に再委託している。

レストハウスは令和 6 年度に地下 2 階室外発電機関連部品交換工事(以下、本項において「部品交換工事」という。)を行っている。部品交換工事は、ヤンマーエネルギーシステム株式会社盛岡営業所(以下「ヤンマー社」という。)と 770,000 円で令和 6 年 8 月 6 日に契約しており、履行期限は令和 6 年 9 月 30 日とされている。

ヤンマー社から提出されている「整備実施記録表」に推奨事項が記載されている。

【推奨事項】

- ① 2 号機の冷却水ホース(シリンダーブロック～廃棄熱交換器)に漏れが生じておりますので交換が必要です。
- ② 現在、遠隔監視装置が故障しており通信が出来ない状態ですので交換が必要です。

上記①については、令和 7 年度当初に冷却水ホース交換に係る費用を予算措置しており、9 月末に交換作業が完了している。②については、令和 7 年 4 月の開館時に通信可能となっていることを管理者に確認している。

レストハウスの営業期間は、八幡平アスピーテライン・八幡平樹海ライン開通期間の 4 月中旬から 11 月上旬とされている。①については、推奨事項とされており緊急性はないとも考えられるが、それでも令和 6 年 9 月 30 日に報告を受けてから 1 年後の対応はタイミングが遅いと思われる。

②については、施設管理者が日常業務において把握しておくべき事項と思われる、ヤンマー社からの報告の前に対応しておくべき事項と思われる。

レストハウスは、適宜、設備改修などの改修工事を行っているが、外壁や天井等の老朽化が進行しており、また、冬季閉鎖期間中の積雪・凍結が原因でガラス・屋根等の破損があることから、対策を講じる必要がある。さらに、経年等により、施設の不具合の件数は、今後増えていく可能性がある。一つの不具合が他の不具合を招かないためにも、修繕が必要な事項については迅速に対応していく必要がある。

【意見 29】八幡平山頂レストハウスの設備のリニューアルについて

ヤンマー社から提出されている「整備実施記録表」には、【意見 28】に記載した【推奨事項】に加えて【総合所見】が記載されている。

【総合所見】

今回の整備で動きの渋かった燃料ミキサー及びアクチュエーターを交換いただき、負荷追従性の懸念は払拭されております。ただし、前項の不適合の他、装置全体に劣化の進行が見られますので今後は装置リニューアルのご検討をお願いいたします。

【総合所見】については、装置交換に要する費用が高額(約 8,600 万円)であり、県が秋田県と締結している「八幡平山頂レストハウスの管理運営に関する協定書」第 2(1)に定めるとおり、秋田県の費用負担も発生することから、令和 7 年度中に関係団体等と今後の施設のあり方を含めた検討を行う予定とされている。

八幡平山頂レストハウスの管理運営に関する協定書第 2(1)

地下部分(甲(岩手県)、乙(秋田県)それぞれ 2 分の 1 を負担し整備した部分)の改修及び主要設備(発電機、昇降設備、浄化槽設備、消防設備、排水設備)の更新費用は甲、乙それぞれ 2 分の 1 を負担する。

レストハウスは、春の雪の回廊や秋の紅葉など、自然豊かな環境や温泉を巡る八幡平の憩いのスペースとして好評を得ており、また、近年はドラゴンアイの人気増に伴い、来館者も増加傾向である。

観光客の利便性を確保し続けるためにも、県においては、関係団体等との検討を適切に進め、施設の長寿命化を図っていく必要がある。

16. 公益財団法人さんりく基金

(1) 法人の概要

① 設立目的

三陸地域の諸課題に適切に対処し、魅力ある地域づくりを進めていくためには、地域の自然、歴史、文化等を踏まえ、長期的かつ総合的な展望のもとに、三陸地域の産・学・民・官が一体となって地域振興方策を検討するとともに、自立的な振興を図るための組織体制の整備を行い、併せて地域づくりの担い手となる人材の育成等を積極的に推進することが求められている。こうした要請に応えるため、平成6年5月に財団法人三陸地域総合研究センターが設立され、三陸地域の広域的な産・学・民・官の連携の強化や、三陸地域の特性を活かした地域振興を支援するためのシンクタンクとして役割を担ってきた。

財団の経営基盤強化策の一環として、財団法人三陸・海の博覧会記念基金を統合し、平成14年度から新たに財団法人さんりく基金として地域振興を支援しており、平成23年4月、公益法人制度改革に伴い、「公益財団法人さんりく基金」に移行している。

さんりく基金の目的は定款第4条に定めており、三陸地域及びその周辺地域の振興を図るため、産学官民の研究交流及び市町村等の主体的な取組を支援することにより、もって県土の均衡ある発展に寄与することを目的としている。

② 事業の概要

設立目的を達成するために実施する事業を定款第5条に定めている。

さんりく基金定款より抜粋

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 三陸地域の振興に関する総合的な調査研究及び提言
- (2) 三陸地域の振興のための人材育成
- (3) 三陸地域の振興に関する調査研究事業に対する助成
- (4) 三陸地域及びその周辺地域の振興に関する研究開発事業に対する助成
- (5) 三陸地域及びその周辺地域の地域振興を図るための事業に対する助成
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、岩手県内において行うものとする。

さんりく基金の設立目的である三陸地域及びその周辺地域の振興を図るため、東日本大震災津波発災以降、復旧・復興に重点的に取り組んできたところであるが、令和6年度は、三陸地域及びその周辺地域の振興のため、市町村や関係団体との一層の連携強化を図り、次の事項を重点的に取り組んでいる。

- ・地域課題の解決に取り組み、地域振興につながる事業の推進
- ・地域マーケティング・マネジメントに基づく、交通ネットワークや地域資源を活用した観光地域づくりの推進
- ・三陸地域の振興に資する調査研究や活動への支援

③ 所在及び主な施設

令和6年4月1日現在の事業所の所在地は以下のとおりである。

名称	所在地
主たる事務所	盛岡市内丸10番1号(岩手県ふるさと振興部県北・沿岸振興室内)
従たる事務所	宮古市河南一丁目5番1号(岩手県立大学宮古短期大学部内)
DMO事業部	宮古市五月町1-20(宮古地区合同庁舎2階)

(出典:さんりく基金ホームページ)

さんりく基金は事務局の他に、総務管理部、企画事業部、DMO事業部の3つの部署に分かれており、令和6年4月1日現在の各部署の所管は以下のとおりである。

図表 52 各部署の所管について

名称	所管内容
総務管理部	法人全体の管理部門を担うほか、県北沿岸地域の振興活動に対する助成事業
企画事業部	三陸の総合的な振興、継続的な活性を図るための調査や人材の育成。
DMO事業部	三陸沿岸地域の豊かな恵みや暮らし等を体感できる旅行プログラムの確立を通じ、魅力ある地域づくりの実現をめざした活動の実施

(出典:さんりく基金ホームページ)

④ 収支の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
【一般正味財産増減の部】		
[経常増減の部]		
経常収益	47,388	49,850
経常費用	60,634	49,850
事業費	47,579	36,169
管理運営費	13,054	13,680
当期経常増減額	△13,246	—

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
[経常外増減の部]		
経常外収益	—	—
経常外費用	0	—
当期経常外増減額	0	—
当期一般正味財産増減額	△13,246	—
一般正味財産期首残高	13,246	—
一般正味財産期末残高	—	—
【指定正味財産増減の部】		
受取負担金	18,255	10,702
一般正味財産への振替額	△47,187	△49,647
当期指定正味財産増減額	△28,932	△38,944
指定正味財産期首残高	659,742	630,810
指定正味財産期末残高	630,810	591,865
【正味財産期末残高】	630,810	591,865

令和6年度の経常収益の主な内訳は、基本財産及び特定資産の運用益 197 千円、指定正味財産から一般正味財産への振替額 49,647 千円である。また、経常費用のうち、事業費の主な内訳は、給与手当 10,278 千円、支払助成金 16,490 千円、管理運営費の主な内訳は、給与手当 10,099 千円である。

⑤ 財産の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
【資産の部】	637,408	603,422
流動資産	5,683	10,815
固定資産	631,724	592,607
基本財産	338,103	338,103
特定資産	293,353	254,327
その他固定資産	267	175
【負債の部】	6,598	11,557
流動負債	5,951	10,991
固定負債	647	565
【正味財産の部】	630,810	591,865
指定正味財産	630,810	591,865
(うち基本財産への充当額)	(338,103)	(338,103)

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
(うち特定資産への充当額)	(292,706)	(253,761)
一般正味財産	—	—

令和5年度末、令和6年度末時点の基本財産及び特定資産は、全て定期預金及び普通預金で運用されている。

⑥ 令和6年度に実施した事業の内容

令和6年度に実施した事業別の事業の実施状況は以下のとおりである。

図表 53 調査研究等事業の実施状況

実施内容	担当部署	実績額(円)
三陸地域の観光地域づくり体制の整備	DMO 事業部	10,124,104
三陸地域におけるマーケティング調査	DMO 事業部	123,181
三陸地域のマネジメントによる受入態勢基盤の整備	DMO 事業部	945,869
三陸地域の観光情報等の発信	DMO 事業部	616,945
三陸総合振興に係る調査・研究	企画事業部	290,408

(出典:令和6年度事業報告)

図表 54 人材育成事業の実施状況

実施内容	担当部署	実績額(円)
三陸地域における観光人材の育成	DMO 事業部	85,786
三陸地域の地域振興担い手人材の育成	企画事業部	134,640
三陸ジオパークの活動の推進	企画事業部	200,000

(出典:令和6年度事業報告)

図表 55 助成事業の実施状況

実施内容	担当部署	助成件数	助成総額(円)
調査研究事業	総務管理部	5	4,665,000
新商品・地域サービス開発事業	総務管理部	12	3,878,000
イベント開催事業	総務管理部	2	7,947,000

(出典:令和6年度事業報告)

(2) 監査の結果

【指摘 7】新商品・地域サービス開発事業の助成対象経費の確認について

新商品・地域サービス開発事業において、助成対象となる事業者に対し助成金を交付しており(助成限度額50万円)、令和6年度は12件が採択され、総額3,878千円の助成金が交付されている。

助成対象経費、補助率等は助成金交付要項において定められている。助成対象経費は、原則、助成金交付決定の日から助成事業期間内に支払及び納品が完了した経費に限ることとなっており、助成事業期間は令和7年2月15日までとなっている。

助成対象事業の一つにおいて、助成事業期間の令和7年2月15日を超え、2月19日に支払が行われた経費が実績報告書に含まれているものがあった。これに対し、さんりく基金の所管部署において、助成事業期間を超えて支払が行われた経緯を事業者を確認したところ、事業者の資金繰り悪化によるものであることがわかった。更なる確認を進めた結果、新商品の開発事業自体は助成事業期間内の2月15日までに完了しており、資金繰りの悪化により支払が4日遅れてしまったというやむを得ないものと認められるため、当該支払分を助成対象経費と認め、決裁手続を経た上で、助成金を交付している。

その資金繰り悪化の確認過程で、所管部署は、事業者(10月決算)の令和6年10月期の貸借対照表、損益計算書を参考情報として入手しているが、貸借対照表、損益計算書を閲覧したところ、以下の点が認められた。

- ・ 貸借対照表の流動資産の合計が流動資産を構成する勘定科目の金額の合計額と一致していない。
- ・ 損益計算書の売上高から売上原価を差し引いて計算される金額と売上総利益が一致していない。
- ・ 販売費及び一般管理費の合計が販売費及び一般管理費を構成する勘定科目の金額の合計額と一致しない。

10月決算の事業者であれば、法人税や消費税の申告等を考慮すると、決算日の2ヶ月後の12月末日までには決算作業を終えているのが通常であるが、提出された貸借対照表、損益計算書は、各段階損益や大科目の合計金額が適切に計算されておらず、決算作業が適切になされているか疑念が残る。

事業者が作成した助成金の実績報告書の提出日は令和7年2月28日であり、決算日から4ヶ月を経過していることを考慮すると、少なくとも、適切な決算作業を経て作成された貸借対照表、損益計算書を提出してもらうことが必要である。

また、事業者は、資金繰り悪化の理由として、令和6年12月以降に売上が急減

したこと等をあげていたが、そうであれば、資金繰り悪化の状況を確認する書類として、令和 6 年 12 月以降の事業者の会計帳簿である総勘定元帳や、預金通帳の提出を依頼することも検討すべきである。

【指摘 8】KPI 達成状況(サイトアクセス数)の評価について

さんりく基金は、設定する目標値(KPI)の一つとして、三陸観光ポータルサイト「さんりく旅するべ〜いわて三陸観光ガイド〜(以下「三陸ポータルサイト」という。)」へのサイトアクセス数を設定しているが、サイトアクセス数の集積方法が KPI 設定当初から変更されているにも関わらず、新たな集積方法に対応する KPI の再設定が行われていない。その結果、KPI 達成状況(サイトアクセス数)の評価が実質的に行われていない状態である。

さんりく基金「令和 7 年度県出資等法人運営評価シート」において、三陸ポータルサイトアクセス数にかかる KPI の実績評価は以下のように記載されている。

令和 7 年度県出資等法人運営評価シートより抜粋

事業目標	目標値(R6 年度)	実績(R6 年度)	目標値(R7 年度)	目標値(R8 年度)
積極的な情報発信	サイトアクセス数 1,100,000PV	サイトアクセス数 657,641PV	サイトアクセス数 1,100,000PV	サイトアクセス数 1,200,000PV
【取組内容】 三陸観光ポータルサイト「さんりく旅するべ〜いわて三陸観光ガイド〜」や公式 SNS アカウントを活用し、関係機関と連携して国内外に対しタイムリーな情報発信を行った。イベント情報や地域情報など年間 181 件を発信。 <u>実績が目標を大きく下回る結果となった要因としては、従来使用していたデータ収集ツール(UA)のサービス終了に伴い、新たなサービス(GA4)に移行したが、従来とデータの集積方法が変わってしまったことから表示回数が大きく減少したもの。(例)UA では 1 ユーザー(デバイス)のページ再読み込みもその都度 1 回とカウントされたところ、GA4 では再読み込みを何度行っても 1 回としかカウントされないもの)</u>				

(出典:令和 7 年度県出資等法人運営評価シート)

令和 6 年度の三陸ポータルサイトアクセス実績数は 657,641PV であり、目標値の 1,100,000PV を大きく下回っている。その要因は上表波線部のとおりであり、要約すれば『データ集積ツールが変更され、変更後のツールではサイトアクセス数が少なく集計されてしまう結果、変更前のツールにて設定した KPI を実績が大幅に下回っている』となるが、この記載内容は従前の目標値である 1,100,000PV から下振れする外的要因の一つを説明しているにすぎず、目標値と実績の乖離状況から事業自体の「積極的な情報発信」が行われたか否かという評価はなされていない。あるべき方法としては、変更後のツールにおける KPI を再設定し、実績値と比較することで、初めて KPI 達成状況が評価可能となる。

さんりく基金は、変更後のツールをベースとする KPI(サイトアクセス数)を再設定し、実績と比較することで、「積極的な情報発信」がなされたか否かの評価を行うべきである。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 30】計算書類における資産運用方針等の適切な注記について

さんりく基金の計算書類に記載されている「金融商品の状況に関する注記」において、誤った資産運用方針等が記載されていた。令和7年3月期計算書類「金融商品の状況に関する注記」は以下のとおりである。

さんりく基金 令和7年3月期計算書類「金融商品の状況に関する注記」より抜粋

<p>7. 金融商品の状況に関する注記</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当法人は、公益目的事業の財源の相当部分を運用益によって賄うため、<u>債券、株式、投資信託により資産運用をする</u>。なお、デリバティブ取引は行わない方針である。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク <u>投資有価証券は、債券、株式、投資信託であり</u>、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクにさらされている。</p> <p>(3) 金融商品のリスクに係る管理体制</p> <p>①資産運用に基づく取引 金融商品の取引は、当法人の財産管理規程に基づき行う。</p> <p>②信用リスクの管理 債券については、発行体の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。</p> <p>③市場リスクの管理 株式については時価を定期的に把握し、理事会に報告する。 <u>投資信託については、関連する市場の動向を把握し、運用状況を理事会に報告する。</u></p>

(出典: 計算書類)

当該注記には以下の誤謬・問題点が認められる。

誤謬・問題点①

注記では「債券、株式、投資信託により資産運用をする」旨が記載されているが、さんりく基金の資金運用方針を定める財産管理規程(後段に抜粋)では、運用方法として「定期預金、公債(国債、政府保証債、地方債)、元本保証の金銭の信託」と定めているため両者が整合していない。さんりく基金が株式や投資信託を運用する方針を採用しているとすれば財産管理規程違反となるが、実際の資金運用は財産管理規程に基づいて行われており(令和7年3月期は定期預金による運用のみ)、結果として当部分の注記の記載が誤っている。

誤謬・問題点②

注記では「金融商品の内容」として「投資有価証券は、債券、株式、投資信託であり」と記載されているが、誤謬・問題点①に記載したとおり、令和 7 年 3 月期は定期預金のみにて資金運用を行っており、投資有価証券による資金運用は行っていない。読み手に投資有価証券による資金運用を行っていると誤認される記載内容である。また、さんりく基金が、元本毀損リスクが高いため財産管理規程にて認められていない株式や投資信託等による資金運用方法を採用していると誤認させる可能性もある。結果として、当部分の注記内容は適切ではない。

誤謬・問題点③

注記では、「市場リスクの管理」として「株式については時価を定期的に把握し、理事会に報告する。投資信託については、関連する市場の動向を把握し、運用状況を理事会に報告する。」と記載されているが、問題点②と同様に、読み手に株式や投資信託による資金運用を行っていると誤認される記載内容である。結果として、当部分の注記内容は適切ではない。

さんりく基金 財産管理規程より抜粋

(運用方法)

第5条 運用の方法は、財産の区分に応じてそれぞれ次のとおりとする。

(1) 基本財産

- ア 郵便官署又は銀行等への定期預金
- イ 元本保証の金銭の信託
- ウ 国債、政府保証債、地方債

(2) 特定資産

- ア 郵便官署又は銀行等への定期預金
- イ 元本保証の金銭の信託
- ウ 国債、政府保証債、地方債

(3) 特定資産を除くその他財産

- ア 郵便官署又は銀行等への定期預金
- イ 元本保証の金銭の信託
- ウ 国債、政府保証債、地方債

誤謬・問題点④

公益法人会計基準では、財務諸表に対する注記の中で、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳（以下「振替額の内訳」という。）を記載することを定めている。さんりく基金の令和 6 年度の財務諸表に対する注記には、以下のように振替額の内訳が記載されている。

図表 56 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

（単位：円）

内 容	金 額
経常収益への振替額	
受取負担金の一般正味財産への充当額	49,647,273
合 計	49,647,273

（出典：さんりく基金の令和 6 年度の財務諸表に対する注記）

しかし、指定正味財産から一般正味財産への振替額は、受取負担金の一般正味財産への充当額 10,702,704 円と、特定資産の取崩による振替額 38,944,569 円の 2 つの要因から生じており、正味財産増減計算書でも別掲して表示している。そのため、振替額の内訳も、別掲して表示すべきであると考えられる。

令和 6 年 12 月に公益法人会計基準の改正が行われており、改正後の公益法人会計基準（以下、本項において「新会計基準」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されるが、令和 10 年 4 月 1 日前に開始する事業年度までは新会計基準によらず、従前の会計基準を引き続き適用することができる経過措置の取扱いがある。新会計基準では、指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理が廃止され、振替額の内訳の注記も記載を要しなくなるが、経過措置により、従前の会計基準を引き続き適用する場合は、振替額の内訳の注記は引き続き記載を要するため、新会計基準の適用時期については留意が必要である。

以上より、さんりく基金は、適切な「金融商品の状況に関する注記」を行う必要がある。

【意見 31】より有利な資金運用方法の検討について

さんりく基金の貸借対照表を分析すると、令和 7 年 3 月末における貨幣性資産(将来において現金化・資金化する資産項目である現金預金・未収金等)は 603 百万円、貨幣性負債(将来において現金預金が流出する負債項目である未払金・預り金等)は 11 百万円が計上されており、両者の差額の 592 百万円が令和 7 年 3 月末におけるさんりく基金の手元資金であると言える。また、損益計算書を分析すると、基金は赤字基調であり、資金の流出額であるキャッシュアウトフロー(経常収益(積立金取崩収益を除く)－経常費用(減価償却費を除く))は、令和 7 年 3 月期が 38 百万円、令和 6 年 3 月期が 42 百万円と計算され、両者平均の 40 百万円に概算物価上昇割合 1.3 倍程度を乗じた 50 百万円程度が、今後同様の事業継続を行ったと仮定した場合に発生する毎年のキャッシュアウトフローと考えられる。かかる状況を勘案するに、例えば、手元資金の半分の 296 百万円を余裕資金として資金運用に回したとしても短期的な資金繰りへの影響は低いと考えられ、結果として、さんりく基金には相応の運用資金が確保されている状況が推察される。なお、余裕資金 296 百万円を 2%の利回りで運用した場合には、資金運用収益 5.9 百万円が得られる計算となる。

さんりく基金は、多額の手元資金を確保しているが、これまでの低金利状況下において、安全な定期預金による資金運用を行っており、ほぼ資金運用収益を獲得できていない状況にある(受取利息収益 令和 5 年度:201 千円、令和 6 年度:203 千円)。今般、令和 6 年 3 月の日銀によるマイナス金利政策の解除や続く利上げによって、金利は上昇局面にあり⁷、今後の金利上昇の可能性も十分想定される。また、さんりく基金の赤字基調の収益構造を出来るだけ黒字に近づけるためにも、安全性を確保しつつも資金運用収益を最大化することは重要な課題である。

金利上昇局面において、資金運用にかかる判断はよりシビアになり、資金運用方法の選択によっては得られる資金運用収益に大きな差が出ることも想定される。

さんりく基金においてもこの状況は把握しており、令和7年度において、満期が到来した定期預金から順次、地方債等債券への投資も行っているとのことである。今後も金利情勢を注視し、低い金利水準の既存運用商品から、金利上昇の影響を受けた高い利回りの運用商品へのシフトや、運用商品を定期預金比較で高利回りの安全性が高い債券等(国債・地方債・政保債・優良社債)による資金運用を行うこと、場合によっては証券会社等の専門家へ相談を行うことなど、より有利な資金運用方法について、多角的な検討を行うことが重要と考える。

⁷ 最近における 10 年日本国債金利の凡その推移は、令和 6 年 2 月 29 日現在：0.72%、令和 7 年 10 月 8 日現在：1.70%、令和 8 年 1 月 23 日現在：2.22%となっている。

17. 公益財団法人岩手県観光協会

(1) 法人の概要

① 設立目的

県観光協会は、県の観光宣伝紹介、観光客の誘致促進、国際観光の推進等を行うことにより、観光の振興を図り、もって地域の活性化と県民生活の向上発展に寄与することを目的とする法人である。

② 事業の概要

- (1) 観光振興のため調査研究及び計画策定に関すること
- (2) 内外観光客の誘致を促進する観光地の宣伝紹介、情報提供、出版物の発行及びイベントの実施等に関すること
- (3) 観光に関する意識の普及啓発及び観光事業従事者の育成、資質の向上並びに表彰等に関すること
- (4) 観光情報の収集頒布及び観光関係機関との連携、強化育成、出捐等に関すること
- (5) 観光客の受入態勢の整備に関すること
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

③ 所在及び主な施設

盛岡市盛岡駅西通 2-9-1 マリオス 3 階

④ 収支の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益		
基本財産受取利息	1,064	1,064
特定資産運用益		
退職給付引当資産受取利息	0	1
法人運営準備金資産受取利息	0	4
受取会費		
賛助会員受取会費	52,335	56,577
事業収益		

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
受託事業収益	138,177	46,556
販売収益	1,724	1,477
受取広告料	1,177	1,369
受取会費		881
受取補助金等		
受取地方公共団体補助金	444	94
受取負担金		
観光事業推進費負担金	6,684	6,684
雑収益		
受取利息	0	14
雑収益	135	126
経常収益計	201,742	114,850
(2) 経常費用		
事業費	(187,568)	(86,954)
給料手当	11,248	10,141
支払負担金	14,917	15,079
支払助成金	104,656	1,660
委託費	19,136	24,871
その他	37,611	35,203
管理費	(16,572)	(18,921)
役員報酬	105	117
給料手当	5,686	6,819
その他	10,781	11,985
経常費用計	204,140	105,876
当期経常増減額	△2,397	8,974
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計	—	—
(2) 経常外費用		
経常外費用計	—	—
当期経常外増減額	—	—
当期一般正味財産増減額	△2,397	8,974
一般正味財産期首残高	26,529	24,131
一般正味財産期末残高	24,131	33,106
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額		

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
指定正味財産期首残高	57,000	57,000
指定正味財産期末残高	57,000	57,000
Ⅲ 正味財産期末残高	81,131	90,106

⑤ 財産の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	4,815	14,894
未収金	29,819	23,617
前払金	0	2,701
仮払金	467	487
貯蔵品	429	225
預け金	1	1
流動資産合計	35,533	41,926
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	1,000	1,000
投資有価証券	56,000	56,000
基本財産合計	57,000	57,000
(2) 特定資産		
退職給付引当資産	26,431	10,809
法人運営準備金資産	13,000	13,000
特定資産合計	39,431	23,809
(3) その他固定資産		
車両運搬具	0	0
電話加入権	56	56
ソフトウェア	93	27
リサイクル預託金	12	12
投資有価証券	2,000	2,000
その他固定資産合計	2,162	2,096
固定資産合計	98,594	82,905
資産合計	134,127	124,832
II 負債の部		
1. 流動負債		

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
未払金	17,238	21,831
預り金	275	210
賞与引当金	2,049	1,874
法人運営準備金一時繰替金	7,000	0
流動負債合計	26,563	23,916
2. 固定負債		
退職給付引当金	26,431	10,809
固定負債合計	26,431	10,809
負債合計	52,995	34,725
Ⅲ 正味財産の部		
1. 指定正味財産		
岩手県出捐金	47,000	47,000
市町村出捐金	10,000	10,000
指定正味財産合計	57,000	57,000
(うち基本財産への充当額)	(57,000)	(57,000)
2. 一般正味財産	24,131	33,106
(うち特定資産への充当額)	(13,000)	(13,000)
正味財産合計	81,131	90,106
負債及び正味財産合計	134,127	124,832

⑥ 令和6年度に実施した事業の内容

I. 観光宣伝紹介

1 観光情報の発信

(1) 観光情報高度化推進事業

岩手県観光情報総合サイト「いわての旅」の管理運営を行い、各種イベントや季節の情報はじめ、特集ページ「いわてで過ごす癒す旅」を掲載するなど、インターネットを通じた情報発信を行ったほか、県で実施する秋季及び冬季観光キャンペーンの連携情報発信に努めている。また、バナー広告を募集し掲載している。

(2) 観光情報システム分担金事業

公益社団法人日本観光振興協会(以下「観光振興協会」という。)の観光情報総合サイト「JAPAN47GO」を活用した情報発信のため、「全国観光情報データベース」の整備・運用に係る分担金を拠出し、県観光地等の知名度向上と誘客拡大を図っている。

(3) パブリシティ(宣伝媒体)有効活用事業

令和 6 年 10 月～12 月に開催の岩手県秋季観光キャンペーン「秋は短し、旅せよ岩手キャンペーン」の PR 等の広告宣伝として、タウン誌等を活用して県の観光情報の発信に取り組んでいる。

(4) 観光宣伝媒体作成事業

県全体の観光地を紹介する岩手県観光案内図「いわて旅の地図」(30 万部)を作成し、観光客等に配布している。

(5) 観光キャラクター活用事業

県の PR キャラクター「わんこきょうだい」のグッズを配布・販売し、県の認知度向上と誘客拡大に取り組んでいる。

若年層をターゲットに、岩手県公式 Vtuber「岩手さちこ」を活用したグッズを試行的に作成販売し、県への観光客誘致拡大を図っている。

II 国内観光客の誘致促進

1 国内観光客の誘致促進

(1) 観光客誘致説明会

大都市圏からの誘客拡大を図るため、いわて観光キャンペーン推進協議会との共催で、東京都、大阪市、名古屋市の旅行会社の担当者等を対象とした観光客誘致説明会(「いわての旅」観光商談会)を開催し、本県の魅力ある観光資源の紹介・宣伝を行い、県内の観光・宿泊施設等との商談を通じて旅行商品の造成を促進している。

(2) エージェント(旅行会社)招待事業

県北・沿岸地域の旅行商品の造成及び販売促進、観光客の誘客拡大を図るため、県外旅行会社を招待し、景勝地や観光・宿泊施設、東日本大震災津波からの復興状況等の視察のほか、観光事業者等との意見交換会を行っている。

2 教育旅行の誘致促進

本県への教育旅行の誘致拡大を図るため、主要市場である北海道、東京都及び大阪府において、教育旅行説明会を開催し、本県の教育旅行プログラムや受入態勢等について紹介・宣伝を実施している。

また、教育旅行説明会に参加した旅行会社を訪問し、フォローアップ及び情報収集を行うとともに、県観光協会内「いわて教育旅行相談窓口」において教育旅行コンテンツや商品造成に必要な情報の提供や現地視察の旅費の補助などの旅行会社や学校に対する支援を行っている。

Ⅲ 国際観光の推進

1 外国人観光客の誘致に向けた宣伝

外国人観光客の誘致に向けて、関係機関と連携し台湾、タイでの旅行博等に参加し、観光地の紹介や情報の発信に取り組んでいる。

2 外国人観光客の受入

(1) 国際航空便歓迎行事等

県への外国人観光客の誘客拡大を図るため、「花巻空港国際航空便歓迎実行委員会」において、いわて花巻空港の国際航空便(台北)を利用して来県する外国人観光客に対して、横断幕やのぼり旗の掲出、観光パンフレットや記念品の配布などの歓迎対応を行っている。

また、韓国チャーター便運航時や上海線の期間限定運航再開時には、関係団体等と連携して歓迎対応を行っている。

(2) 外国人観光案内所運営支援(いわて・盛岡広域観光センター)

盛岡駅2階の観光案内所「いわて・盛岡広域観光センター」内に設置されている「V案内所⁸」の運営に対し経費の一部を負担している。

(3) 外国人観光客受入態勢整備事業

海外から来県した旅行会社等の歓迎行事や意見交換会等に参加し、情報交換を行っている。

3 北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営(県受託事業)

北東北三県及び北海道が共同で設置しているソウル事務所の管理運営を行っている。また、韓国旅行会社と観光事業者との観光オンライン商談会や、韓国旅行会社の招請ツアー及び意見交換会を実施し、旅行商品造成の支援を行っている。

Ⅳ 受入態勢の整備

1 来県する観光客への対応

(1) 「いわて観光おもてなしセンター」・「V案内所」管理運営

県の観光情報を総合的に提供するため、協会内に「いわて観光おもてなしセンター」を設置し、来訪、電話、手紙及びメール等での県観光に係る意見、要望、相談及び資料請求等に対応している。

また、外国人観光客に対して情報を提供する「V案内所」を協会内に設置し、相談等に応じたほか、国内外からの観光客に対し各種情報を提供している。

⁸ V案内所：日本政府観光局が認定した外国人観光客案内所(ビジットジャパン案内所)

(2) いわて・盛岡広域観光センター運営支援

県を訪れる観光客の利便性の向上を図るため、県の観光情報の提供や相談対応等を行う盛岡駅2階の観光案内所「いわて・盛岡広域観光センター」の運営経費の一部を負担している。

2 観光人材の育成

(1) 観光ガイド育成事業

県内各地で活動する観光ガイドのガイド技術の向上とガイド団体相互のネットワーク化を目的に設立した「岩手県観光ガイド連絡協議会」(令和6年7月21日「岩手県観光ボランティアガイド連絡協議会」から名称変更、事務局:(一社)花巻観光協会、加入団体33(ガイド団体21、支援団体12))の活動を支援している。

(2) 観光業務優良従事者表彰

観光業務に従事する職員の意欲の高揚と資質の向上を図るため、各団体から他の模範とするに足りると認められ、推薦された者を優良従事者として表彰している。

(3) 接遇及び観光課題研修事業

県の「おもてなし」の向上や観光課題把握のため、県内の観光事業者や団体職員を対象とした研修動画を作成し、賛助会員向けに公開している。昨年度作成した台湾編・中国編・初級編に加え、本年度はインバウンド英語編を作成・公開している。

また、効果的な動画作成を学ぶSNS活用研修会を実施している。

さらに、賛助会員が主催する県内各地域の接遇研修会に、台湾観光客向けのおもてなし等の講師を派遣する事業を行っている。

3 多様な顧客ニーズへの対応

(1) 「いわてバリアフリー観光⁹情報案内所」管理運営

協会内に「いわてバリアフリー観光情報案内所」を設置し、協会ホームページ「いわての旅」中の「いわてバリアフリー観光情報案内所」のページで、車いすの貸出や車いす対応の客室の有無など県内宿泊施設等の対応状況の情報を発信し、電話などの問合せに対応している。

また、心のバリアフリーに関する研修会を開催している。

(2) 「観光の日」事業

旧岩手県観光連盟が、西暦2000年(平成12年)に、県民一人ひとりが観光の持つ重要性を認識し、観光による地域づくりを考え、自ら取り組む契機となるよう5

⁹ バリアフリー観光：高齢者や障がい者、外国人観光客など多様性に考慮した旅行

月 16 日を「いわて観光の日¹⁰」と定めており、この日を記念して、講演会を開催している。

V 関係団体等への支援と連携

1 関係団体への支援

(1) いわて観光キャンペーン推進費

いわて観光キャンペーン推進協議会の活動を推進するため、同協議会に対し負担金を拠出している。

(2) いわてウインターリゾート協議会事業

いわてウインターリゾート協議会が行うスキー客等の冬季観光客の誘客活動を推進するため、同協議会に対し負担金を拠出している。

(3) 各種キャンペーン支援事業

ア 観光関係催事への参加

県や関係機関等が実施する観光イベント等に参加し、観光 PR を行っている。

イ 後援、共催

雫石町教育委員会が主催する「第 22 回南部よしゃれ全国大会」など、34 のイベント等に対して後援・共催を行っている。

2 関係団体等との連携

(1) 観光振興協会への拠出金

47 都道府県等で構成する観光振興協会のツーリズム EXPO ジャパンなどを行う全国広域観光振興事業に対し拠出金を拠出している。

(2) (一社) 東北観光推進機構事業

東北6県・新潟県・民間団体等で構成する(一社)東北観光推進機構のオール東北による海外プロモーションや教育旅行の誘致活動などを通じて県への観光客の誘客拡大を図るため、機構に対し負担金を拠出している。

(3) 北東北三県観光立県推進協議会事業

北東北三県観光立県推進協議会が行う香港旅行会社招請事業などを通じて県への観光客の誘客拡大を図るため、協議会に対し負担金を拠出している。

(4) 観光宣伝事業等負担

促進協議会等の観光関係団体等に対し負担金を拠出している。

¹⁰ いわて観光の日：松尾芭蕉が東北・北陸地方に旅立った日である 5 月 16 日を「いわて観光の日」として制定

3 魅力ある観光地づくり支援事業

(1) 教育旅行受入施設支援緊急対策支援金業務(県受託事業)

「教育旅行受入施設支援緊急対策支援金」に係る申請・実績報告書受付、審査及び支援金支出の業務を受託している。

VI 協会の機能強化

1 魅力ある観光地域づくりへの支援(県受託事業)

(1) データ分析・マーケティングの強化

地域資源を活かした特色ある優れた観光地域づくりを推進するため、県や専門人材と連携し、令和4年度から構築している「いわて観光データマネジメントプラットフォーム(いわて観光DMP)¹¹」を活用して、専門人材による県内4圏域ごとの観光分析レポートを作成している。

また、いわて観光DMPを利用したデータマーケティング実践の定着を目的として、県内の市町村、市町村観光協会、観光地域づくり法人(DMO)、観光事業者等を対象にデータマーケティング実践塾を開催している。

(2) 観光地域づくり実践地域の育成

地域間競争に対応できる観光地域づくりを目指し、専門人材を派遣して、観光地域づくりの取組に支援を行っている。市町村やDMOに対し、持続可能な観光地域づくりやDMO登録に向けた支援を行うとともに、国の補助金事業等の情報提供を行っている。また、県内DMO同士の意見交換を目的とした連絡調整会議の開催を行っている。さらに、市町村、観光協会、県内DMO等を対象に持続可能な観光セミナーを、宿泊事業者や商工会等を対象に宿泊事業者向け経営力強化セミナーを開催するとともに、市町村や宿泊事業者にヒアリングを行っている。

⑦北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営委託契約について

県観光協会は県と、北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営委託契約(以下「ソウル事務所委託契約」という。)を締結している。委託料は9,934,980円(税込み)、契約期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっている。

契約書に添付されている委託業務実施要領によると、ソウル事務所委託契約の内容は次のとおりである。

¹¹ いわて観光DMP：いわて観光データマネジメントプラットフォームの略。
科学的アプローチによる合理的な判断に基づき、着地整備の効果的な展開や戦略的なプロモーションを実施するため、令和4年度より岩手県が整備している各種観光データの収納・分析機能を備えたシステムのこと。

1. 目的

この要領は、岩手県(以下「甲」という。)と公益財団法人岩手県観光協会(以下「乙」という。)が締結する北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営委託契約に基づき実施する事業に関し必要な事項を定めるものである。

2. 事業内容

(1) 本契約にて実施する事業内容は、下記のとおりとする。

- ① 大韓民国に対する四道県の観光情報の発信等観光振興に関し必要と認められる事業
- ② 四道県と大韓民国との経済交流の推進に関し必要と認められる事業
- ③ ①及び②のほか、四道県と大韓民国との交流の推進に関し必要と認められる事業
- ④ その他岩手県と大韓民国との交流の推進に関し必要と認められる事業

(2) 観光協会は、上記(1)の業務を実施するにあたり、社団法人北海道貿易物産振興会、公益社団法人青森県観光国際交流機構及び社団法人秋田県観光連盟(以下「三受託法人」という。)と締結する「北東北三県・北海道ソウル事務所(以下「ソウル事務所」という。)に係る四道県法人基本協定書」に基づき、三受託法人と共同して次の事業を実施する。

① 観光 PR 事業

- ・ホームページ活用事業
- ・旅行商品造成支援事業
- ・イベント出展等 PR 事業
- ・観光パンフレット作成・活用事業

② 物産 PR 事業

- ・バイヤー招聘事業
- ・現地商談会等の開催
- ・ビジネス開拓支援事業

3. 経費内訳

経費区分	金額(円)
ソウル事務所管理費 (事務所運営国内経費 658,000 円を含む)	9,934,980 円
観光共同事業	
物産共同事業	

4. その他

- (1) 本委託事業の実施にあたり、必要な事項については、県と協議の上決定することとする。
- (2) 事業内容の詳細は、四道県で協議の上決定することとする。

(2) 監査の結果

【指摘 9】教育旅行受入施設支援緊急対策事業の会計処理について

県観光協会は、県から教育旅行受入施設支援緊急対策事業(以下、本項において「支援事業委託」という。)を受託している。支援事業委託の概要は次表のとおりである。

図表 57 支援事業委託の概要

項目	概要
目的	岩手県内の宿泊施設に対して、物価高騰による価格転嫁が困難な教育旅行の受け入れに伴う負担を軽減するため、支援金を支給する。
県が委託する業務の概要	教育旅行受入施設支援緊急対策事業の実施において、教育旅行受入施設支援緊急対策支援金(以下「支援金」という。)の支給に係る申請受付、審査及び支援金支出等の業務
委託料	85,189,050 円(税込み)
委託期間	契約締結の日(※1)から令和 7 年 11 月 28 日(金)まで

※1 令和 7 年 1 月 16 日

(出所:「教育旅行受入施設支援緊急対策事業業務委託契約書」より監査人作成)

支援事業委託における支援金の概要は次表のとおりである。

図表 58 支援金の概要

項目	概要
支給対象事業者	旅館業法に定める旅館営業、ホテル営業及び簡易宿所営業を行う施設
支給対象事業	次の各号のすべてに該当する事業 (1)文部科学省が定める学習指導要領に基づき、「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」として行われる活動に伴う宿泊 (2)令和 6 年 10 月 1 日(火)宿泊分から令和 7 年 9 月 29 日(月)宿泊分までを対象期間とする
支援金額	申請のあった支給対象事業の実施による宿泊人数に対して、1 人泊あたり 1 千円を乗じた額

(出所:「教育旅行受入施設支援緊急対策支援金 募集要項」より監査人作成)

支援事業は、県が宿泊施設に支給する支給金の事務を県観光協会に委託しているものである。

申請者である宿泊施設は、支援金の支給を希望する対象期間等を明記した申請書とその添付資料を県観光協会に提出する。県観光協会は、これらを審査して支給を決定して申請者に通知する。申請者は、支援金の対象期間終了後、実績報告書とその添付書類を県観光協会に提出する。県観光協会は県の確認を経て支給額を確定し、申請者に確定通知書を発送して支援金を振り込む。

県観光協会は、令和 7 年 2 月 4 日付で請求額 15,168 千円の委託料前金払請

求書を県に提出し、令和7年3月3日に同額が県より入金されている。県観光協会はこの15,168千円を入金時に前受金に計上し、令和7年3月31日に受託事業収入(教育旅行受入施設支援緊急対策)(以下、本項において「受託事業収入」という。)に振り替えている。

県観光協会が令和7年3月末までに申請を受けた件数は43件で、そのうち3月末までに実績報告書を受領しているのは28件で、そのうち26件について3月末までに支給金額の確定通知を申請者に発送している。

支援事業委託の会計処理の具体的な方法は定められていないが、支給金額が確定していない事案がある状況で、3月末に前受金全額を受託事業収入に振り替える会計処理は適切とはいえない。

3月末までに申請者に確定通知を発送した26件の支給総額は5,150千円である。たとえば、確定通知を発送した事案に対応して前受金を受託事業収入に振り替えるとした場合、15,168千円の前受金のうち3月末受託事業収入に振り替えられる金額は5,150千円となる。この方法を採用した場合、県観光協会の令和7年3月期の損益計算書に計上されている受託事業収入は、約10,000千円過大となっていることになる。

支援事業委託は、契約期間が令和7年1月16日から令和7年11月28日までで、県観光協会の決算期をまたいでいることが特徴の一つとなっているが、契約期間の途中で決算期が到来することを踏まえて会計処理を行う必要があった。

今後、同様の委託事業があった場合には、その会計処理に留意する必要がある。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 32】支援事業の利用実績に係る分析と活用について

支援事業は、予算額79,000千円に対して支給決定額は35,280千円で、利用率は44.7%に留まっている。

支援事業は、令和6年10月1日宿泊分から令和7年9月29日宿泊分までを対象期間として申請を受け付けている。令和6年10月1日宿泊分から令和7年2月28日宿泊分までは事後申請で、令和7年3月1日宿泊分からは事前申請となっている。

次表は、申請期間と申請件数を示したものである。

図表 59 支援事業の申請期間と申請件数

宿泊期間	申請受付期間・提出期限	申請件数 (件)	支給決定額 (千円)	摘要
R6/10/1～R7/1/31	R7/2/3～R7/2/28	25	7,033	事後申請
R7/2/1～R7/2/28	事業完了の日から 30 日後	3	426	事後申請
R7/3/1～R7/3/31	R7/2/3～R7/2/28	2	2,628	事前申請
R7/4/1～R7/4/30	R7/2/3～R7/3/31	7	9,940	事前申請
R7/5/1～R7/6/30	R7/2/3～R7/4/30	27	10,424	事前申請
R7/7/1～R7/9/29	R7/6/2～R7/6/30	20	4,829	事前申請
合計		84	35,280	

(出所:「教育旅行受入施設支援緊急対策事業業務委託契約書」より監査人作成)

県観光協会及び支援事業を発注した県においては、支援事業の利用実績を分析し、何故利用率が 44.7%に留まったのか、その理由を調査する必要があると考える。現状の支援事業が、需要に応えた制度になっているのか、あるいは利用するための手続に使い勝手が悪いと思われる点がないかなど、今後の利用率向上に資する分析及び調査が期待される。

【意見 33】公益目的事業の財源確保に資する収益事業等の実施について

県観光協会は収益事業等を行っており、直近 3 年間の実績は次のとおりである。

図表 60 直近 3 年間の収益事業に関する損益等の推移

(単位:千円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
経常収益計	19,756	16,033	21,558
経常費用計	20,894	16,864	23,747
当期経常増減額	△1,137	△831	△2,189

(出所:県提供データより監査人作成)

収益事業等は、魅力ある観光地域づくりへの支援のための県からの受託事業であり、事業費の約 9 割が委託費で構成される。その他の経費として、人件費や販売費を計上すると採算は合わず、結果的には直近 3 年間は赤字事業となっている。

公益法人が収益事業等を実施する大きなメリットの一つに、公益目的事業の財源確保が挙げられる。すなわち、公益目的事業では十分な収入を得ることが難しいことも多く、事業継続の観点から会費や寄附金、補助金等を受け取る、それでも十分でない場合には、収益事業等で利益を獲得し、その利益を公益目的事業に充て、安定した経営の維持を確保することとなる。

また、収益事業等から収入を得ることで、法人の独立性・自立性を確保することもメリットの1つに挙げられる。すなわち、補助金や寄附金に依存することが多い公益法人の場合には、その交付元の意思に法人経営が大きく影響を受けるが、収益事業等を行い自前の収入源を持つことにより、資金繰りや今後の事業展開において、法人の独立性・自立性を確保し、柔軟な法人経営が可能となる。

県観光協会においては、現在実施している収益事業等は赤字となっており、加えて当該事業は県からの受託事業であるため、安定した経営や自立した経営の確保といったメリットを享受できていないと考えられる。

県観光協会は県の外郭団体であるため、独自の収益事業等を展開することは難しいことも理解できるが、県及び県観光協会の双方にメリットがある、収益事業等の黒字化が期待される。

【意見 34】受取会費の配賦計算方法の見直しについて

県観光協会は、定款第 40 条で賛助会員について、「この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とすることができる。」と定めている。賛助会員についての必要な事項は、公益財団法人岩手県観光協会賛助会員規程(以下、本項において「規程」という。)等に定められており、会費については次のように規定されている。

公益財団法人岩手県観光協会賛助会員規程より抜粋

(会費)

第3条 会費の額、その徴収方法、その他必要な事項は、理事長が別に定めて理事会に報告するものとする。

(会費の使途)

第6条 第3条の会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

公益財団法人岩手県観光協会賛助会員賛助会費の賦課基準より抜粋

第1 公益財団法人岩手県観光協会賛助会員規程第3条の規定(その徴収方法、その他必要な事項は、理事長が別に定めて理事会に報告するものとする。)により賛助会員の会費の額を次により定める。

【賛助会員の種別】

第2 会費を定めるにあたり賛助会員を次のとおり分類する。

(1) 第一種賛助会員: 岩手県及び市町村

(2) 第二種賛助会員: 各市町村観光協会

(3) 第三種賛助会員

① 観光業界関係

- ・観光施設関係(一般見学施設、産業見学施設、各種体験施設等)
- ・物販販売関係(観光土産物販売店、飲食店等)

②宿泊関係
・宿泊業者(旅館、ホテル、民宿、ペンション等)
・共済組合・地区組合(公共の施設)
③観光関係団体(県旅館ホテル生活衛生同業組合、各温泉組合、公園協会等)
④運輸関係
・交通・運輸(鉄道、航空、バス、タクシー等)
・関係団体(バス協会、タクシー協会等)
⑤報道業界
・旅行業関係
・報道機関(テレビ、ラジオ、新聞)
・広告代理店
⑥金融関係
⑦各種団体(協同組合、連合会、業界の任意団体等)
⑧個人(岩手県観光協会の設立趣旨に同調する個人)

また、直近 3 年間における賛助会員種別の会費受取実績及び、公益目的事業への振替額等は次のとおりである。

図表 61 直近 3 年間における賛助会員種別の会費受取実績

(単位:千円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
岩手県	19,550	19,550	19,550
市町村	19,820	19,820	19,820
市町村観光協会	3,861	4,137	5,566
観光関連団体	5,863	8,828	11,641
計	49,094	52,335	56,577

(出所:県提供データより監査人作成)

図表 62 直近 3 年間における受取会費の配賦計算額

(単位:千円)

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
公益目的事業会計	34,966	38,562	29,320
法人会計	14,127	13,773	27,256
計	49,094	52,335	56,577

(出所:県提供データより監査人作成)

会費の使途については、上記のとおり、規程において、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用すると規定されているだけであり、具体的には県観光協会内では、次のとおりの計算過程を設定している。

賛助会員受取会費配賦額計算書より抜粋

【公益目的事業への振替額】

①会費配賦前 法人会計当期一般正味財産増減額

②会費配賦前 公益目的事業会計当期経常増減額

③会費配賦前 収益事業等会計当期一般正味財産増加額の50%(を超えない額)・・・他
会計振替額

①+②+③=負の値の場合・・・公益目的事業への振替額=①

①+②+③=正の値の場合・・・公益目的事業への振替額=②+③

この計算方法を採用したところ、令和6年度の配賦額計算結果は△29,320千円となるが、マイナスでの配賦は実務的にできないため、マイナスを取った数値29,320千円の配賦を行った。

29,320千円の配賦額は受取会費の51.8%であり、50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するとした規程には反していないが、配賦額計算がマイナスになることを考えると、計算方法に不備があるといえる。

配賦額計算の結果がマイナスになる場合の計算基準を新たに設け、配賦額計算の実効性が担保される仕組みの構築が必要と考えられる。

18. 公益財団法人盛岡観光コンベンション協会

(1) 法人の概要

① 設立目的

コンベンション協会は、盛岡市及び岩手県の有する文化的・社会的・経済的特性を活かし、国内外からのコンベンション及び観光客に対する誘致並びに支援、観光資源の開発宣伝、観光文化施設の整備及び管理を行うことにより、観光の振興及び交流人口の拡大を図り、もって地域の経済活性化及び文化の向上に寄与することを目的としている。

② 事業の概要

- ア 観光並びにコンベンションに関する企画、調査及び開発事業
- イ 観光並びにコンベンション関係機関との連携及び調整事業
- ウ 観光並びにコンベンションの受入体制の整備及び誘致活動の推進事業
- エ 観光並びにコンベンションに関する情報の収集及び出版物等による宣伝事業
- オ 観光並びにコンベンションに関する意識の向上及び関係者の人材育成事業
- カ 観光土産品の推奨、改善指導及び販路の拡張事業
- キ 観光施設等の受託管理及び付帯事業に関する運営事業
- ク まちなか観光の推進と市民ボランティアによるおもてなし観光案内事業
- ケ 第三種旅行業に関する事業
- コ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

③ 所在及び主な施設

ア 所在地

岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目 1-10 プラザおでって 4 階

イ 主な施設

- ・盛岡市観光文化交流センター(プラザおでって 2 階)
盛岡市観光文化交流センターは、街の賑わいの中心として、ゆとりや潤いなど豊かな市民生活の実現、市民・地域の交流とふれあいを促進する施設であり、ホール・ギャラリー・会議室・リハーサル室・広場の貸出施設を備えている。
- ・観光案内所(2 箇所)
 - いわて・盛岡広域観光センター(盛岡駅舎 2 階)
 - 観光文化情報プラザ(プラザおでって 2 階)

④ 収支の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
【収益】		
基本財産運用益	1,001	1,969
特定資産運用益	0	0
受取会費	14,266	13,846
事業収益	166,122	143,371
受取補助金等	48,800	50,795
受取負担金	18,566	16,458
受取寄附金	-	-
雑収益	194	205
経常外収益	-	-
【費用】		
事業費	232,686	222,209
管理費	12,405	12,416
経常外費用	75	0
法人税、住民税及び事業税	703	861
【当期一般正味財産増減額】	3,081	△8,842
【当期指定正味財産増減額】	-	-
【正味財産期末残高】	340,199	331,357

事業収益が対前年で23百万円減少しているが、これは指定管理事業収益が26百万円減少したことが主な要因である。具体的には、令和5年度まで指定管理者であったもりおか啄木・賢治青春館について、令和6年度は指定されなかったことによる指定管理事業収益の減少である。

一方、当該指定管理に係る人件費等は、他の事業の人件費として計上されているため、事業費全体としての大きな減少は生じていない。

⑤ 財産の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
【資産】	360,575	346,933
流動資産	44,572	32,120
固定資産	316,003	314,813
(1) 基本財産	304,900	304,900
(2) 特定資産	5,326	4,856

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
(3)その他固定資産	5,777	5,057
【負債】	20,376	15,576
流動負債	20,376	15,576
固定負債	-	-
【正味財産】	340,199	331,357
指定正味財産	295,800	295,800
一般正味財産	44,399	35,557

流動資産が対前年 12 百万円減少しているが、これは普通預金が 13 百万円減少したことが主な要因である。具体的には、令和 5 年度まで指定管理者であった青春館について、令和 6 年度は指定されなかったため、年度末の指定管理料の入金がなく普通預金が減少しているものである。

⑥ 令和 6 年度に実施した事業の内容

コンベンション協会の事業は、大きく公益目的事業と収益事業とに区分されている。公益目的事業は、公 1【観光情報の発信及び国内外観光客の誘致促進並びに受入体制の整備など観光振興に関する事業】、公 2【国内外からのコンベンションの誘致・支援及び情報収集等コンベンション振興に関する事業】及び公 3【自主企画事業の展開などによる観光・文化の振興事業】に、収益事業は、収 1【施設の管理運営事業】及び収 2【収益に関する事業】で構成されている。

令和 6 年度に実施した各事業の主な内容は、下記のとおりである。

図表 63 令和 6 年度に実施した事業の主な内容

公 1【観光情報の発信及び国内外観光客の誘致促進並びに受入体制の整備など観光振興に関する事業】
1 広告宣伝事業 行事に関する広告掲載やインターネットを活用した観光文化イベント情報を発信した。コンベンション協会公式ウェブサイトのアクセス数は 156,714 件であった。
2 観光案内事業 盛岡ふるさとガイド(観光ボランティアガイド)を活用し、観光客等に盛岡の街の魅力の紹介や観光案内を実施した。ガイド登録者数は 27 名、ガイド案内件数は 143 件、案内者数は 1,300 名であった。
3 観光客誘致促進事業 9 月に開催された「ツーリズム EXPO ジャパン 2024(東京ビッグサイト)」における盛岡市ブース出展に参加し、盛岡ふるさとガイドを活用したまち歩き観光等の PR を行うなどの観光客誘致キャンペーン事業や、修学旅行先として盛岡を検討している学校教諭等の下見来盛対応などを行うなどの教育旅行誘致事業を行った。

<p>また、英語・中国語による観光情報の提供や12月に台湾台北市において開催された「日本東北遊楽日2024」に参加し、盛岡来訪PRを行うなど外国人観光客誘致受入事業のほか、冬のイベント振興事業、スキー客の誘客事業、その他観光振興事業を行った。</p>
<p>4 祭り行事振興事業 チャグチャグ馬コ(6月8日)、第47回盛岡さんさ踊り(8月1日～4日)、盛岡秋まつり(9月14日～16日)など、各種まつり、イベントへの支援助成を行うとともに行事の宣伝普及を行った。盛岡秋まつり(盛岡八幡宮例大祭における山車行事)においては、山車運行参加者285名、おもてなし山車ふれあいショー観覧・参加者570名であった。</p>
<p>5 ブランド振興事業 盛岡広域フィルムコミッションの事務局としてロケ誘致及びロケ支援活動を行うなど文化イベント振興事業を行った。ロケ支援件数は39件であった。</p>
<p>6 観光資源活用事業 盛岡市東京事務所等と連携し、首都圏での盛岡広域の観光情報及び物産をPRし観光・コンベンションの振興を図った。</p>
<p>7 玉山地域観光振興事業 啄木学級文の京講座(7月5日、参加者213人)を開催するなどし、盛岡広域の住民に対し、玉山地域の観光資源の宣伝を行った。</p>
<p>8 観光客受入態勢整備事業 日本政府観光局(JNTO)の認定を受けたビジット・ジャパン案内所「いわて・盛岡広域観光センター」を運営した。案内所来訪者数71,100人(うち外国人観光客6,850人)、問い合わせ件数51,891件、宿泊送客数3,862件であった。</p>
<p>9 おもてなし観光推進事業 沿岸地域の観光情報の提供や岩手復興ポスターの展示など、被災地復興支援誘客事業を行った。</p>
<p>公2【国内外からのコンベンションの誘致・支援及び情報収集等コンベンション振興に関する事業】</p>
<p>1 コンベンション誘致支援事業 「第34回国際MICEエキスポ(IME2025)」(2月)へセラーとして出展し、コンベンション開催主催者17団体(438名)へPR及び商談を行うIME展事業、「岩手・もりおかコンベンションフェア」(1月)を開催(出展者23社、来場者32団体65人)するなどして大会・学会等開催に必要な情報提供を行うコンベンション誘致対策事業を行った。 また、コンベンションバックの提供等を行うコンベンション支援事業(支援件数79件、コンベンションバック提供6,300袋)、大会運営をサポートするサポーターの派遣や育成を行うサポーター派遣育成事業(サポーター登録者数38人、派遣延べ人数80名)を行った。</p>
<p>2 企画開発情報収集事業 アンケート調査(対象700件)の実施やコンベンション推進団体による情報交換会(5都市会議)(2月)により、誘致・支援に関する情報収集を行った。</p>
<p>3 盛岡MICE助成金交付事業 MICE主催者へ「盛岡MICE助成金」を交付した。交付団体21団体、交付金額1,380万円、実参加者数13,684人であった。</p>
<p>公3【自主企画事業の展開などによる観光・文化の振興事業】</p>
<p>1 盛岡市観光文化交流センター(プラザおでっ)運営事業 盛岡市観光文化交流センターにおいて、10月から1月にかけて自主企画事業として、おでっ芸能館などの催事を実施した。入場者数は合計476人であった。</p>

<p>2 もりおか歴史文化館運営事業 もりおか歴史文化館に観光アテンダントを派遣し「まちなか情報センター」及び「ミュージアムショップ」の案内機能を観光案内分野に活用した。入館者数は 249,188 人であった。</p>
<p>収 1【施設の管理運営事業】</p>
<p>1 盛岡市観光文化交流センター(プラザおでって)管理運営事業 盛岡市観光文化交流センター及びおでって共用施設部分について、指定管理者として管理運営を行った。観光文化情報プラザの来訪者数は 34,146 人、問合せ件数 10,763 件であった。</p>
<p>収 2【収益に関する事業】</p>
<p>1 観光グッズ販売事業 観光文化情報プラザ等において、絵葉書セット等を販売した。</p>
<p>2 ホテル旅館宿泊斡旋事業 観光文化情報プラザ等において、旅館等宿泊施設の紹介を行った。</p>
<p>3 プレイガイド事業 コンサート、観劇チケットの販売を行った。委託チケット販売件数 80 件、751 枚であった。</p>
<p>4 接遇研修事業 賛助会員等を対象に、地域における観光振興及びおもてなしマナーの向上を図ることを目的として、2 月にインバウンドセミナー、マナーセミナーを開催した。延べ参加者数は 119 人であった。</p>
<p>5 観光カレンダー作成・配付事業 観光カレンダーを 1,400 部作成し、賛助会員等に配付したほか、市内 8 か所に委託販売を依頼した。販売部数は 277 部であった。</p>
<p>6 推せんの店標識貸与事業 賛助会員を募るとともに、賛助会員の店舗の中から「推せんの店」を認定した、賛助会員数 288 件、賛助会費総額 13,846 千円、推せんの店 84 店であった。</p>
<p>7 その他(レンタサイクル)事業 観光客や修学旅行生向けにレンタサイクル事業を展開した。利用件数 204 件、利用台数 322 台であった。</p>

(出所:令和 6 年度事業報告書より監査人作成)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 35】コンベンション誘致委員会への県の参画について

コンベンション協会は、コンベンション誘致及びコンベンション支援に関して協議し、推進することを目的として、平成 25 年度よりコンベンション誘致委員会を設置している。

コンベンション誘致委員会の委員の任期は 2 年であり、年に 1 度会議を行っている。

公益財団法人盛岡観光コンベンション協会コンベンション誘致委員会規約より抜粋

(目的) 第 1 条 本委員会は、コンベンション誘致及びコンベンション支援に関して協議し、推進することを目的とする。
(事務局) 第 3 条 本委員会の事務局は、盛岡観光コンベンション協会に置く。
(委員長及び委員) 第 5 条 本委員会は、委員長 1 名、副委員長 2 名及び委員若干名をもって構成する。
(会議) 第 7 条 会議は、必要により委員長が招集して、その議長となる。 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

令和 6 年度の会議は 8 月に開催され、委員 11 名、事務局 4 名、オブザーバー 2 名の計 17 名が出席した。議題は、①令和 5 年度コンベンション誘致活動について、②令和 6 年度コンベンション誘致活動経過について、③その他となっている。

会議では、大会規模別実績一覧表、支援内容別支援実績一覧表、盛岡 MICE 助成金実績一覧表などの資料に基づき、誘致活動の報告がなされている。資料では、コンベンション関係団体・地元大学等訪問活動などの誘致活動、岩手・もりおかコンベンションフェアなどの誘致促進事業、IME 展事業についての報告もなされ、これらの事業は県のみちのくコンベンション等誘致促進事業補助金を活用して実施している旨も明示されている。

しかし、委員 11 名の構成をみると、下記のとおり県の関係者は委員に就任していない。また、オブザーバーとして盛岡市観光課職員が参加しているが、県からの参加者はいない。

図表 64 コンベンション誘致委員会委員の構成

No.	所属	役職
1	盛岡ホテル協議会	会長
2	もりおか MICE 誘致推進機構	会長
3	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合	盛岡支部長
4	東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	地域創造部長
5	(一社)盛岡地区タクシー協会	理事長
6	みちのくコカ・コーラボトリング(株)	盛岡支店長
7	盛岡市商店街連合会	総務企画委員長
8	(公社)岩手県バス協会	専務理事
9	(株)JTB	盛岡支店長
10	盛岡市交流推進部観光課	課長
11	盛岡商工会議所	理事・事務局長

(出所:コンベンション協会提供資料より監査人作成)

コンベンション協会としては、みちのくコンベンション等誘致促進事業補助金の活用を通じて、事業計画書、遂行状況報告書、事業報告書の提出により、県との情報共有を行っているとの認識であるが、コンベンション誘致に関わる事業者等も巻き込んだ情報共有や意見交換を行うことで、より有効に補助金の活用を図る余地はあると考える。

県においても、当該補助金の今後の方向性として、「コンベンション等の開催件数増加に向け、(公財)盛岡観光コンベンション協会と情報共有等連携を図りながら、誘致活動に取り組みます。」と明記している(R6【政策VI】政策推進プラン構成事業一覧表より)。

この点、コンベンション誘致委員会は、盛岡市のほか各関連事業者が一堂に会する貴重な機会でもあり、年度途中経過を踏まえた軌道修正や翌年度の対策などを検討するのに適したタイミング(例年8月ごろ)で開催される有意義な会議であると考えられる。

したがって、コンベンション協会はコンベンションの誘致活動を効果的に行うため、コンベンション誘致委員会の委員またはオブザーバーとして県に参加を促し、情報共有を適時に図るとともに、必要に応じて県への協力依頼や、提案を行う必要があると考える。

【意見 36】経営改善状況のモニタリングについて

岩手県においては、コンベンション協会は盛岡市がその施策推進のために法人運営に主導的立場を有していると認められる法人であることから、地元自治体による主導的な関与を基本とし、毎年度経営状況の把握のみを行うこととしている。

前述のとおり、県のコンベンション協会への出資割合は 24.6%であり、25%を下回っていることから、本意見については県がコンベンション協会に対し行っている上記経営状況の評価という視点から監査を行い、記載するものである。

令和 7 年度岩手県出資等法人運営評価レポートより抜粋

【経営状況等について】

当法人は、盛岡市がその施策推進のために法人運営に主導的立場を有していると認められる法人であることから、地元自治体による主導的な関与を基本とし、毎年度経営状況の把握のみを行うことにしています。なお、法人は盛岡市観光文化交流センターの指定管理者です。

財務の状況は、当期経常増減額が赤字となったものの自己資本比率及び流動比率とも高い状態にあり、財務基盤の安全性と短期的な支払能力は確保されています。

一方、令和 6 年度決算においては、盛岡市のもりおか啄木・賢治青春館に係る指定管理業務の終了等から経常収益が 22,306 千円減少した一方で、人件費を中心とした事業費縮減は進まず、当期一般正味財産増減額は 8,842 千円の赤字を計上している。経常収益に対する比率は△3.9%程度であるものの、当該赤字額は、令和 5 年度末における現金及び預金の合計額 36,661 千円の四分の一程度に相当し、結果的に、令和 6 年度末における現金及び預金の合計額は 13,302 千円減少している。

現状、短期的な資金繰りに支障が生じる状態ではないものの、令和 7 年度以降においても、この規模の赤字が継続して発生した場合には、法人の安定的な運営に支障を来すおそれもある。

図表 65 当期一般正味財産増減額等の状況

(単位：千円)

勘定科目	令和 5 年度	令和 6 年度	増減
①現金及び普通預金合計額	36,661	23,359	△13,302
②経常収益	248,951	226,645	△22,306
③当期一般正味財産増減額	3,081	△8,842	△11,923
当期一般正味財産増減額対 経常収益比率：③÷②	1.2%	△3.9%	—
前年度末現金及び預金の額 に占める損益の割合：③÷①	—	△24.1%	—

(出所：令和 5 年度及び令和 6 年度財務諸表より監査人作成)

令和7年度収支予算書においては、支払助成金(MICE助成金)をはじめとする事業費の増額を見込む一方、収益面では指定管理事業収益及び事業補助金の増額を見込み、当期経常増減額において102千円の黒字、当期一般正味財産増減額において170千円の赤字にとどめる予算を組んでいる。団体によれば、指定管理事業収益の増額は、盛岡市からのもりおか歴史文化館の指定管理業務において職員1名を増員したことによる共同事業体内部での指定管理料分配額の増加等によるものとのことである。また、MICE助成金は前年度のうちに主催者等からの申請を受付済であるが、盛岡市から支払助成金と同額の補助金が交付されることから、支払助成金の増加に応じて事業補助金の収入額も増加させたものとのことである。

令和7年度収支予算は赤字幅の縮減を目指し、一定の根拠に基づき編成されているが、盛岡市からの指定管理施設である盛岡市観光文化交流センター(プラザおでっ)における大規模改修工事(予定期間:令和7年10月~12月)による大会議室及びおでっホールの貸出制限等のように当初予算に反映していない減収要素も存在する。

地元自治体の主導的関与に委ねる法人として位置付けられているものの、適切な経営状況の改善がなされなければ、「観光の振興及び交流人口の拡大を図り、もって地域の経済活性化及び文化の向上に寄与する」ために県が出捐した意義が損なわれるおそれもある。令和7年度決算においてもなお損益状況に改善が見られない場合には、所管部署は団体から経営改善策等の検討及び進捗の状況等を適宜聴取する等、安定的な団体運営に向けての改善が図られているかモニタリングに努められたい。

図表 66 令和6年度決算及び令和7年度収支予算の対比 (単位:千円)

勘定科目	令和6年度 決算①	令和7年度 当初予算②	増減 (②-①)
経常収益	226,645	242,828	16,182
経常費用	234,626	242,726	8,099
当期経常増減額	△7,980	102	8,082
当期一般正味財産増減額	△8,842	△170	8,672

(出所:法人収支予算書より監査人作成)

19. 三陸鉄道株式会社

(1) 法人の概要

① 設立目的

三陸鉄道は、岩手県の三陸海岸を縦貫する鉄道路線(リアス線)を運営する、第三セクター方式の鉄道会社である。会社設立の目的は、三陸沿岸地域における住民の生活路線の確保を図り、地域住民の生活の向上及び福祉の増進を図ることである。

② 事業の概要

- (1) 鉄道事業
- (2) 旅行業
- (3) 土産品・酒類・たばこ・郵便切手・収入印紙・清涼飲料・食料品及び日用雑貨等の販売業
- (4) 損害保険代理業
- (5) 生命保険の募集に関する業務
- (6) 広告業
- (7) 洗車事業
- (8) 駐車場業
- (9) 自動車賃貸業
- (10) 自動車整備業
- (11) 食堂及び喫茶店等の経営
- (12) 前各号に付帯関連する一切の業務

③ 所在及び主な施設

岩手県宮古市栄町4番地

④ 収支の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
営業収益		
鉄道事業	386,524	404,231
関連事業	43,716	47,316
営業費用		
鉄道事業	1,037,987	1,072,947

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
関連事業	37,503	42,447
固定資産税	49,392	46,936
営業利益	△694,642	△710,783
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	33
その他の収益	7,153	7,786
雑収入	20,280	23,512
営業外費用		
雑損失	3	4
経常利益	△667,211	△679,455
特別利益		
受取補助金	1,554,488	1,206,533
受取保険金	—	79,419
特別損失		
固定資産圧縮損	849,302	521,412
災害復旧費	—	111,065
税引前当期純利益	37,975	△25,970
法人税・住民税及び事業税	11,197	6,180
当期純利益	26,778	△32,151

⑤ 財産の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
I 資産の部		
1. 流動資産	1,447,072	1,221,607
現金・預金	181,899	203,043
未収運賃	26,870	24,539
未収金	1,109,866	848,289
商品及び貯蔵品	38,272	40,022
仮払金	89,898	104,540
その他の流動資産	263	1,171
2. 固定資産	35,766	39,446
鉄道事業固定資産	29,551	34,275
(有形固定資産)	29,551	34,275
土地	0	0
建物・建物付属設備	9,162	8,043

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
構築物	2,321	1,828
車両	5,842	10,504
機械装置	4,087	3,407
工具・器具・備品	6,721	6,834
運搬具	0	2,805
一括償却資産	1,416	851
(無形固定資産)	2,347	1,103
(投資等)	3,868	4,068
投資その他の資産	3,868	4,068
3. 繰延資産	10,026	8,675
資産合計	1,492,865	1,269,729
II 負債の部		
1. 流動負債	1,078,743	918,275
買掛金	3,797	4,276
未払金	1,059,814	868,413
未払法人税等	7,456	2,570
預り連絡運賃	296	169
預り金	1,675	1,969
前受運賃	5,503	5,928
仮受金	—	34,749
その他の流動資産	200	200
2. 固定負債	123,680	93,164
退職給付引当金	123,680	93,164
負債合計	1,202,424	1,011,440
III 純資産の部		
資本金	306,000	306,000
繰越利益剰余金	△15,558	△47,710
純資産合計	290,441	258,289
負債・純資産合計	1,492,865	1,269,729

⑥ 令和6年度の営業の概要及びその成果

(1) 鉄道事業営業概況

① 輸送事業

令和6年度の乗車人員については、地元利用や観光利用が持ち直し、定期外が前年度比 101.1%の 273,562 人となったものの、定期が沿線の少子化等に伴い同 94.8%の 330,168 人となり、全体では同 97.5%の 603,730 人となった。

運輸収入については、観光利用や団体利用が持ち直し、観光個札が前年度比 130.5%、一般団体が同 102.6%、観光団体が同 118.6%となったことなどにより、全体では同 100.8%の 338,325 千円となった。

② 運転事業

令和6年度の定期列車については、1日当たり、盛～釜石間で 22 本、釜石～宮古間を同じく 22 本、岩手船越～宮古間で1本、宮古～久慈間で 24 本を運転した。

図表 67 定期列車の運転状況

駅間	盛～釜石	釜石～宮古	岩手船越～宮古	宮古～久慈
列車本数	22 本	22 本	1 本	24 本

③ 観光列車及びイベント列車等

通常運転の列車に加え、観光列車及び地元団体や企業との共催によりイベント列車を随時運転した。

なお、令和6年度は、「洋風こたつ列車」「こたつ列車」や「かいけつゾロリ列車」「ウニ列車」「あわび列車・まつたけ列車」などを運転した。

また、ヘッドマーク掲出やラッピングの実施等、他社と連携した企画も実施した。

【主な観光列車】

- ・洋風こたつ列車 宮古～釜石駅間（12月7日～2月24日の土休日）
- ・こたつ列車 宮古～久慈駅間（12月14日～3月24日の土休日）

【主なイベント列車】

- ・さくら浪漫号夜桜列車（4月12日 1回）
- ・かいけつゾロリ列車
宮古～陸中山田駅間（7月13日～8月31日 10回）
宮古～久慈駅間（台風5号により中止）
- ・ウニ列車 久慈～宮古駅間（5月18日～6月16日の土休日 10回）

・あわび列車・まつたけ列車

盛～釜石駅間(10月6日～11月10日の土休日 8回)

・海街ワイン列車(6月8日 1回)

・初日の出号(1月1日 1回)

・女子が楽しむ日本酒列車(2月23日 1回)

・個人参加型震災学習列車(2月28日・3月7日 2回)

【他鉄道会社との共同企画列車】

東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社

・観光列車「ひなび」(9月28日) リアス線宮古～釜石駅間へ初乗入

【その他】

・宮古市中学生フリー定期券交付実証事業(7月～9月)

・セブン-イレブン店舗内マルチコピー機でフリー乗車券の販売(令和5年12月15日～)

・岩手ビッグブルズ応援特別乗車券(2月25日～3月18日)

・小中学生用特別回数券を発売(令和3年12月1日～)

・山田町中学生地域限定回数券を発売(令和2年10月1日～)

・デジタルスタンプアプリ「エキタグ」設置(令和6年1月1日～)

④ 鉄印帳の発売(令和2年度から継続)

・第三セクター鉄道等協議会加盟40社共同企画として鉄印帳を発売
40周年記念鉄印の発売(4月1日～)

⑤ インバウンド対応

・大型客船入港に合わせた対応

個人観光客用のバウチャー券発売

旅行会社主催のオプションツアーに合わせた貸切列車の運行

・外国人団体利用 121件 3,171名(台湾120件 3,149名、韓国1件 22名)

⑥ 代行輸送対応

・令和6年台風5号(8月13日～11月13日)

宮古～新田老駅間代行バス輸送18本(9往復)、新田老～久慈駅間18本(9往復)減便運行

11月14日平常運行開始

・令和7年大船渡市大規模林野火災(2月26日～3月10日)

盛～三陸駅間代行バス輸送、三陸～釜石駅間12本(6往復)減便運行※2月26日～3月1日

盛～釜石駅間代行バス輸送、三陸～釜石駅間 10 本(5 往復)減便運行※3 月 2 日～8 日

盛～三陸駅間代行バス輸送、三陸～釜石駅間 12 本(6 往復)減便運行※3 月 9 日～10 日

3 月 11 日平常運行開始

⑦ 企業等との連携

・企業ヘッドマーク及び車両ラッピングの実施

ヘッドマーク ブラザー工業(株)、岩手日報広告社、KDDI(株)、(株)阪急交通社等

車両ラッピング イオン東北(株)、(株)東北銀行、(一社)ブルーオーシャン岩手等

(2) 関連事業営業状況

① 旅行業

令和 6 年度は、前年度に引き続き三陸ジオパーク推進協議会、三陸 DMO センターや(一社)浄土日和と連携した「トレイン&トレイル」企画、秋・冬にはいわて観光キャンペーン推進協議会の旅行商品造成支援事業を活用した沿線へのツアー企画を実施した。

また、募集型企画の「かいけつゾロリ」企画は好調を維持しているほか、震災学習列車も県内外の学生を中心に利用者数が 7,000 人を超える利用となった。

【主な旅行業の実績】

- ・着地団体:オリジナル震災復興研修 4 件 73 名参加(前年度 4 件 75 名)
- ・一般団体:大型客船寄港オプションルツアー 3 件 242 名参加(前年度 3 件 126 名)
- ・募集团体:かいけつゾロリ列車企画 10 回 158 名参加(前年度 17 回 514 名)
- ・震災学習列車:174 件 7,038 名参加(前年度 213 件 10,116 名参加)
- ・トレイン&トレイル:5 件 78 人
- ・三鉄沿線の旅:63 件 125 人

② 物産事業

ア 直営店「さんてつや」の営業

沿線市町村を中心とした特産品や当社オリジナルグッズを販売(店舗売上: 39,519 千円)

イ オンラインショップの運営

当社オリジナルグッズを中心に販売を強化したほか、定期的にセールを実施し、売上を強化した(売上:21,169 千円)

読売新聞コラボ 40 周年感謝ギフト(売上 826 千円)

ウ オリジナル商品の開発・販売

・「三鉄プレミアムラガー」「鷗の玉子三鉄パッケージ」「三陸鉄道 36 形 N ゲージ」「さんてつかレンダー2025」「天然真鯛の贅沢茶漬」等、計 8 品

・三鉄ギフト(夏・冬)の販売

夏(6 月～8 月)【7,759 千円】・冬(11 月～1 月)【8,462 千円】

・地元洋菓子店「DOUNEL」とのコラボレーションによるバレンタイン企画を実施

「久慈ありすバレンタインケーキ 2025」「釜石まなバレンタインケーキ 2025」

エ イベント外販

沿線市町村・関係団体等との連携によるイベントへの出店(52 回)

オ ふるさと納税返礼品対応

件数:69 件 取扱額 676 千円

(3) 安全安定輸送への取組

三陸鉄道は、安全、安心でかつ安定的な運転の確保に努めるとしており、令和 6 年度も老朽化が進んだ施設・設備の更新、改修・維持補修を順次実施している。また、保安設備についても新たに設置が必要な箇所への設置、規制区間等の見直しを行うとともに、社員を外部訓練会に参加させる等の教育訓練を行っている。

さらに、社内においては定期的に安全管理委員会を開催するとともに、安全総点検、社内監査などを実施している。

① 安全対策事業

・鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

リアス線・長根トンネル外 4 トンネル改修工事

リアス線・盛～綾里駅間・宮古～一の渡駅間マクラギ PC 化工事

リアス線・陸中野田駅・久慈駅継電連動更新工事

リアス線・宮古～久慈駅間列車無線設備更新工事

② 保安対策事業

・外部訓練会・講習会への参加

・安全管理委員会の定例開催及び安全総点検、社内監査の実施

・異常時対応の実車訓練を実施(津波想定)

(4) 支援の状況

三陸鉄道は、国、県、市町村等から必要な支援を受けており、令和6年度においては、次の支援を受けている。

・運営費補助(設備維持補助)	294,258 千円
・鉄道安全輸送設備等整備事業補助	476,885 千円
・三陸鉄道経営移管交付金	178,770 千円
・三陸鉄道経営安定化対策交付金	200,000 千円
・宮古市中学生フリー定期券交付実証事業費補助金	1,092 千円
・鉄道施設災害復旧事業費補助金	55,527 千円

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 37】事業者選定方法の明確化について

三陸鉄道の主な事業である物産事業の中心は直営店「さんてつや」の営業であり、沿線市町村を中心とした特産品やオリジナルグッズを販売している。また、オンラインショップの運営も行っており、直営店同様にオリジナルグッズの販売や、定期的なギフト販売も実施している。令和6年度以前の直近3年間の売上高は次のとおりである。

図表 68 直近3年間の物販業収益等の推移

(単位:千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
売上高	74,865(100%)	76,226(100%)	79,502(100%)
売上原価	49,522(66%)	52,875(69%)	54,836(69%)
物販業収益	25,343(34%)	23,351(31%)	24,666(31%)

(出所:県提供データより監査人作成)

売上高の推移を見ると、直近3年間は順調に増加し、過去最高を記録しているが、粗利となる物販業収益の金額は令和4年度と比べると、令和5年度及び令和6年度は減少し、原価率は増加している。

この点について、三陸鉄道内でも検討が行われ、経営改善目標として、直営店「さんてつや」での魅力的な品揃えの推進や、夏・冬ギフトをはじめとするオンライン

ショップの品揃えを充実し売上増加を図るほか、各種イベント出店による販売機会の拡大、収益率の高い新商品の開発等に取り組んでいくことを課題としている。

商品種別の利益率や商品の選定方法、取引業者の選定方法について確認したところ、販売商品については、POSシステムにより管理しており、日別売上や商品別売上等の実績データを基に分析し、仕入数量や店舗内の展示方法に活用しているとのことであった。また、取引業者については、地域的な特徴から取引業者の数には限界があるものの、可能な限り地元事業者を中心に選定しているとのことであった。

しかし、これら商品や取引業者を選定した過程を明確にする議事録等の記録は残されてないため、事後的な検証等を行うためには十分とは言えない側面もある。例えば、選定理由や評価基準を明確にすることで、社内外からの説明責任を果たすことも可能になり、また、仮に問題が発生した場合にも原因分析等も容易になる。さらには、過去の記録を活用することにより、次回以降の選定プロセスを迅速化でき、定型的な取引の標準化による業務効率化も可能となる。

特に、県及び沿線市町村等の出資を受ける三陸鉄道は、取引等の透明性の確保が強く求められるため、可能な限り取扱商品や取引業者の選定理由を明確化し、説明できる状態にしておくことが望まれる。

【意見 38】企画列車の利用者数及び収支について

三陸鉄道は、令和 6 年度において、さくら浪漫号夜桜列車(4 月)、ウニ列車(5 月)、海街ワイン列車(6 月)、かいけつゾロリ列車(7~8 月)、あわび列車・まつたけ列車(10~11 月)、こたつ列車・洋風こたつ列車(12~3 月)等の 13 の企画列車を 164 本運行している。

例えば、ウニ列車は、令和 6 年 5 月 18 日から 6 月 16 日までの土休日に、久慈駅から宮古駅の間を片道運行、全席指定で 10 本運行されている。久慈駅から宮古駅まで乗車した場合、乗車運賃 1,890 円に指定席料金が 300 円加算される。車内では生うに丼、うに丼、ほたて弁当の販売が行われ、アテンダントによる車内ガイドも実施されている。

次表は、三陸鉄道が作成している企画列車ごとの収支である。

図表 69 企画列車の収支

企画列車	本数 (本)	参加 人数 (人)	一列車当 たり参加人 数(人/本)	収入 (円)	支出 (円)	収支 (円)	収支率
夜桜列車	1	25	25	171,200	178,305	△ 7,105	-4.2%
ユニ列車	10	328	33	1,496,190	955,690	540,500	36.1%
ワイン列車	1	37	37	215,000	201,000	14,000	6.5%
サントリー	1	40	40	143,080	63,080	80,000	55.9%
サントリー	1	38	38	141,080	63,080	78,000	55.3%
ゾロリ	10	158	16	2,223,450	2,433,241	△ 209,791	-9.4%
あわび・ まつたけ	8	205	26	717,400	620,210	97,190	13.5%
クリスマス	2	87	44	308,339	308,339	0	0.0%
初日の出	1	33	33	219,540	205,604	13,936	6.3%
日本酒	1	15	15	105,000	93,077	11,923	11.4%
個人参加型 震災学習	2	32	16	148,800	105,600	43,200	29.0%
洋風こたつ	54	894	17	2,906,275	1,723,261	1,183,014	40.7%
こたつ	72	2,009	28	6,205,140	3,111,083	3,094,057	49.9%
計	164	3,901	24	15,000,494	10,061,570	4,938,924	32.9%

企画列車全体では、15,000 千円の収入を上げ、収支は 4,938 千円の黒字、収支率は 32.9%である。洋風こたつ列車やこたつ列車、ユニ列車など比較的多額の収支差額を計上し、収支率も高い企画列車が見受けられる一方、収支率が低い企画列車も散見される。

県が公表している「令和7年度 岩手県出資等法人運営評価レポート個別法人編」では、三陸鉄道の事業目標の一つに「魅力的な企画列車等の運行」が挙げられており、企画列車等の利用者数の目標値が 1.9 万人とされている。令和 6 年度の実績は、上表の企画列車の利用者数 3,901 人に震災学習列車の利用者数 7,038 人を加算した 10,939 人で、目標値を下回っている。

三陸鉄道においては、企画列車の利用者数の更なる増加に努めていく必要があり、利用者数の低調だった企画列車の改善を図り、収支差額、収支率についても、企画列車ごとに開きが生じないように、対応を図る必要がある。

20. IGRいわて銀河鉄道株式会社

(1) 法人の概要

① 設立目的

IGRは、平成14年12月の東北新幹線の盛岡から八戸への延伸に伴い、住民生活路線の確保と地域住民の利便性向上及び福祉の増進を図ることを目的に、旧東北本線のうち盛岡駅から目時駅間の経営を引き継ぎ、第三セクター鉄道として発足した。

② 事業の概要

IGRの主要事業は鉄道事業であり、盛岡駅から青森県三戸郡三戸町の目時駅までの全長82kmの区間を結ぶ「いわて銀河鉄道線(以下「銀河鉄道線」とする。)」を運営している。通勤通学や通院を中心とした沿線住民の日常生活における交通手段として重要な役割を果たしており、令和6年度は一日平均12,412人、年間約453万人に利用された。

鉄道事業以外の実施事業としては、不動産事業を行うほか、「銀河鉄道観光」として観光事業を実施している。観光事業の内容としては、沿線の歴史・文化・自然等の北いわての魅力を発信する鉄道ツアーの企画及び実施、臨時イベント列車の運行、企画切符の販売等がある。観光事業の概要は下図のとおりである。

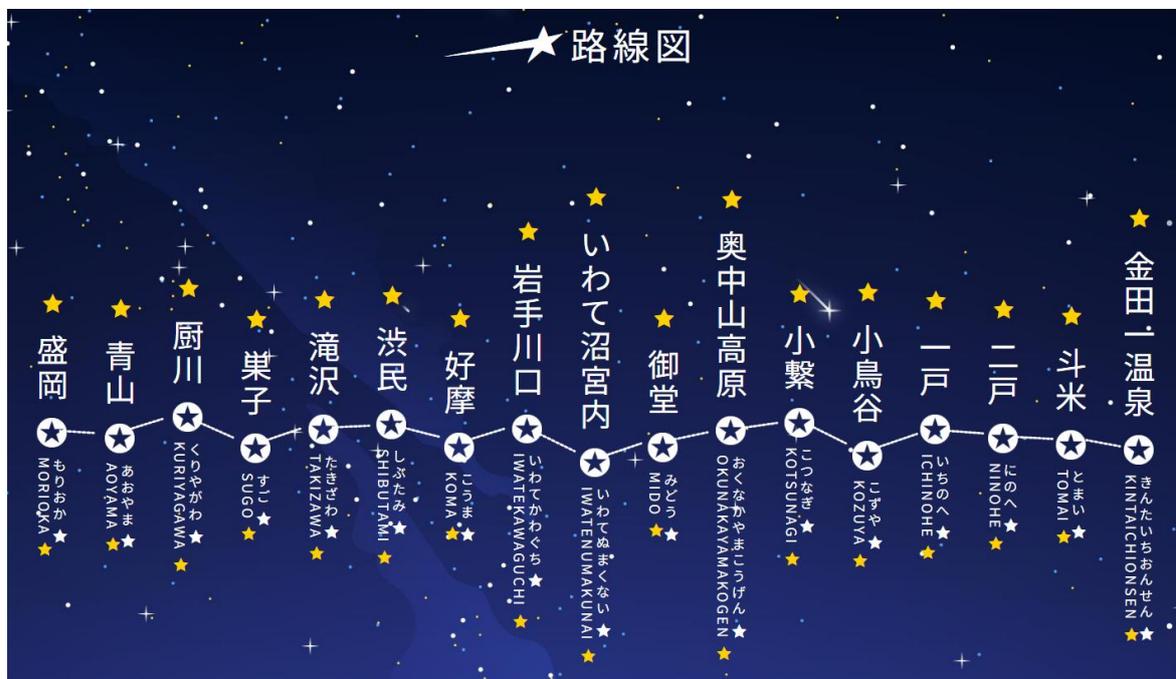
図表 70 令和6年度 IGR観光事業の概要

区分	実施概要
ツアー	青森と盛岡を結ぶ夜行列車企画や、鉄道写真家中井精也氏のツアー、沿線地域の魅力を再発見するツアー、昔の鈍行列車を再現する鉄道ファン向けのツアー等の様々な企画を実施した結果、計907名の参加があった。
イベント・企画列車	クリスマス列車や親子向けのイベント等を実施した結果、約800人の参加があった。
企画きっぷ	夏休みに小学生が100円で乗車できる企画きっぷを販売したほか、青い森鉄道とタイアップした遠距離向けの商品の発売等を実施した結果、企画乗車券の輸送人員は48,077人と昨年同期比で4%増加した。

③ 所在及び主な施設

本社:岩手県盛岡市青山 2-2-8(青山駅青山南口)

駅数:17 駅(目時駅を除く)



(注)上記路線図には、金田一温泉駅の先の目時駅は記載されていない。目時駅は青い森鉄道(株)が運営する青い森鉄道線と、銀河鉄道線が乗り入れている会社境界駅であり、同駅は青い森鉄道(株)の管轄駅である。

④ 収支の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
【営業損益】		
鉄道事業営業収益	4,050,603	4,096,236
鉄道事業営業費	4,410,798	4,291,769
営業利益	△360,194	△195,532
【営業外損益】		
補助金収益(営業外収益)	311,079	304,156
その他営業外収益	20,965	27,640
営業外費用	21,596	24,344
経常利益	△49,746	111,920
【特別損益】		
補助金収入(特別利益)	241,630	162,810
保険金収入(特別利益)	96,022	3,203
その他特別利益	7,411	4,547
固定資産圧縮損(特別損失)	91,109	132,705

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
その他特別損失	17,388	-
税引前当期純利益	186,819	149,777
【当期純利益】		
法人税、住民税及び事業税	13,641	22,803
法人税等調整額 (+収益、△費用)	39,211	△12,900
当期純利益	212,389	114,073

⑤ 財産の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
【資産】		
流動資産	1,447,982	1,253,640
固定資産	4,911,408	5,022,182
資産合計	6,359,390	6,275,823
【負債】		
流動負債	2,770,789	2,432,394
固定負債	1,494,793	1,635,546
負債合計	4,265,582	4,067,941
【純資産】		
資本金	1,849,700	1,849,700
利益剰余金	244,108	358,182
純資産合計	2,093,808	2,207,882

⑥ 大株主の状況について

発行済株式の十分の一以上の数の株式を有する大株主の状況(令和7年3月期)

株主名	持株数
岩手県	20,000 株
盛岡市	5,858 株

(発行済み株式数 36,994 株)

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 39】ツアーにかかる収益精算書の集約化について

IGRでは「ひなび(陽旅)」で行く のんびり楽しむ北いわてと南あおむりの鉄道旅」という観光列車ツアーを令和6年3月20日に開催している。「ひなび(陽旅)」は、JR 東日本が保有する観光列車用の鉄道車両の愛称であり、当車両が銀河鉄道線に乗り入れられツアーが運行された。

IGRではイベント毎に「収益精算書」を作成し、イベントの収支状況の集計・確認を行っており、当ツアーにおいても収益精算書が作成されている。収益精算書を確認したところ、精算書は3枚作成されており、その合計にてツアーの総収入が1,497,510円、総支出が784,011円、利益が713,499円であることがわかる。収益精算書を3枚作成している理由は、販売経路の区分(直売か旅行社を通す売上か)、切符区分(グリーンか普通か)等の違いにより各収益精算書を作成しているためであった。

現状では、収益精算書が3枚に分割されており、一目でツアー全体の収支状況を把握することは難しい状況にある。また、支出が特定区分の収益精算書(区分:グリーン席・直売)に多額に配賦されている状況にあり、各区分における合理的な収支状況を示していない。ツアーの収支状況を明瞭に把握するために、ツアー全体での収益精算書を作成することが望まれる。加えて、各区分の収支状況を把握するためには、支出項目を各区分に合理的な基準で配賦することが必要と考える。

【意見 40】KPIの達成状況について

IGRの中期経営計画(前期:2023年(令和5年)～2027年(令和9年))では、KPI(重要業績評価指標)を定めており、その内容は次のとおりである。

図表 71 2023年(令和5年)～2027年(令和9年)のKPI

提供価値	取組の方向性	KPI	2021(令和3) 実績	2027(令和9) 目標
I 信頼される鉄道	安全・安定輸送の確保	重大事故発生件数	0件	毎年度0件
		1日当たりの運行本数(花輪線を除く)	80本 (65本)	86本 (71本)
II 元気な地域	便利な鉄道	年間輸送人員	433万人	454万人
		企画きっぷ利用者数	34,000人	37,500人
	地域との協働とにぎわいの創出	企画列車運行日数	0日	12日
		自治体連携事業数	3事業	6事業
III 挑戦する組織	経営基盤の確立	社員(正規常勤数)	223人	199人
		EBITDA ※	▲157,507千円	260,757千円
	持続的な成長	業務改善提案件数	28件	34件
	人材の確保・育成	研修実施回数	10回	14回

※EBITDA＝営業損益＋減価償却費(現金支出を伴わない減価償却費や税金を控除する前の資金獲得能力を評価する指標)

(出典:IGRいわて銀河鉄道 経営ビジョン(2023～2032) 中期経営計画(前期:2023～2027))

これらのうち、観光事業関連のKPIは、「企画きっぷ利用者数」、「企画列車運行日数」及び「自治体連携事業数」であり、その達成状況は、次のとおりである。

- ・企画きっぷ利用者数:令和6年度実績 48,077人
- ・企画列車運行日数:令和6年度実績 9日
- ・自治体連携事業数:令和6年度実績 12事業

このように「企画きっぷ利用者数」と「自治体連携事業数」については、目標設定年度である令和9年度を待たずに令和6年度時点で達成されている。一方、「企画列車運行日数」は、令和6年度時点では未達成である。

上記のKPIについては、令和9年度までに達成することを掲げているため未だ時間的な余裕はある。しかし、「企画列車運行日数」については、監査実施年度である令和7年度においても令和6年度と同水準とのことであり、今後令和9年度までの間に達成するための具体的な計画を立案しておく必要がある。

2 1. 公益財団法人盛岡地域地場産業振興センター

(1) 法人の概要

① 設立目的

地場産業振興センターは、「盛岡手づくり村」の建設にあわせて昭和 59 年 8 月に設立された法人である。盛岡地域の地場産業を振興するための事業を行い、地場産業の育成と強化を図り、公正かつ自由な経済活動の機会の確保と地域住民の生活の安定向上及び福祉の増進に寄与することをその目的として掲げている。

県は、地場産業振興センターに対し 7,500 千円(出資等割合 27.4%)を出捐しているが、それを上回る額を盛岡市が出捐(出資等割合 38.5%)するとともに、それ以外の関係町村や業界組合、商工団体等も出捐している。このため、盛岡市がその施策推進のために法人運営に主導的役割を有していると認められる法人として、地元自治体による主導的な関与を基本とするものと位置付けられているため、県としては補助金・委託費の交付等の財政的関与を行っていない。

② 事業の概要

地場産業振興センターは平成 25 年 4 月に公益認定を得て公益財団法人へ移行しており、主な事業は以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 幅広く盛岡地域の地場産品を紹介するほか、人材の育成により盛岡地域の地場産業文化への理解と芸術的工芸品の振興、盛岡地域地場産業事業者の能力育成と後継者確保及び地場産品の振興を図る事業(2) 盛岡地域内の業界団体等との連携や、官公署からの受託等による地場産業の普及啓発に関する事業(3) 施設の賃貸に関する事業(4) 季節毎の催事実施により盛岡手づくり村への集客と地域住民との交流を図る事業(5) 盛岡手づくり村内共用施設維持管理事業(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
|---|

③ 所在及び主な施設

所在地	盛岡市繫字尾入野 64 番地 102(盛岡手づくり村内)
敷地面積	6,273.64 m ²
建物	盛岡地域地場産業振興センター ・鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 2 階(建物面積 3,591.688 m ²)
内部設備等	①第 1 技術研修室(木工、金工、陶芸) ②第 2 技術研修室(ホームスパン、染物) ③第 3 技術研修室(食品) ④多目的ホール:面積 203,75 m ² ⑤展示資料室(観光と産業の紹介) ⑥展示即売室(地場製品の展示即売) ⑦茶室(南部の湯釜を始めとする地場製品の漆器・陶器の用具を設置) ⑧催し物広場:面積 3,000 m ² ⑨その他の施設(食堂・喫茶コーナー、駐車場等)

④ 収支の状況

(単位:千円)

項目	令和 5 年度	令和 6 年度
【経常収益】		
事業収益	95,437	125,627
受取補助金等	45,212	46,919
その他	55	182
経常収益計	140,705	172,729
【経常費用】		
事業費	140,845	171,131
管理費	4,766	4,473
経常費用計	145,611	175,605
【当期経常増減額】	△4,905	△2,876
【当期一般正味財産増減額】	△5,347	△3,477
【当期指定正味財産増減額】	—	—
【正味財産期末残高】	528,511	533,859

⑤ 財産の状況

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
【資産】		
流動資産		
現金預金	9,930	12,926
その他	12,510	15,734
流動資産合計	22,441	28,661
固定資産		
基本財産	27,370	27,370
特定資産	36	36
その他固定資産	514,725	519,022
固定資産合計	542,132	546,429
資産合計	564,573	575,090
【負債】		
流動負債		
未払金	14,796	16,843
その他	2,676	4,388
流動負債合計	17,472	21,231
固定負債		
長期借入金	18,590	20,000
固定負債合計	18,590	20,000
【正味財産】		
指定正味財産	27,370	27,370
一般正味財産	501,141	506,489
正味財産合計	528,511	533,859

※指定正味財産は出捐金相当額である。

⑤ 令和6年度に実施した事業の内容

1. 地場産業振興事業(公益目的事業)	(1) 地場産品紹介普及啓発事業 ア 展示即売事業 イ 物産展・展示会への出展 ウ インターネット販売 (2) 体験学習事業 (3) 展示資料室運営事業
2. 人材育成事業(公益目的事業)	(1) 人材育成事業 (2) 地場産業学習支援事業
3. 施設賃貸事業(収益事業)	南部鉄器協同組合への貸付等
4. 販売促進事業(収益事業)	(1) 「盛岡手づくり村 マルシェ」の運営

	(2) アロニア関連商品の開発・販売 (3) 盛岡手づくり村オリジナル商品の考案・販売
5. 共用施設維持管理事業 (その他の事業)	盛岡手づくり村を構成する盛岡市、協同組合盛岡手づくり村、地場産業振興センターの三者が共有する施設の維持管理
6. 南部曲り家地場産品普及宣伝事業 (その他の事業)	観光客に対し、地場産業や地域文化への理解を不可得ることを目的に、見学施設として南部曲り家を活用。主に修学旅行で訪れる学生の体験学習の会場として活用。
7. 地場産業普及啓発事業 (その他の事業)	効果的な展示方法等をテーマとした研修会の実施
8. 交流促進事業 (その他の事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡手づくり村ゴールデンウィーク 2024 ・盛岡手づくり村夏まつり 2024 ・盛岡手づくり村秋祭り 2024 ・盛岡手づくり村お正月フェア 2025

⑥ 盛岡手づくり村について

盛岡手づくり村は地場産業振興センター、手づくり工房（協同組合盛岡手づくり村所有）及び南部曲り家（盛岡市所有）の 3 つのゾーンで構成され、産業、文化及び観光の複合的な機能を持つ施設として昭和 61 年 5 月に開業している。

なお、盛岡手づくり村の総合的な維持管理については、地場産業振興センターが出捐する市町村、業界組合及び商工団体等からの委託を受けて行っている。また、盛岡手づくり村はこれまで約 40 年間にわたり運営されてきたが、継続的な来場者の減少、収益の悪化や成長可能性、施設修繕費用の見込み等を踏まえ、令和 7 年度に盛岡手づくり村のあり方検討調査を manorda いわて株式会社へ委託して行っている。

目的・役割	(1) 地場産業の振興及び育成 (2) 地場産業に係る関連産業の振興 (3) 地場産業と地域住民の相互交流並びに地域文化の振興
機能	(1) 地場産業振興育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地場産業振興中枢機能 ・情報収集処理機能 ・調査研究開発機能 ・人材養成機能 ・販売促進機能 ・展示、PR 機能 (2) 関連産業振興機能 <ul style="list-style-type: none"> ・関連産業連携強化、情報交換機能 ・観光 PR 機能 (3) コミュニティ推進機能 <ul style="list-style-type: none"> ・文化、教養向上 ・地域住民交流促進機能

(2) 監査の結果

指摘すべき事項はない。

(3) 監査対象事業に対する意見

【意見 41】教育旅行誘致への取組の強化について

地場産業振興センターでは地場産業振興事業の一つに体験学習事業を位置付けており、修学旅行で訪れる生徒・学生等の体験学習の会場として南部曲り家を始めとする施設を活用し、地場産業の歴史や民芸品の宣伝紹介を行っている。県においても、みちのく岩手観光立県基本条例に定める観光基本方針において、「感動を覚え、心に残る修学旅行、遠足、野外活動など、学校行事における魅力ある教育旅行を提案することを促進し、県外からの誘致などを推進すること」を掲げ、みちのく岩手観光立県第4期基本計画においても、その誘致を図っているところであり、盛岡手づくり村は県央における教育旅行の拠点施設の一つと言える。

一方、盛岡手づくり村における教育旅行の利用者数は新型コロナウイルス感染症蔓延の影響から令和元年度を底に急減した後、一旦は回復したものの令和4年度以降は減少に転じ、令和6年度は令和元年度を下回る水準にまで落ち込んでいる。地場産業振興センターによれば、県観光協会作成の教育旅行ガイドブックによる周知を図るとともに、修学旅行の事前調査で来訪する学校教諭等に手づくり村の詳細や魅力等を伝えることによる来場者の確保に努めたが、少子化の影響による生徒・学生数の減少や労務費及び燃料費等の高騰に伴うバス借上代金の上昇等により利用実績が減少したとのことである。

図表 72 教育旅行（修学旅行・野外活動等）に係る利用者数等の推移

区分	学校数(校)	利用者数(人)
平成30年度	164	12,087
令和元年度	153	10,746
令和2年度	326	16,395
令和3年度	334	17,200
令和4年度	263	15,115
令和5年度	166	10,234
令和6年度	135	9,629

(出所: 団体提供データより監査人作成)

修学旅行を始めとする教育旅行の誘致のためには、既に候補の一つとして事前調査で来訪する学校教諭等に対する働き掛けだけでなく、それ以外の新たな学校に対する働き掛けや、実際の教育旅行を手配する旅行代理店に対する働き掛けが重要である。今後は、これまでの実績が多い北海道や東京において県観光協会が主催する教育旅行説明会に参加し、更なる誘致に努めていきたいとのことであるが、学校側に認知されてから実際に教育旅行の訪問先に採用されるまでには時間がかかることも想定される。

このため、教育旅行説明会に継続的に参加し誘致に努めるとともに、旅行代理店への継続的な情報提供や働き掛けに努める等、教育旅行誘致への取組の強化を図りたい。

【意見 42】展示資料室における展示品説明方法の充実について

地場産業振興センターでは、地場産業の振興・発展を目的として、建物 2 階フロアに常設の展示資料室を設け、染・織物及び鉄瓶等の伝統的な工芸品、地場産業の歴史や製造工程、製作者等を実際の製造器具や資料パネル等で紹介している。

図表 73 展示資料室入場者数の推移 (単位：人)

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入場者数	1,788	1,046	2,324	2,354	2,257

(出所：団体提供データより監査人作成)

展示品の内容等には興味深いものも多いが、現状、展示品の説明は文字や写真を中心とする資料パネル等の掲示にとどまるとともに、説明用に上映するビデオ映像についても、故障により稼働していない状況となっている。このため、映像や音声等による視覚的・聴覚的な印象付けに乏しく、特に教育旅行の参加者のように時間的な制約のある入場者に対して、伝統的な工芸品等に対する知識を得る折角の機会を十分に活かしきれていない感がある。

入場者に展示品の説明を伝える方法は様々であるが、多額の設備投資を行わなくとも、例えば各展示資料について音声 QR コードを設置することにより、スマートフォンにて展示品の説明を文字や音声、動画等で提供することが可能になるとともに、多言語による外国人への対応も可能となる。

いずれにしても、展示資料室における展示は各工房等におけるものづくり体験とともに、盛岡手づくり村の魅力を構成する重要な要素になり得るものであり、今後、教育旅行を始めとする入場者に対してより印象深いものとするよう展示品説明方法の充実を検討されたい。

【意見 43】施設の有効活用に資する取組の検討について

今般の外部監査では、盛岡手づくり村の施設全体を視察した。その際、施設各所において利用されていないスペースがあることから、今後、財団はこれらの有効活用に取り組むことが望まれる。

地場産業振興センターの建物は昭和 61 年開業ということもあり、開業当初とは利用状況が変わっていて当然であるが、物置として利用しているスペースや年間数回しか利用しない厨房や食堂については、今後大規模改装を含めた利用形態の模索が必要である。この点、地場産業振興センターでは事業活動の場所を 1 階に集約し、2 階全体を敢えてデッドスペース化することも考えているとのことだが、1 階に集約した形で大規模な団体旅行などを受け入れることが可能なかどうか慎重に検討する必要がある。

また、盛岡手づくり村では各種工房において地場産業の体験や実演が楽しめるようになっているが、平日には実施していない工房などが見られた。新型コロナウイルス感染症の影響や人手不足など様々な理由が考えられるが、修学旅行などは平日しか訪れないため、出来る限り柔軟な対応が望まれる。

盛岡手づくり村の本来の目的は盛岡の地場産業の振興である。一方で、観光目的の来訪者が支払う利用料等が施設の維持に必要な財源となっていることも事実である。加えて、多くの県内外からの来訪者に盛岡の地場産業を知ってもらい、体験してもらうことで、これら地場産業の製品が多くの人に受け入れられることとなるため、本施設における観光客誘致に係る事業は重要であると考えられる。財団は、コンサルティング事業者などの支援も受けて既に多くの施策を考案中である。これらの提案も含め引き続き、観光的視点も取り入れた事業に取り組むことが望まれる。